

大阪市
南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、
北浜地区、淀屋橋地区
交通バリアフリー基本構想

令和8(2026)年4月

目次

1. 大阪市交通バリアフリー基本構想変更の背景と経緯	1
1-1 バリアフリー法とは	1
1-2 バリアフリー基本構想とは	1
1-3 基本構想の策定経過	3
1-4 重点整備地区におけるバリアフリー整備の実施状況	3
1-5 今回の変更の趣旨	10
1-6 基本構想の位置づけ	10
2. 大阪市交通バリアフリー基本構想の基本的な考え方	11
2-1 基本理念[全地区共通]	11
2-2 基本方針[全地区共通]	13
2-3 計画期間	14
2-4 地区の概要	15
2-5 地区のバリアフリー化方針	17
3. 重点整備地区の選定及び区域の設定の考え方	20
3-1 重点整備地区選定の考え方	21
3-2 重点整備地区の区域設定の考え方	22
3-3 地区における重点整備地区の区域設定	23
4. 生活関連施設及び経路設定の考え方	25
4-1 生活関連施設設定	25
4-2 生活関連経路設定	28
4-3 地区における生活関連施設・経路図(経路図・一覧)、乗り換え経路図	30
5. 整備等の方針・内容	31
5-1 基本構想の枠組み	31
5-2 変更の視点や考え方	32
5-3 整備区分と時期	32
5-4 鉄道施設の整備等の方針・内容	33
5-5 バス車両及びタクシー車両の整備等の方針・内容	95
5-6 道路・交差点の整備等の方針・内容	104
5-7 建築物・都市公園の整備方針及び整備内容	114
6. 心のバリアフリーの推進	115
6-1 教育啓発事業の位置づけ	115
6-2 教育啓発事業の取組方針	116
6-3 教育啓発事業の取組内容	117
7. 基本構想の推進及び継続的な改善	119
参考資料1:基本構想における対象者及び特性	121

参考資料2:策定時の基本構想に基づく特定事業等の実施状況に係る評価	124
参考資料 3:道路の特定事業の整備等の内容及び整備区間等について	139
付属資料 1:南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区交通バリアフリー基本構想変更の検討の経緯	140
付属資料 2:南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区ワークショップの開催概要	141
付属資料 3:ワークショップにおける意見と対応表	145
付属資料4:大阪市交通バリアフリー基本構想(鶴橋地区、南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区、新今宮地区、弁天町地区、放出地区)(案)に対するパブリック・コメント結果一覧表	187

1. 大阪市交通バリアフリー基本構想変更の背景と経緯

1-1 バリアフリー法とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「バリアフリー法」という。）は、高齢者や障がい者などの自立した日常生活や社会生活を確保するため、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、新設・改良時のバリアフリー化基準への適合義務や既存施設への基準適合の努力義務を定めています。

1-2 バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想は、バリアフリー法第 25 条に基づき、旅客施設の周辺地区など、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する構想です。施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を推進することをねらいとしたものです。バリアフリー基本構想では、重点整備地区、生活関連施設、生活関連経路及び特定事業を定めます。

「移動等円滑化基本構想」（バリアフリー基本構想）

- ・市町村は、移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成するよう努めるものとする。（バリアフリー法第 25 条）

「重点整備地区」

- ・生活関連施設が概ね3以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障がい者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる地区であり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する必要があると認められる地区（バリアフリー法第 2 条）

「生活関連施設」

- ・高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設（バリアフリー法第 2 条）

「生活関連経路」

- ・生活関連施設間を結ぶ経路（バリアフリー法第 2 条）

「特定事業」

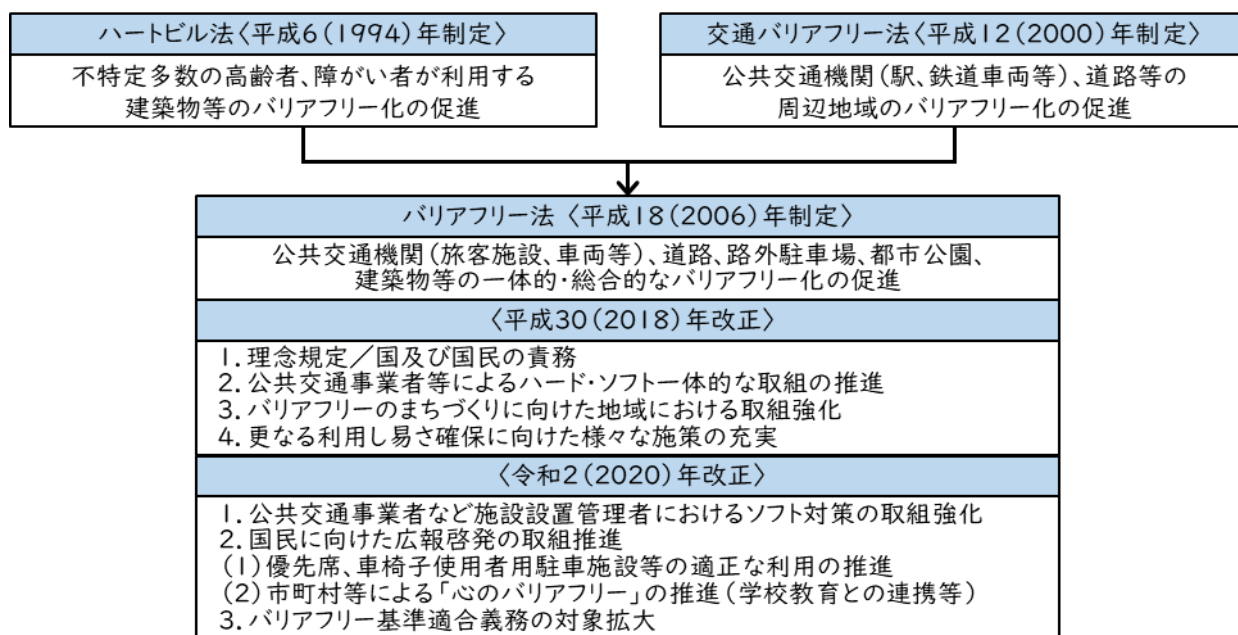
- ・生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するもの（バリアフリー法第 2 条）

(参考) バリアフリーに関する法令の経過

平成 6 (1994) 年に建築物のバリアフリー化方策を定める『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律』(以下、「ハートビル法」という。)、平成 12 (2000) 年に旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化方策を定める『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律』(以下、「交通バリアフリー法」という。)が制定されました。

平成 18 (2006) 年には、総合的なバリアフリー施策推進を目的として、「ハートビル法」「交通バリアフリー法」を統合拡充した「バリアフリー法」が制定され、公共交通機関や道路、路外駐車場、都市公園、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化の促進が可能となり、平成 30 (2018) 年と令和 2 (2020) 年には、バリアフリー法が改正され、共生社会や一億総活躍社会の実現に向け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等の強化が示されました。また、市町村が基本構想を作成した場合、概ね5年ごとに、事業の実施状況の調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要に応じて基本構想を変更する点について規定されました。

■法令制定の過程



「バリアフリー法改正の背景」

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会の実現、高齢者、障がい者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性
- ・平成30(2018)年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化する必要性

1-3 基本構想の策定経過

本市では、平成12(2000)年に施行された交通バリアフリー法に基づき、平成15(2003)年から平成18(2006)年にかけて、「南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区」を含む市内の主要な駅を中心に25地区において「大阪市交通バリアフリー基本構想」(以下、「基本構想」という。)を次のとおり策定しています。

第1次 基本構想策定地区<平成15(2003)年4月策定> 3地区 梅田、難波、天王寺・阿倍野
第2次 基本構想策定地区<平成16(2004)年4月策定> 12地区 京橋、鶴橋、南森町・大阪天満宮、天満橋、北浜、淀屋橋、新大阪、新今宮、日本橋、上本町・谷町九丁目、弁天町、海老江・野田阪神
第3次 基本構想策定地区<平成17(2005)年4月、平成18(2006)年4月策定> 10地区 西九条、関目、放出、喜連瓜破、御幣島、我孫子町、大正、住之江公園、コスモスクエア、駒川中野

1-4 重点整備地区におけるバリアフリー整備の実施状況

(1) 特定事業の実施状況

本市では、平成12年に施行された交通バリアフリー法に基づき、平成15年4月から平成18年4月にかけて、「南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区」を含む市内の主要な駅を中心に25地区において基本構想を策定し、駅舎や駅周辺の主要な施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してきました。

これまで、基本構想により各事業者に対してバリアフリー化整備が義務付けられた特定事業(公共交通(駅舎、鉄道車両)、道路、交通安全(交差点))について、進捗状況を毎年把握し、公表してきたところでありますが、このたび、特定事業を中心に南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区基本構想に掲げられたバリアフリー化整備の実施等について、調査、分析及び評価を行いました。

なお、段階評価は進捗率に応じ、次の5段階とし、評価全体の内容については参考資料2を参照してください。

段階評価	進捗率(2003年基準(※))
A:整備済み	100%
B:概ね整備済み	90%以上 100%未満
C:整備が比較的進んでいる	70%以上 90%未満
D:整備が比較的進んでいない	50%以上 70%未満
E:整備が進んでいない	50%未満

(※) 本評価は、基本構想策定時の整備基準に基づく事業の実施状況を示しています。

評価の時点は、令和3年3月末の事業の進捗状況です。

■駅舎の進捗状況及び評価

駅舎(対象:9駅_{※1})の整備内容及び進捗状況は次のとおりです。

[上段:整備駅数 中段:整備駅の割合 下段:評価]

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
1	視覚障がい者 誘導用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	3 駅 33% E	8 駅 89% C	9 駅 100% A
2	音案内	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討 _{※2}	0 駅 0% —	0 駅 0% —	2 駅 22% —
3	案内・誘導	駅舎内での一貫した連続性のある案内・誘導及び乗り換えや周辺施設等への案内に努める	3 駅 33% E	4 駅 44% E	9 駅 100% A
		異常時に改札付近等で掲示を行う	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
4	券売機	車椅子使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める _{※2}	0 駅 0% —	4 駅 44% —	5 駅 56% —
5	改札口	拡幅改札口の設置	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
6	エレベーター	ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	6 駅 67% D	8 駅 89% C	9 駅 100% A
		乗り換え経路の確保	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
7	階段	階段の手すりに、行先を点字で表示	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
		踏面端部が容易に識別できるように配慮する	4 駅 44% E	7 駅 78% C	9 駅 100% A

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
8	ホームにおける 列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する 情報を文字及び音案内で提供	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
9	車両とホーム との隙間・段差	ホーム構造や車両構造について 検討を行う※2	0 駅 0% —	0 駅 0% —	0 駅 0% —
		渡り板を配備	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
10	ホームにおける 安全対策	ホーム縁端付近に連続して警告 ブロックを敷設	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
		線路側とホーム内側の区別が出 来る工夫をする	3 駅 33% E	8 駅 89% C	9 駅 100% A
		線路側外のプラットホーム両端 に警告ブロックを敷設	5 駅 56% D	9 駅 100% A	9 駅 100% A
11	トイレ	車椅子対応トイレの設置	7 駅 78% C	7 駅 78% C	9 駅 100% A
		今後設置するトイレの多機能化	3 駅 33% E	4 駅 44% E	9 駅 100% A

※1 Osaka Metro（谷町線・堺筋線）南森町駅、JR 大阪天満宮駅、Osaka Metro（谷町線）天満橋駅、京阪天満橋駅、Osaka Metro（堺筋線）北浜駅、京阪北浜駅 Osaka Metro（御堂筋線）淀屋橋駅、京阪淀屋橋駅が対象。特定事業計画の進捗状況の報告駅別（大阪市高速電気軌道（株）について路線別）で集計。なお、各駅の整備状況（令和3年3月末時点）は別添1のとおり。

※2 整備内容が「検討」となっているため、整備駅数、整備駅の割合は参考値。

対象となる9駅において整備済み（評価 A）となっているものは、目標年である平成 23（2011）年3月末時点で8事業だったものが、令和3（2021）年3月末時点では15事業となっています。

その結果、全駅において、エレベーター等の設置により段差を解消し、拡幅改札口が設置された経路（バリアフリールート）が少なくとも1経路は確保されるとともに、鉄軌道駅間の乗り換え経路についても、バリアフリールートが1経路以上確保されています。また、階段手すりの行先の点字表示、階段踏面端部の識別への配慮、ホームにおける列車案内や渡り板の配備、ホーム端部における連続した警告ブロックの敷設、車椅子対応トイレ（バリアフリートイレ）についても、全駅において整備済み（評価 A）となっています。

このように、基本構想を作成した時点では検討事項となっていた事業について整備が完了していない駅舎があるものの、基本構想を作成した当時（平成16（2004）年4月時点）に比べると、大幅にバリアフリー化されており、高齢者、障がい者等の鉄軌道による移動にあたり必要とされる整備が一定の水準まで進んでいる状況にあることから、高齢者、障がい者等の移動等に係る身体負担の軽減が図られています。

■道路の進捗状況及び評価

道路の整備内容は、歩道の段差解消・勾配修正・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などであり、進捗状況※1は次のとおりです。

[上段:整備延長※1 中段:整備率 下段:評価]

地区名	主要な経路の延長	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
南森町・大阪天満宮※2	13.14km	0.80km 6% E	8.31km 63% D	12.20km 93% B
天満橋※2				
北浜※2				
淀屋橋※2				

※1 視覚障がい者誘導用ブロックの設置延長

※2 主要な経路が複数の地区にわたっているため、合計値を記入

南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区は、令和3（2021）年3月末時点でB評価であり整備済みとはなっていないが、整備延長は向上し、道路のバリアフリー化整備が着実に行われており、高齢者や障がい者等の歩行環境の改善が図られています。

現在、主要な経路のうち未整備となっている区間には、馬場町線のように都市計画道路（東野田河堀口線）の事業予定と合わせて整備を予定しているものなどがあります。

■交差点の進捗状況及び評価

基本構想における主要な経路を対象とした整備内容は主に次のとおりで、継続的に実施する違法駐車等を防止するための事業を除き、平成23（2011）年3月末までに整備が完了しています。なお、違法駐車行為の防止に係る事業については、警察官の取締り活動に加え、駐車監視員による放置車両の確認事務を行うなど、継続的に行っています。

- ・主要な経路上にある必要な交差点における、既設信号機への音響信号機（視覚障がい者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置等）の整備
- ・高齢者や身体障がい者等が通常の横断に要する歩行者用信号秒数の確保
- ・反射材等を用いた高輝度道路標識、道路標示の設置
- ・移動円滑化を阻害する違法駐車等を防止するための事業を重点的に推進
- ・必要な既設信号機への歩行者用信号灯器の設置・増設

計画どおり整備が完了したことにより、交差点のバリアフリー化が図られ、基本構想を作成した当時（平成16（2004）年4月時点）に比べ、高齢者、障がい者等が道路を横断するにあたっての安全性が確保されています。

(2) 市民・当事者から見たバリアフリー整備の現状

南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区では、現地確認も含めたワークショップを実施し、当事者の方々から意見を聴取しました。バリアフリー整備の現状に関する主な意見は次のとおりです。

■駅舎に関する事項

項目	主なワークショップ等意見
1.視覚障がい者誘導用ブロック	○券売機(定期券含む)やインターホン、駅長室内の救護室、トイレの入り口、移動経路となるエスカレーターや、スロープ等まで誘導用ブロックを連続的に敷設してほしい。 ○誘導用ブロックの経路が遠回りとなっていたり、斜めに敷設されている箇所があるため、歩きやすさに配慮した経路に誘導用ブロックを敷設してほしい。
2.音案内	○主要な設備(券売機、インターホン、点字案内板、トイレ等)を案内する音声案内を設置してほしい。 ○乗り換え経路の分岐点となる箇所に音声案内を設置してほしい。 ○エスカレーターに音声案内がなく、誤進入した際に危険であるため、音声案内をつけてほしい。
3.案内・誘導	○駅長室内の救護室や移動経路となっている民間施設内の既存エレベーターの位置がわかる案内・誘導サインをつけてほしい。 ○掲出位置高さや向きなど、車椅子使用者に配慮した案内・誘導サインを掲載してほしい。 ○案内・誘導サインの文字やピクトグラムが小さく見えにくいいため、大きく表示してほしい。 ○乗り換え経路や出入口、バス乗降場を含む周辺施設の位置がわかりにくいいため、駅全体の案内図(点字付き)や案内・誘導サインを設置してほしい。 ○改札口とバス乗降場間の移動経路がわかりにくいいため、案内・誘導サインを充実させてほしい。
4.切符の購入	○車椅子使用者に配慮し、蹴込みの奥行きや幅、券売機高さ、タッチパネルの角度、光源の位置・角度などを見直してほしい。 ○聴覚障がい者に配慮し、券売機へのモニター設置など映像でもオペレーターからの案内がわかるようにしてほしい。 ○呼び出しボタンについて、誰もが押しやすくなるようにもう少し大きくしてほしい。 ○駅係員へのお問合せ機能も含めて、操作がしやすいように説明(音声、点字含む)を充実させてほしい。 ○タッチパネルが小さく、さらに文字が小さいため、大きくしてほしい。 ○誘導用ブロックが繋がっている券売機が点検中である場合は、音声案内を流してほしい。
6.エレベーター	○11人乗りのエレベーターが多いため、15人乗り以上のエレベーターを設置してほしい。 ○停止階における行き先案内が少ないため、何階に何があるか停止階の案内を充実させてほしい。
11.トイレ	○バリアフリースペース内に大型ベッドを設置してほしい。

項目	主なワークショップ等意見
	○車椅子使用者に配慮し、扉の仕様やボタンの位置等を改善してほしい。 ○LGBTQ+の観点も取り入れ、誰もが使いやすいトイレの配置・整備をしてほしい。
その他	○救護室内に簡易トイレ等の備品を備えてほしい。 ○救護室内のドアを閉めた状態でも緊急時にすぐに駅員を呼べるよう、救護室内に呼び出しボタンを設置してほしい。 ○授乳室やカームダウン/クールダウンスペース、ベンチといった休憩施設を設置してほしい。

■道路・交差点に関する事項

項目	項番	主なワークショップ等意見
(1)道路	1.歩道の整備改良	○歩道の舗装等の状況が悪く、凸凹している箇所があるため改善してほしい。 ○車道と歩道の段差が大きい箇所があるため改善してほしい。
	2.視覚障がい者誘導用ブロックの敷設	○生活関連経路について、誘導用ブロックが敷設されていない箇所があるため敷設してほしい。 ○音響信号機のボタンまで誘導用ブロックが敷設されていないため敷設してほしい。 ○歩道の舗装の色と誘導用ブロックの色が同系色となっており、区別がつかないため、違いがわかるようにしてほしい。
	5.その他の施設	○バス乗降場の系統や路線図、時刻表の文字が小さく見えにくいいため、大きく表示してほしい。 ○バス乗降場に“系統”と“行き先”の音声案内をつけてほしい。
(2)案内・誘導施設の整備		○地上から各駅の改札口等へ向かうエレベーター(民間施設内の既存エレベーター含む)やスロープ等の位置がわかりにくいいため、案内・誘導サインを充実してほしい。その際、文字やピクトグラムは大きく表示してほしい。
(3)歩道上障害物		○誘導用ブロック周辺にカラーコーンや自転車が停められているため、撤去してほしい。
(4)乗り換え経路		○改札口から民間施設内の既存エレベーター間の経路において、誘導用ブロックが途切れている箇所があるため、連続して敷設してほしい。
(5)交差点等の整備		○生活関連施設に向かう横断歩道には音響信号機及びエスコートゾーンを設置してほしい。

■その他

項目	主なワークショップ等意見
民間施設等	○民間施設内の誘導用ブロックがステンレス(銀色)のものがあり、見えにくいいため、床面との差異をつけてほしい。 ○民間施設内のエレベーターについて、車椅子利用者用のボタンの整備や運用時間を掲載してほしい。

1-5 今回の変更の趣旨

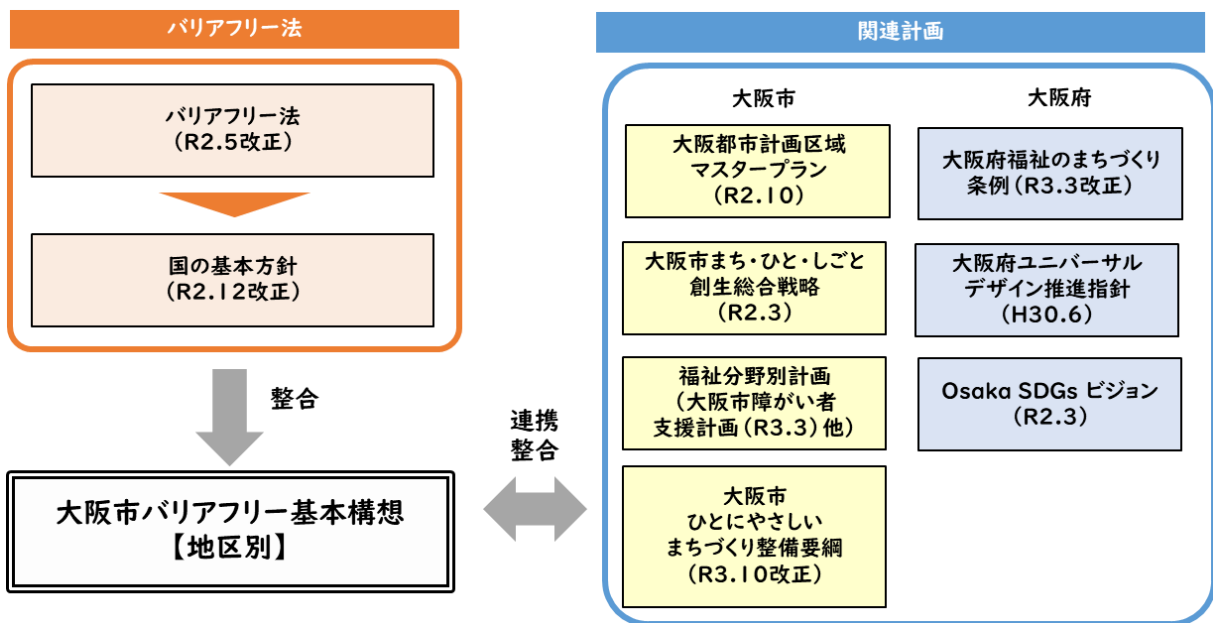
前述のとおり、作成した当時の基本構想(平成 16 (2004)年 4 月時点)に基づき、重点整備地区のバリアフリー化が着実に進展する中、南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区の土地利用の変化や社会状況の変化、市民・当事者等の意見などを踏まえた基本構想の変更が必要となっています。

1-6 基本構想の位置づけ

基本構想の変更にあたっては、令和 2 (2020) 年・3 (2021) 年に施行されたバリアフリー法や移動等円滑化の促進に関する基本方針※(以下、「国の基本方針」という。)との整合を図ります。

また、大阪都市計画区域マスタープランといった関連計画及び移動等円滑化に関する大阪府の条例等をはじめ、本市において従来より取り組んでいる「ひとにやさしいまちづくり整備要綱」といった関連計画及び施策等との連携・整合を図ります。

さらに、大阪・関西万博の開催にともない、各種ガイドラインが策定されたことから、これらの内容を考慮した上で基本構想の変更を進めます。



※バリアフリー法第 3 条「主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針を定めるものとする。」

2. 大阪市交通バリアフリー基本構想の基本的な考え方

2-1 基本理念[全地区共通]

基本構想の変更にあたって、策定時の基本構想、バリアフリー法、関連計画等を踏まえ、全地区に共通したバリアフリー化の基本理念を次のとおりとします。

すべての人が安全・安心で、円滑に移動等のできる空間や環境を形成することにより、生き生きと暮らせる都市の実現をめざす。

日本においては、本格的な高齢社会を迎え、高齢者の自立と社会参加による健全で活力ある社会の実現が求められています。また、障がい者が障がいのない者と同等に生活し活動する社会をめざすノーマライゼーションの理念の社会への浸透などを背景として、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に支え合う「共生社会」の実現が求められています。

さらに、近年、障害者の権利に関する条約の締結並びに障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）及び障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）等の関連法制の整備が進められてきました。これらの関連法制の整備に加え、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の施行や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、「包括的で誰も排除することのない、カバーされない人が生じることは許されない」というインクルージョンの理念も踏まえ、高齢者、障がい者等も含めた誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取組を進めることが必要となっています。

このような社会の実現のためには、高齢者、障がい者等が社会参加をするための重要な手段となる施設等の移動等円滑化を促進することが重要であり、社会的障壁の除去を図りながら、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づく全ての利用者に利用しやすい環境整備が求められています。

本市においても、誰もが自分らしく安心して暮らし続けることができる社会の実現をめざして、各種計画や方針等を示し様々な取組を実施しています。基本構想におけるこれまでの取組においては、重点整備地区におけるバリアフリー化が着実に進展する中、全地区共通の基本理念を定め、年齢や障がい等の違いに関わりなく、来訪者も含むすべての人が、安全・安心で生き生きと暮らせる都市の実現をめざして、引き続きバリアフリー化を推進していきます。

「来訪者を含むすべての人」(基本構想における対象者)

高齢者、障がい者等の移動制約者を念頭におきつつ、また、SOGIESC※の多様性に留意し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にたって、外国人、妊産婦といった方も含めたすべての人とします。(参考資料I参照)

※:SOGIESC(ソジエスク)とは、4つの性の構成要素の頭文字を並べたもの。

性的指向・性自認・性表現・性的特徴

・性的指向:SO(Sexual Orientation:セクシュアル オリエンテーション)どの性別に恋愛感情や性的関心が向かうかという指向。

・性自認:GI(Gender Identity:ジェンダー アイデンティ)自分がどの性であるかという認識。

・性表現:E(Gender Expression:ジェンダー エクスプレッション)服装や言葉遣い、振る舞いなど自らの性をどう表現するか。

・性的特徴:SC(Sex Characteristics:セックス キャラクタリスティクス)生物学的な性別を示す身体的特徴。

出典:交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン

2-2 基本方針[全地区共通]

基本構想の基本理念を実現するため、次の4つの基本方針により、バリアフリー化を推進します。

基本方針① 各地区の特性に応じた面的なバリアフリー化の継続的な推進

基本構想を策定する地区では、都心部の多くの鉄道路線が結節する巨大ターミナルを擁する地区や周辺部の地域の核となる地区など、各地区の特性に応じたバリアフリー化を進めており、今後も継続していく必要があります。

各地区の土地利用状況や整備の進捗状況を踏まえて、大規模開発計画に合わせた対応も含め面的なバリアフリー化を今後も着実に進めていきます。

基本方針② 誰にでも分かりやすい情報提供の充実

障がいのある人にとって、日常の場面における情報の取得や意思疎通は、バリアフリー化の推進において極めて重要な視点であり、令和4(2022)年5月には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されるなど、施設の整備(ハード)だけでなく、情報提供の充実や環境整備が重要となり、新たに基本構想に位置づけて取組を進めて行く必要があります。

高齢者・障がい者をはじめ、様々な利用者に対応した多様な手法による情報提供や、平常時のみならず災害発生時や事故発生時等の不測の事態における必要な情報の適切な提供等により、バリアフリー化の推進を図ります。

基本方針③ 「心のバリアフリー」の推進

施設のバリアフリー化に代表されるハードの整備が進んでも、真の意味でのバリアフリー化は図れません。高齢者や障がい者等に対して、国民ひとりひとりが高齢者、障がい者等の特性を理解し、接する必要がある、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う心のバリアフリーが重要となります。

心のバリアフリーの考え方を理解し、実際の行動に結びつけることができるよう、効果的な広報・啓発活動、教育活動に行政・事業者・市民が連携・協働して取り組み、心のバリアフリーの推進を図ります。

基本方針④ 行政・事業者・市民の連携・協働によるバリアフリー化の推進

すべての人が安全・安心で円滑に移動ができる空間形成の実現には、関係者の連携・協働は必要不可欠です。

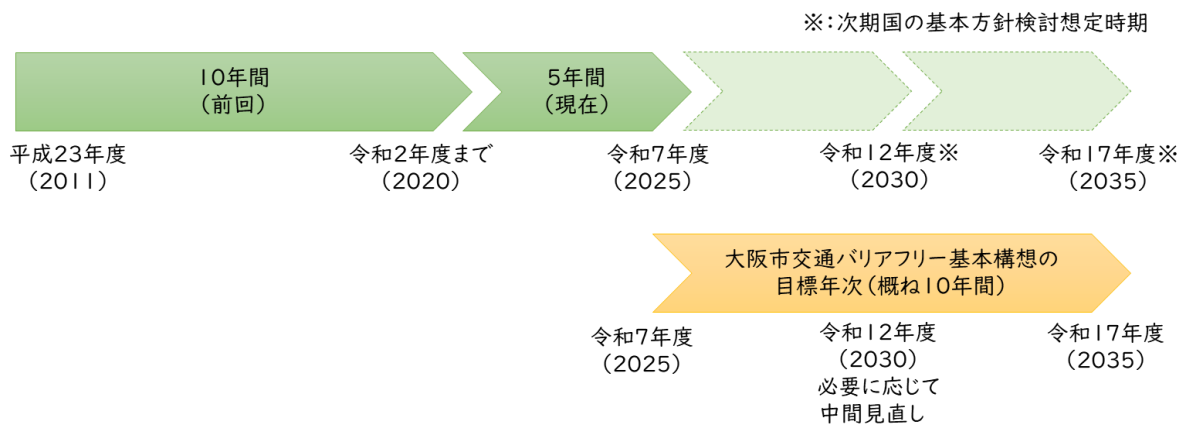
行政、公共交通事業者、交通管理者等の関係機関や市民・当事者等が、適切な役割分担のもと連携・協働しバリアフリー化の推進を図ります。ニア・イズ・ベターの観点から、重点整備地区ごとの市民・当事者等の意見を最も尊重することとします。

2-3 計画期間

バリアフリー法に基づく現行の国の基本方針の目標期間は、新型コロナウイルス感染症による影響への対応等を踏まえ、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間となっています(前期は平成23(2011)年度から令和2(2020)年度末までの10年間)。

一方で、バリアフリー事業については、ハード整備を伴うものが多く、事業の検討や計画から完了までに一定の期間を要するものもあり、重点整備地区25地区内の施設についても、順次計画的に整備を進めていく必要があります。

これらを踏まえ、本市では基本構想の目標年次を令和7(2025)年度から令和17(2035)年度までの概ね10年間と設定します。ただし、概ね5年ごとに事業の実施状況の評価等を行うよう努めるとされているバリアフリー法の趣旨を踏まえ、基本構想の変更5年後の令和12(2030)年度に、必要に応じた中間見直しを行うものとします。



2-4 地区の概要

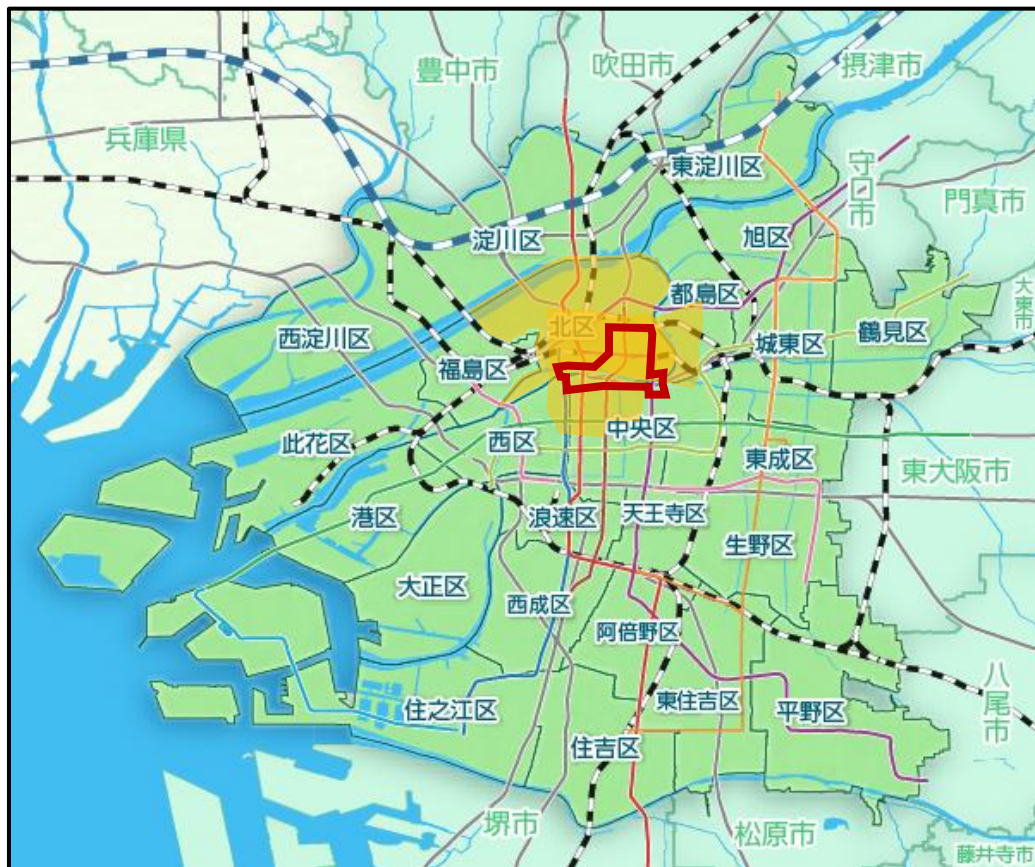
南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区は、Osaka Metro 南森町駅、JR 大阪天満宮駅、Osaka Metro 天満橋駅、京阪天満橋駅、Osaka Metro 北浜駅、京阪北浜駅、Osaka Metro 淀屋橋駅、京阪淀屋橋駅、京阪なにわ橋駅、京阪大江橋駅が立地しており、これら10駅の一日常平均利用者は約70万人となっています。

南森町・大阪天満宮地区には、小・中規模なオフィスを中心とした業務機能が集中しており、また天神橋筋商店街があり、広域的な集客をしています。

天満橋地区には、京阪シティモールなどの商業施設、国の合同庁舎などの広域的な利用のある公共施設や業務機能が立地しています。

北浜地区には、大阪市立東洋陶磁美術館やこども本の森 中之島といった文化施設が立地しています。

淀屋橋地区には、金融を中心とした中枢業務機能の集積のほか、北側の中之島には大阪市役所や大阪府立中之島図書館、中央公会堂、フェスティバルホールなど官公庁等施設と文化施設が集積しています。



南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区の位置

鉄道駅乗降客数

鉄道駅	乗降客数(千人/日)	
	基本構想作成 当時(H15)	RI 年度※
Osaka Metro(谷町線・堺筋線)南森町駅	—	83
JR 大阪天満宮駅	—	50
Osaka Metro(谷町線)天満橋駅	—	88
京阪天満橋駅	—	48
Osaka Metro(堺筋線)北浜駅	—	71
京阪北浜駅	—	31
Osaka Metro(御堂筋線)淀屋橋駅	—	233
京阪淀屋橋駅	—	94
京阪なにわ橋駅	—	2
京阪大江橋駅	—	5
合計	774	699

※新型コロナウイルス感染症拡大前の数値

2-5 地区のバリアフリー化方針

(1) バリアフリー化整備の背景

南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区では、これまで、基本構想の「訪れ・働き・活気に満ちたまちの活動を支える安全・快適・円滑で人にやさしい移動空間の形成」を地区の基本理念として、駅舎内では、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設やエレベーターの整備、階段の点字表示・踏面の配慮、ホームにおける安全対策、トイレの多機能化が進められてきました。また、主要な経路においては、全て整備済みとはなっていませんが、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等が進められてきました。

一方、近年、障害者権利条約をはじめとする関連法制の整備に加え、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、2025年の大阪・関西万博の開催等を契機として、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、すべての利用者に利用しやすい環境整備とともに、すべての人が、社会的障壁の除去を含む心のバリアフリーの考え方を理解し、実際の行動に結びつけることができるよう、効果的な広報・啓発活動、教育活動に行政・事業者・市民が連携・協働して取り組み、すべての人が快適で安全に移動することができるまちづくりをめざすことが求められています。

(2) 現状の主な課題

1) 鉄道駅について

- ・券売機の蹴込みの奥行きが不十分であることや画面位置が高いことにより、タッチパネルの上部まで手が届かない、また、タッチパネルの表示画面が照明の反射等により見にくいなど、車椅子使用者の設備利用のしやすさの向上が必要です。
- ・地上出入口やトイレなど主要な設備までの視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な敷設や設置位置を知らせる音響案内の設置など、視覚障がい者の移動のしやすさの向上が必要です。
- ・バリアフリースペース内の大型ベッドの設置、高齢者、障がい者、異性介助者、LGBTQ+、乳幼児連れの人等すべての人が利用しやすいトイレの設置、長距離移動や人混み、音や光などの環境に配慮したカームダウン・クールダウンスペースの設置などの検討が必要となっています。

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・障がい特性に配慮した券売機・精算機の構造(蹴込み、設置高さ、画面角度等)の改善、音声案内装置の設置
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの連続的な敷設や音響案内の設置などによる主な施設(出入口、トイレ等)へのわかりやすい案内・誘導

■社会状況の変化等に応じた取組に関する課題

- ・バリアフリースペースにおける大型ベッドの設置、バリアフリースペースの機能の分散化、オールジェンダートイレの設置(配置・仕様)やカームダウン・クールダウンスペースの設置

2) 乗り換え経路等について

・当該地区の駅は全てが地下に設置されていることから、改札口と地上の移動には、上下移動が伴います。京阪淀屋橋駅、Osaka Metro 淀屋橋駅、京阪北浜駅、Osaka Metro 北浜駅においては、民間施設のエレベーターを活用することにより、改札口と地上の連続性を確保してきました。円滑な移動動線を確保するため、地上におけるエレベーターの位置のわかりやすい案内・誘導の検討が必要です。

・天満橋地区は、京阪天満橋駅の周囲にバスターミナルが整備されており、鉄道とバスなどその他交通機関との連携を図りながらバリアフリー整備を行う必要があります。バス停留所位置など、すべての人にとってわかりやすい案内・誘導の検討が必要です。

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置の見直しや追加、誘導用ブロックで床面と区別が困難な箇所における床面との色彩組合せに配慮した整備、維持管理
- ・エレベーター位置やバス停留所位置等にかかる視認しやすい掲出位置等に配慮した案内・誘導サインの設置

3) 道路・交差点について

・歩道と車道の境界部の段差や舗装面のがたつき、視覚障がい者誘導用ブロックが途切れている、誘導用ブロックが歩道と区別がしにくい箇所があるなど車椅子使用者や視覚障がい者等が移動しにくい状況です。

・横断歩道を安全に横断するために、音響信号機やエスコートゾーンの設置や音響信号機の押しボタンが操作できる位置までの視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などについて検討する必要があります。

■これまでの取組内容の充実や継続した取組に関する課題

- ・車道と歩道の縁石の段差の解消、舗装面・勾配の改善
- ・音響信号機やエスコートゾーンの設置や音響信号機の音量や方式の見直し
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置の見直しや追加、誘導用ブロックで床面と区別が困難な箇所における床面との色彩組合せに配慮した整備、維持管理

(3) 地区のバリアフリー化方針

これらの課題を踏まえ、前述の 2-2 基本方針[全地区共通]の基本方針①「各地区の特性や土地利用状況、整備の進捗状況を踏まえたバリアフリー化の継続的な推進」に沿った南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区のバリアフリー化方針を次のように考えます。

方針 1 駅及び駅周辺におけるバリアフリー化の推進

- ・誰もが使いやすい駅施設のバリアフリー化を図ります。
- ・鉄道とバス、周辺施設等の連携を図りながら、わかりやすい案内・誘導の充実を図ります。

方針 2 安全で快適に移動できる生活関連経路のバリアフリー整備・充実

- ・駅から生活関連施設を結ぶ経路を安全で快適に移動できるよう、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設など、連続したバリアフリー化を図ります。
- ・必要性の高い横断歩道において、音響信号機の設置など、誰もが安心して渡れるような整備を図ります。

3. 重点整備地区の選定及び区域の設定の考え方

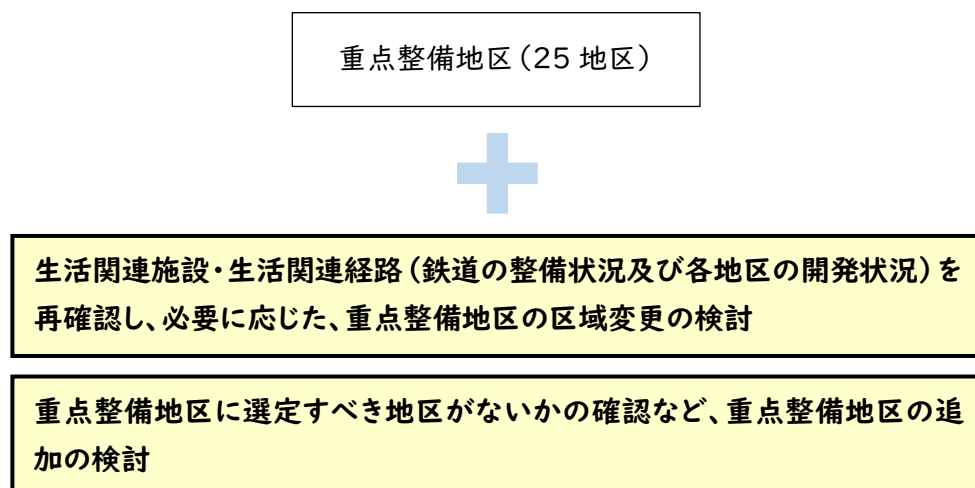
各重点整備地区では、特定事業の進捗率は100%に到達しておらず、また、完了事業についても、適切な維持管理とともに、バリアフリー法の改正等を踏まえ、更なる整備の推進が必要となります。

また、本市では、鉄道ネットワークが充実していることから、多数の高齢者・障がい者等が利用すると考えられる施設の多くが、鉄道駅を中心とした徒歩圏内に集積しています。

加えて、国の基本方針においても、特定旅客施設を含む重点整備地区を設定することが、引き続き特に求められるとされています。

以上のような点から、本市の特性、バリアフリー法及び国の基本方針を踏まえ、鉄道駅舎を含むこれまでの重点整備地区及びその区域を継続することを基本とし、鉄道の整備状況及び各地区の開発状況を踏まえ、必要に応じて区域の変更を行います。

また、重点整備地区の追加については、今後継続的に検討を行います。



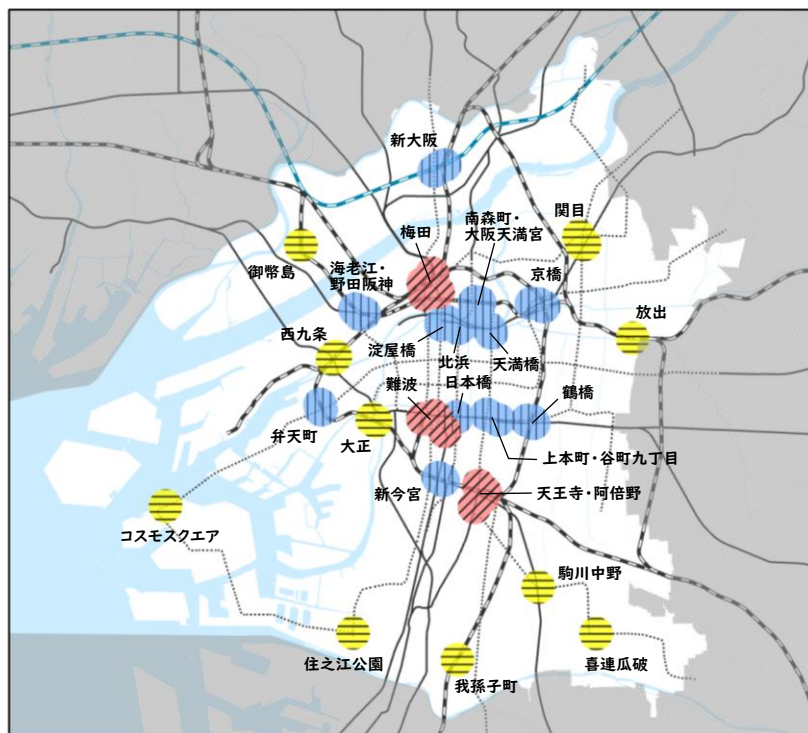
3-1 重点整備地区選定の考え方

重点整備地区選定の考え方は、利用者数をはじめ乗換経路や駅から施設間のバリアフリー化の観点から次のとおりとしています。

- ①乗降客数が10万人以上の旅客施設を含む地区
- ②他社線への乗り換えが多い旅客施設を含む地区
- ③徒歩圏に官公庁施設、福祉施設が集積している旅客施設を含む地区

上記の考えを踏まえ、選定した地区(25地区)は次のとおりです。

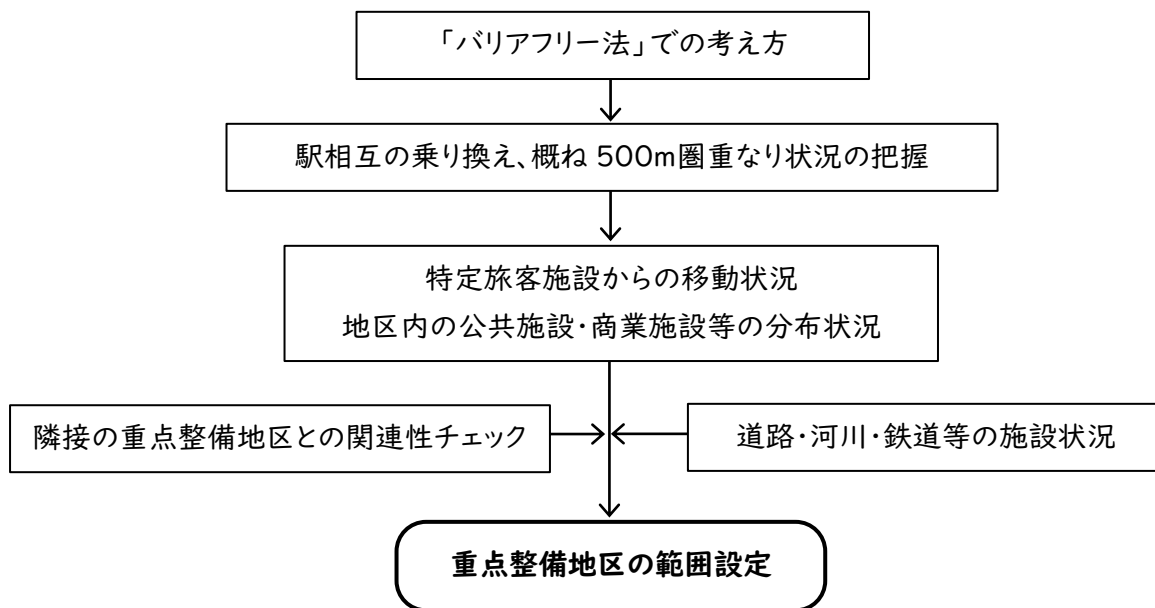
基本構想策定地区		選定理由
 3地区	第1次<平成15(2003)年4月策定>3地区 梅田、難波、天王寺・阿倍野	- 乗降客数の上位3地区 4駅以上が集中し、交通機関相互の乗り継ぎが多い駅を選定
 12地区	第2次<平成16(2004)年4月策定>12地区 京橋、鶴橋、南森町・大阪天満宮、天満橋、北浜、淀屋橋、新大阪、新今宮、日本橋、上本町・谷町九丁目、弁天町、海老江・野田阪神	乗降客数が10万人以上で、他社線乗り換えの多い駅を選定
 10地区	第3次<平成17(2005)年4月、 平成18(2006)年4月策定>10地区 西九条、関目、放出、喜連瓜破、御幣島、我孫子町、大正、住之江公園、コスモスクエア、駒川中野	駅周辺の徒歩圏に官公庁施設、福祉施設が集積している駅を選定



凡例	
新幹線	
JR線	
私鉄	
Osaka Metro	

3-2 重点整備地区の区域設定の考え方

重点整備地区の区域については、本市では、複数の駅が集中していることから、駅相互の乗り換え状況及び徒歩で移動できる距離を想定して各駅から概ね 500m 圏の重なり状況、また、駅周辺の公共施設及び商業施設の分布状況やそれらへ至る移動経路の状況を考えながら、道路・河川・鉄道などで設定しています。



3-3 地区における重点整備地区の区域設定

南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区では、以下の考え方に基づいて、面積約279haの区域を重点整備地区として設定します。

(1) 駅を中心とした概ね500mの範囲

Osaka Metro 南森町駅、JR 大阪天満宮駅、Osaka Metro 天満橋駅、京阪天満橋駅、Osaka Metro 北浜駅、京阪北浜駅、Osaka Metro 淀屋橋駅、京阪淀屋橋駅、京阪なにわ橋駅、京阪大江橋駅から概ね半径500m圏の範囲で設定します。

(2) 業務・商業・文化施設が面的に集積した範囲

淀屋橋地区、北浜地区、天満橋地区は、業務施設及び官公庁施設が面的に集積しており、同時に中央公会堂などの文化施設、中之島公園、大阪城公園などの公園施設も有する地区です。このような、質の高い都市空間を含む範囲を設定します。

(3) 歴史・文化性の高い施設を含む地区

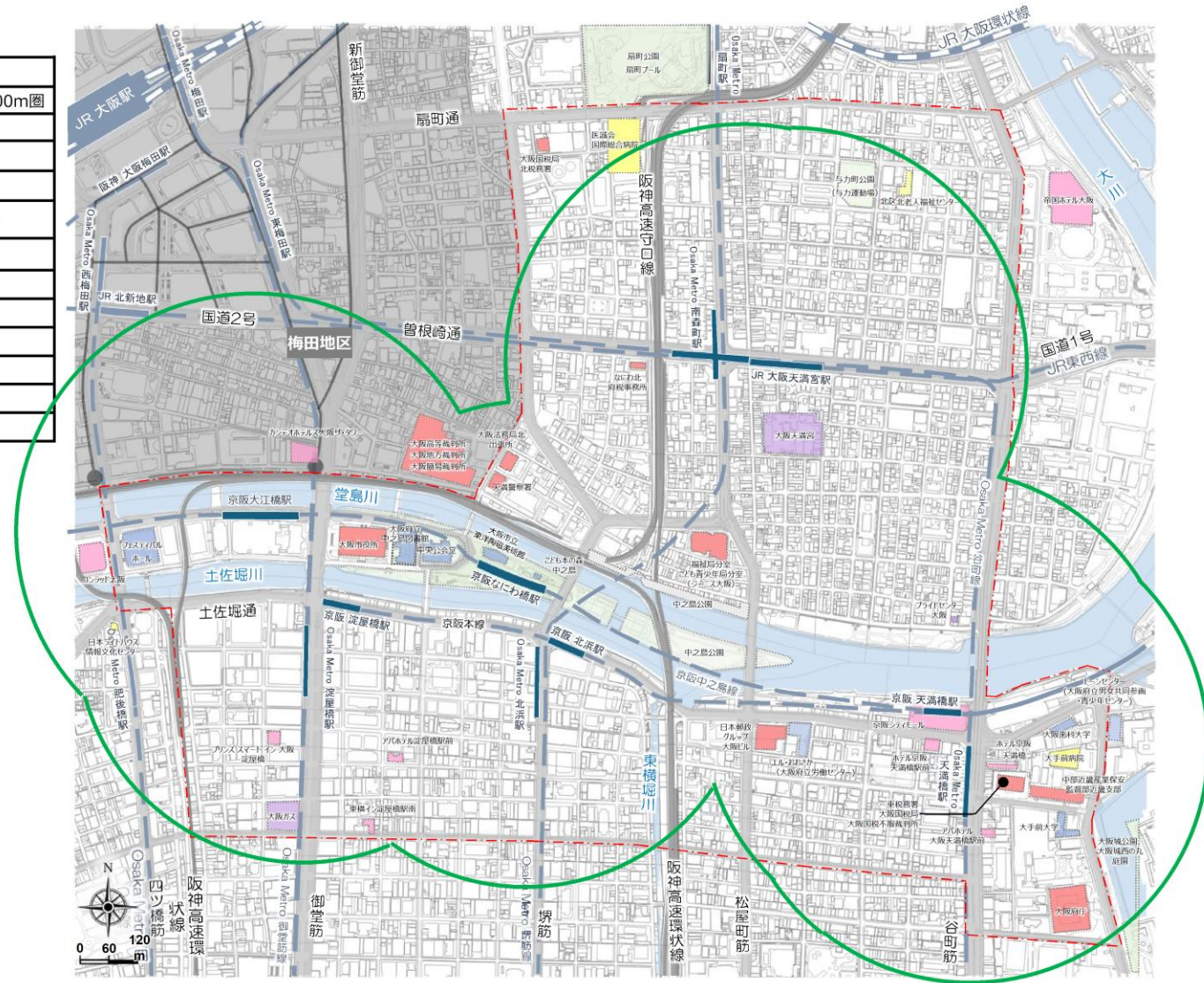
駅から大阪天満宮など歴史・文化性の高い施設に至る経路を含む範囲を設定します。

(4) 障がい者、高齢者、来訪者など誰もがくつろげる空間を楽しむ範囲

市内でも有数の緑と水辺を有する地区であり、誰もが安全・快適に憩うことができる範囲を設定します。

重点整備地区(面積約 279ha)

凡 例	
 	重点整備地区
 	駅を中心とした500m圏
	JR
	私鉄(地上)
	私鉄(地下)
生活関連施設(施設別)	
	旅客施設
	官公庁等施設
	教育・文化施設
	医療・福祉施設
	公園・運動施設
	商業、宿泊施設
	その他の施設



4. 生活関連施設及び経路設定の考え方

4-1 生活関連施設設定

生活関連施設の設定の考え方については、次のとおりとします。

高齢者、障がい者をはじめ多くの人々が利用すると考えられる次表の区分及び種類にあげた施設

区 分	種 類
旅客施設	特定旅客施設（鉄道駅舎、バスターミナル など）
官公庁等施設	府庁、市役所、区役所、警察署、裁判所、税務署、保健福祉センター、郵便局 など
教育・文化施設	図書館、区民センター、区民ホール、劇場、特別支援学校、大学、博物館、美術館、映画館 など
医療・福祉施設	病院、診療所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設 など
商業施設	百貨店、大規模小売店舗 など
宿泊施設	大規模ホテル など
公園・運動施設	公園、スポーツセンター・体育館・プール、その他屋外・屋内施設 など
その他	各地区で選定した施設（観光施設、寺社 など）

生活関連施設一覧

策定当時の基本構想における主要施設に加え、各地区の土地利用状況の変化等を踏まえ、生活関連施設を選定します。

区分		生活関連施設一覧
旅客施設		Osaka Metro（谷町線・堺筋線）南森町駅
		JR 大阪天満宮駅
		Osaka Metro（谷町線）天満橋駅
		京阪天満橋駅
		Osaka Metro（堺筋線）北浜駅
		京阪北浜駅
		Osaka Metro（御堂筋線）淀屋橋駅
		京阪淀屋橋駅
		京阪なにわ橋駅
		京阪大江橋駅
官公庁等施設	官公庁施設	なにわ北府税事務所
		大阪国税局北税務署
		大阪法務局北出張所
		大阪府庁
		大阪東税務署、大阪国税局、大阪国税不服裁判所
		大阪市役所
		福祉局分室（ジーニス大阪）
		こども青少年局分室（ジーニス大阪）
		天満警察署
		ドーンセンター
		大阪高等裁判所、大阪地方裁判所、大阪簡易裁判所
		中部近畿産業保安監督部近畿支部
	郵便局、銀行	日本郵政グループ大阪ビル
教育・文化施設	教育施設	大手前大学
		大阪歯科大学
	文化施設	エル・おおさか
		フェスティバルホール
		中央公会堂

区分		生活関連施設一覧
教育・文化施設	文化施設	大阪府立中之島図書館
		大阪市立東洋陶磁美術館
		こども本の森 中之島
医療・福祉施設	医療施設	大手前病院
		医誠会国際総合病院
	福祉施設	北区北老人福祉センター
		日本ライトハウス情報文化センター
商業施設		京阪シティモール
宿泊施設		帝国ホテル大阪
		アパホテル大阪天満橋駅前
		ホテル京阪天満橋
		ホテル京阪天満橋駅前
		コンラッド大阪
		アパホテル淀屋橋駅前
		東横イン淀屋橋駅南
		プリンス スマート イン 大阪淀屋橋
公園・運動施設	公園	扇町公園
		与力町公園
		大阪城公園、大阪城西の丸庭園
		中之島公園
	運動施設	扇町プール
その他の施設	その他	大阪天満宮
		大阪ガス
		プライドセンター大阪

4-2 生活関連経路設定

生活関連経路の設定については、市域全体として、次のような基本的な考え方を参考としながら、各地区の実情に応じた経路設定を行います。南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区では、(1)①③、(2)が該当します。

なお、「駅から周辺的生活関連施設の入り口までの優先的に整備する | 経路」を選定することを基本とします。

(1) 生活関連経路

この経路は、以下のような機能を持ち、すでに歩道が整備されている道路、今後歩道が整備される道路、歩行者用立体横断施設等を考慮して設定します。

- ① 駅から周辺的生活関連施設（官公庁等施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設など）の入口までの経路
- ② 教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設、公園・運動施設などが面的・線的に広がる地区における、施設間の回遊を考慮した経路
- ③ 重点整備地区間の近接する生活関連経路を接続する経路（重点整備地区間で生活関連経路に当たる道路が連続している場合、その経路について生活関連経路として設定）

(2) 鉄道駅乗り換え経路

複数の鉄道駅間の乗り換えにおいて、鉄道施設内で乗り換え経路の確保が必要な道路、地下街、鉄道施設内通路等を「鉄道駅乗り換え経路」として設定します。

生活関連経路の路線名

番号	路線名
1	扇町公園南通線
2	裁判所東筋線
3	大阪高槻京都線
4	北区第 8240 号線
5	天満橋筋線
6	国道1号
7	恵美須南森町線
8	北区第 8246 号線
9	大阪和泉南線
10	鳥居筋線
11	天神橋天王寺線
12	石切大阪線
13	高麗橋線
14	馬場町線
15	赤川天王寺線
16	大手橋線
17	南北線
18	中之島川口線
19	中之島公園北側線
20	中之島線
21	土佐堀南岸線
22	国道 25 号
23	三休橋千日前線
24	木幡町本庄線
25	北区第 8208 号線
26	伏見町線
27	平野町京町堀線
28	天満市場線
29	北区第 8228 号線
30	北区第 8234 号線

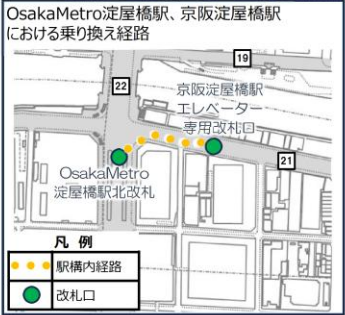
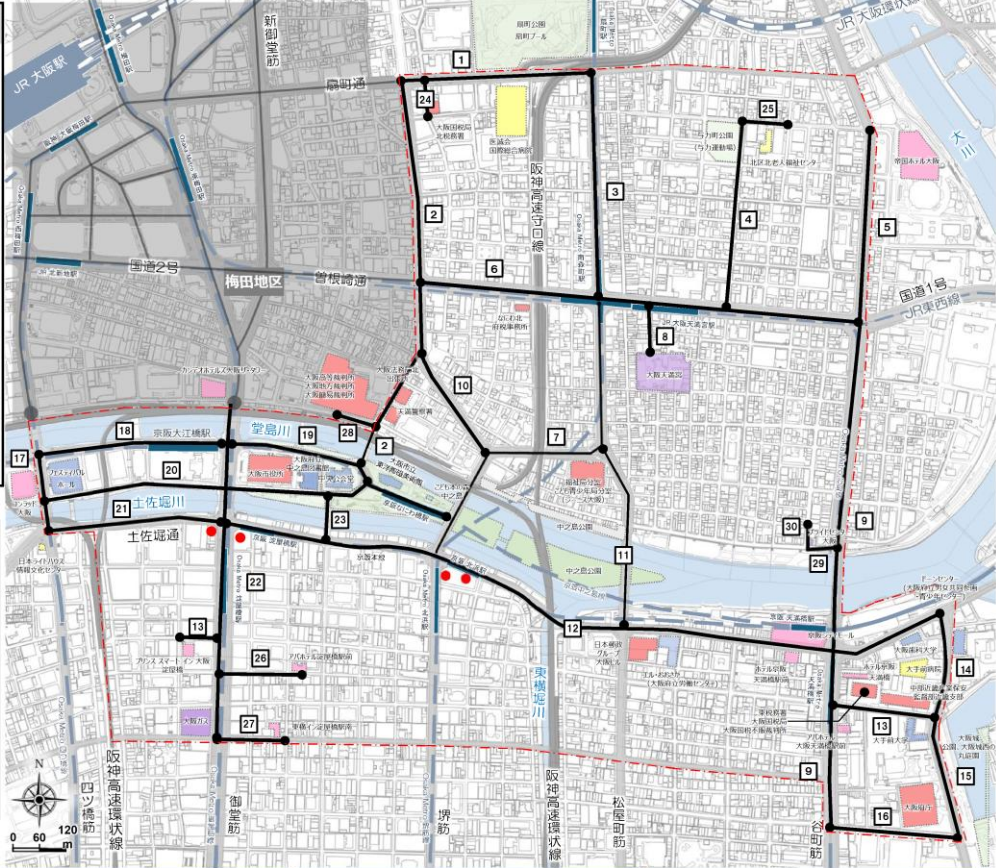
鉄道駅乗り換え経路

路線名
OsakaMetro 南森町駅東改札～JR大阪天満宮駅西改札口
OsakaMetro 淀屋橋駅北改札～京阪淀屋橋駅エレベーター専用改札口
OsakaMetro北浜駅北改札～京阪北浜駅改札口
OsakaMetro天満橋駅北改札～京阪天満橋駅東改札口

4-3 地区における生活関連施設・経路図(経路図・一覧)、乗り換え経路図

主要な経路の路線名	
1 扇町公園南通線	16 大手橋線
2 裁判所東筋線	17 南北線
3 大阪高槻京都線	18 中之島川口線
4 北区第8240号線	19 中之島公園北側線
5 天満橋筋線	20 中之島線
6 国道1号	21 土佐堀南岸線
7 恵美須南森町線	22 国道25号
8 北区第8246号線	23 三休橋千日前線
9 大阪和泉南線	24 木幡町本庄線
10 鳥居筋線	25 北区第8208号線
11 天神橋天王寺線	26 伏見町線
12 石切大阪線	27 平野町京町堀線
13 高麗橋線	28 天満市場線
14 馬場町線	29 北区第8228号線
15 赤川天王寺線	30 北区第8234号線

凡 例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	民間施設を活用した地上と地下の結節箇所 (EV)
	JR
	私鉄 (地上)
	私鉄 (地下)
生活関連施設 (施設別)	
	旅客施設
	官公庁等施設
	教育・文化施設
	医療・福祉施設
	公園・運動施設
	商業、宿泊施設
	その他の施設



5. 整備等の方針・内容

5-1 基本構想の枠組み

本市においては、バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例、及び大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱等に基づき、駐車場、公園や建築物等の本市施設について、高齢者、障がい者をはじめすべての市民が安全かつ快適に利用することができるよう整備を行うとともに、民間施設の誘導を行っています。

特に、移動等円滑化の観点から、市内の主要な駅を中心とした 25 地区を重点整備地区として定め、交通バリアフリー基本構想を策定するとともに、それに基づき駅施設や駅施設間の乗り換え経路、また駅周辺の主要な施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しています。

以上のような点から、施設の利用者数及び移動等円滑化に係る施設特性等を踏まえ、基本構想の枠組みを次のとおりとします。

①施設内及び各施設間の移動等円滑化が特に重要で、基本構想において、優先的に事業の義務化や進捗管理を行うもの。

特定事業等として位置づけ：公共交通特定事業（鉄道施設、バス車両、タクシー車両）
道路特定事業（道路）
交通安全特定事業（交差点）
教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

②各施設の大規模改修や建替え時等において、①の特定事業との一貫したバリアフリー化が図られるよう、望ましい整備の考え方を示すもの。

移動等円滑化に関する整備方針を示す：建築物、都市公園

5-2 変更の視点や考え方

国の基本方針やガイドラインの見直し、現行の移動等円滑化基準の内容を踏まえた整備等の充実及び変更を行います。

また、策定時の基本構想において検討するとされているものは、整備の必要性をはじめ、実現可能な整備や代替案について、整備の方向性を位置づけます。

なお、変更にあたっての新たな視点は次のとおりです。

- ①令和2（2020）年の国の基本方針の改正において新たな目標が定められたことなどを踏まえ、各施設のバリアフリー化の状況等も勘案しつつ、新たな整備内容を位置づける。
- ②ハード対策によるバリアフリー設備の整備等の効果が十分に発揮されるよう、施設・設備の目的に応じた役務の提供等のソフト対策の強化による、バリアフリーの高度化をめざす。
- ③「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえた情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション手段の充実を図るため、新たな整備内容を位置づける。
- ④心のバリアフリーを推進するため、教育啓発に関する取組を新たに特定事業に位置づける。
- ⑤地域性や施設の利用状況等の特性（利用者数、施設の構造及び施設間の配置、駅員の配置等）を考慮し、地区（駅舎）ごとに求められる整備の水準について検討し、整備項目及び文言を精査・整理する。

5-3 整備区分と時期

整備区分は次のとおりです。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	整備内容と完成時期を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	整備の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
維持更新	整備済であるが、維持管理時において補修・更新等の機会を捉えて整備を行う事業	必要に応じて実施状況の確認を行う
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業（主にソフト的な事業）	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

整備時期は次のとおりです。

前期：令和12（2030）年までに整備

後期：令和17（2035）年までに整備（検討に時間を要するもの、構造の変更を伴い大規模改修等の時期を捉えて実施するもの）

※整備内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により整備時期が異なる場合があります。

5-4 鉄道施設の整備等の方針・内容

5-4-1 はじめに

公共交通特定事業の整備について、基本構想を作成した時点では検討事項となっていた事業を含め、基本構想を作成した当時（平成 16（2004）年4月時点）に比べると、大幅にバリアフリー化されており、高齢者、障がい者等の鉄軌道による移動にあたり必要とされる整備が一定の水準まで進んでいますが、一部の事業について整備が完了していないものがあります。

また、参考資料2で示した11の整備項目に係る18の事業の整備の進捗率について、対象となる65駅において整備済み（評価 A）となっているものは、令和3（2021）年3月末時点では11事業となっています。

未整備となっている事業には、一部の駅舎において整備が完了していないものや、基本構想作成時に検討事項となっていたものがあり、大規模な改良時などに整備が行われているものの、構造上整備が難しいものや、新たな技術開発が必要となるなど引き続き検討が必要なもの等があります。

なお、令和4（2022）年度以降、引き続き整備を促進し、令和 6（2024）年度末の整備率は以下の通りです。

■令和3（2021）年3月末時点で未整備となっていた事業

整備項目	整備内容	令和3（2021）年 3月末	令和 6（2024）年 3月末
視覚障がい者 誘導用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	64 駅 99%	65 駅 100%
音案内	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討	21 駅 32%	56 駅 86%
券売機	車椅子使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める	31 駅 48%	40 駅 62%
エレベーター	乗り換え経路の確保	59 駅 98%	58 駅 97%
階段	踏面端部が容易に識別できるように配慮する	62 駅 95%	64 駅 99%
ホームにおける 列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	64 駅 99%	65 駅 100%
車両とホーム との隙間・段差	ホーム構造や車両構造について検討を行う	10 駅 15%	34 駅 52%

※音案内については、基本構想作成時点の整備内容であることから、令和 4（2022）年度の整備状況とする。

5-4-2 整備等の方針

■鉄道施設の整備等の方針

◇：一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

	項目	整備等の方針（□：全駅共通、◇：一部駅）
駅舎	1. 視覚障がい者誘導用ブロック	□(1-1) 道路、地下街など各公共用通路と駅舎との境界から、改札口を経て、車両の乗降口に至る経路上に、視覚障がい者にとってのわかりやすさと歩きやすさに配慮した連続性のある移動動線を設定し、誘導を目的とする「線状ブロック」と、警告を目的とする「点状ブロック」を適所に敷設する。なお、移動動線の途中での管理境界部においては、管理者間で調整を行い、動線が途切れたり、遠回りになったりしないよう、連続的な敷設や敷設位置について検討する。 □(1-2) 移動動線としては、公共用通路との境界から、構造及び主要な設備の配置を示すための設備（触知案内図等）、切符売場（券売機または有人窓口）、改札口（有人改札口がある場合は、有人改札口）、階段、エレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤を経由し、プラットフォームまでとする。このほかトイレ、必要に応じ案内所、駅長室等にも誘導する。 □(1-3) 視覚障がい者誘導用ブロックは、弱視者に配慮し、黄色を標準とする。ただし、床面との組合せが適さない場合は、明度差を大きくするなど、色彩組合せに配慮する。新規敷設箇所及び改良時に際して、順次実施するものとするが、小規模な改修時に、ブロックの連続性に支障する場合は、この限りではない。 □(1-4) 規格については、新規敷設箇所及び改良時にはJIS製品を使用するものとする。ただし、小規模な改修時に、ブロックの連続性に支障する場合は、この限りではない。
	2. 音案内	□(2-1) 視覚障がい者が円滑な移動、施設の利用ができるよう、視覚障がい者誘導用ブロック等の敷設位置を踏まえ、音響又は音声による案内設備を設置する。設置にあたっては、十分にその機能が発揮されるよう、施設の構造、音質、騒音など周辺環境の影響を考慮し、必要性及び音質、音量、音源の位置等について十分に検討する。 □(2-2) 特にトイレ前においては、男性用、女性用等の区別ができるよう音声案内を提供する。

	項目	整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)
駅舎	3.案内・誘導	□(3-1) 駅舎内での一貫した連続性のある案内・誘導を行う。また、よりわかりやすい情報提供の手法について検討する。 □(3-2-1) 駅舎外との関係においても、特に、他の公共交通機関への乗り換えや、周辺地域・施設への案内などについて、既存の誘導表示板等の案内設備も活用しながら、見やすさとわかりやすさを確保した案内・誘導とともに、よりわかりやすい情報提供の手法について検討する。 なお、駅舎内において、移動のバリアフリー化を促進する設備が整備された場合は、利用者の利便性を勘案し、最良のタイミングにおいて、その案内を実施するものとする。 □(3-2-2) 乗り換えや周辺地域・施設への案内・誘導サインの整備にあたって、協議会において、好事例を共有するなど、案内・誘導や事業者間の連携の方法について継続的に検討する。 □(3-3) サイン、表示板の設置にあたっては、車椅子使用者、弱視者、白内障等の利用者に配慮し、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式(表示方法とデザイン)、掲出位置(掲出高さや平面上の位置など)を考慮したものとするよう努める。 □(3-4) エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備又は案内板その他の設備の付近には、これらの設備又は施設があることが容易にわかるよう、案内用図記号(ピクトグラム)等による標識を設ける。 □(3-5) 駅長室や総合案内所等で、介助を含む充実した案内・誘導サービスの提供に努める。また、窓口等で障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応する等、積極的に合理的配慮の提供に努める。 □(3-6) 車両等の運行に関する異常時において、改札付近等で掲示を行い、利用者が次の行動が判断できるよう、適切に情報を提供する。また、よりわかりやすい情報提供の手法について検討する。 ◇(3-7) 無人駅及び無人改札(時間帯無人も含む)においては、適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備の設置を検討する。 ◇(3-8) 無人駅及び無人改札(時間帯無人も含む)においては、係員等とコミュニケーションを図ることができるよう、わかりやすく適切な位置に、多機能式インターホン等の駅員連絡装置の設置を検討し、利用者からの問い合わせに対し適切に対応する。なお、連絡装置の設置にあたっては、当該設備を設置していることを、文字及び音声等によるわかりやすい案内を検討する。ただし、音声による案内が困難な場合には、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設等、視覚障がい者に配慮した案内を検討する。

	項目	整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)
駅舎	4. 切符の購入 (1) 券売機等	□(4-1-1) 券売機及び精算機は、車椅子使用者に配慮した構造(高さ・蹴込み)について検討する。また、視覚障がい者に配慮した案内・誘導(音声案内等)や、障がいの特性に応じた操作性が確保された仕様とするよう努める。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合はこの限りではない。 □(4-1-2) 双方向コミュニケーション(相互間の映像や音声の送受信や資料の共有等)や遠隔操作が可能な仕様など、全ての人が使いやすい券売機等の設置について検討する。なお、全ての人が使いやすい券売機等の設置について、協議会において、事例共有等を行うなど継続的に検討する。
	(2) 乗車券等 販売所(※)	□(4-2-1) 乗車券等販売所は、移動等円滑化の経路上に設置し、特に、視覚障がい者に対しては、視覚障がい者誘導用ブロックによる移動動線を確認するなど適切な案内誘導を行う。
	5. 改札口	□(5-1) 車椅子使用者、松葉杖使用者、こども連れや大きな荷物を持った利用者に配慮し、移動等円滑化された経路における改札口については、拡幅改札口を出口、入口にそれぞれ1つずつ、あるいは、出口、入口共用できるものを1以上設ける。 □(5-2) 上記以外においても、上下移動等のバリアフリー化がはかられたルートが確保できる場合は、当該ルート上の改札において拡幅改札口を出口、入口にそれぞれ1つずつ、あるいは、出口、入口共用できるものを1つ以上設けることが望ましい。

※:乗車券等販売所を設置している駅を対象とする。

	項目	整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)
駅舎	6.エレベーター	□(6-1-1) エレベーターによるホーム～コンコース階～公共用通路の経路を1以上確保する。隣接する施設のエレベーターを経路とする場合には、当該路線の営業時間内において常時利用できるものとする。
	(1)経路の確保	□(6-1-2) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくなるよう努める。
	(2)構造・仕様	◇(6-1-3) 大規模駅においては、迂回による過度な負担が生じないよう、移動等円滑化された経路の複数化について検討する。
		□(6-2-1) 車椅子使用者の単独での利用をはじめ、車椅子使用者以外の障がい者、高齢者、ベビーカー使用者等、すべての利用者が円滑に垂直移動できるよう、エレベーターを設置する場合は基本的に15人乗り以上とし、可能な限り17人乗りについても検討する。なお、24人乗り以上とする、また、片開き式等、車椅子利用者等の円滑な利用に配慮することが望ましい。ただし、既設エレベーターの更新において構造上設置できない場合はこの限りではない。構造上等の理由により、15人乗り以上が設置できない場合においても11人乗り以上とし、手動車椅子が内部で180度回転できるように努める。ただし、同一箇所に複数台設置する場合はこの限りではない。また、駅の構造により、スルー型や直角2方向出入口型も考慮し、円滑な動線の確保に努める。
	(3)乗り換え経路の確保	□(6-2-2) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設け、操作盤には点字がはり付けられていること等、仕様の細部については、すべての利用者に使いやすいものとなるように努める。
	(4)代替措置	□(6-3-1) 民間施設の既存エレベーターの活用の推進など、多様な手法により、他路線(自社線、他社線)との乗り換え経路を確保するものとし、案内・誘導サインの表示内容の共通化及び連続性について検討する。活用の際して、当該路線の電車の始発から終電までの運行に対応できる時間内において常時利用できることが望ましい。なお、乗り換え経路の確保にあたって、可能な限り遠回りにならないよう努める。
		□(6-4-1) 工事等の実施により移動等円滑化された経路が遮断される場合には、その内容や迂回経路等について案内掲示等により周知し、誘導サイン・位置サインはその期間中の経路・設備を示すこととする。 また、移動等円滑化された経路が分断される場合は、移動のやり直しが行われないような位置においてエレベーター等の経路への迂回路を掲示する。ただし、工事範囲などにより困難な場合は、代替的な段差解消措置等の対策を講ずるよう配慮する。
	7.階段	□(7-1) 階段の手すりには、視覚障がい者に配慮し、階段の行先を点字で表示する。 □(7-2) 弱視者が、踏面の端部を容易に識別できるよう配慮する。

	項目	整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)
駅舎	8. ホームにおける列車の案内	□(8-1) ホームにおいて、列車の行先・接近・出発に関する情報を文字および音声や音響により提供するための設備を設置する。また、よりわかりやすい情報提供の手法(※)について検討する。 □(8-2) 車椅子使用者が、円滑に列車内の車椅子スペースを利用できるよう、鉄道駅の適切な場所において、列車に設けられる車椅子スペースに通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示する。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。
	9. 車両とホームとの隙間・段差 (1) ホーム構造・車両構造	□(9-1-1) 車椅子使用者が単独で乗降できるよう、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔はできる限り小さく、高さはできる限り平らにするよう努める。 □(9-1-2) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔等、各駅施設の状況や事故事例等を踏まえ、旅客に対し段差・隙間を警告するための設備を設ける等の注意喚起を行う。
	(2) 渡り板	□(9-2-1) 車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を備え、適切な対応を行う。
	10. ホームにおける安全対策	◇(10-1) 視覚障がい者等の転落等を防止するため、利用者数や転落事故の状況等を考慮し、ホームドア又は可動式ホーム柵を設置する。 □(10-2) 車両の運用やプラットホームの構造等の理由により、ホームドア又は可動式ホーム柵の設置が困難な場合には、JIS 規格に適合した内方線付き点状ブロックその他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設ける。 □(10-3) 線路側以外のプラットホーム両端に、利用者の転落を防止する柵を設置する。
	11. トイレ	□(11-1-1) 個別機能を備えた便房や複数の機能を備えた便房等のあるバリアフリースイートイレ(車椅子対応トイレを含む)を設置する。 □(11-1-2) バリアフリースイートイレ内に大型ベッドの設置を検討する。 ◇(11-2) 高齢者、障がい者等の利用の状況に応じ、大規模な改良時等において、車椅子使用者用便房のほか、車椅子使用者用簡易型便房、オストメイト設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房等のトイレの機能の分散化について検討する。また、分散化にあたっては、各便房の機能をわかりやすく表示するための案内用図記号(ピクトグラム)を設置する。 □(11-3) 高齢者、障がい者、異性介助者、トランスジェンダー、乳幼児連れの人等すべての人が利用しやすいよう、施設規模に応じて、配置計画やピクトグラム等の案内表示を含めた設計を行う。また、オールジェンダートイレの設置について検討する。 □(11-4) 上記機能の分散化、オールジェンダートイレの設置について、協議会において、事例共有を行うなど継続的に検討する。

※:令和4年に JR 東日本がエキマトペの実証実験を実施した例がある。

	項目	整備等の方針(□:全駅共通、◇:一部駅)
駅舎	12. 休憩設備	□(12-1) 旅客の円滑な流動に支障を及ぼさない範囲内で、ホームやコンコース等の可能な場所にベンチ等の休憩設備を設ける。 □(12-2) ベンチ等の休憩設備には優先席の設置に努める。また、その付近に、当該優先席等を利用することができる者を表示する標識を設ける。 ◇(12-3) 大規模な旅客施設においては、長距離移動や人混み、音や光などの環境に配慮し、乳幼児連れの旅客のための施設や、カームダウン/クールダウンスペースの設置について検討する。
その他	13. 情報提供	□(13-1) 障がい等の特性に応じた利用者への適切な情報提供に努める(情報提供のアクセシビリティ確保に向けた取組等の実施)。 □(13-2) 異常時に、改札付近をはじめ、エレベーターや車両内等において、全ての人に必要な情報をわかりやすく提供するため、視覚や聴覚、触覚の複数の手段を用いて、可能な限り全ての人が同一の内容の情報を同一の時点において取得することができるように努める。 □(13-3) 駅長室や総合案内所等で、介助を含む充実した案内・誘導サービスの提供に努める。また、窓口等で障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応する等、積極的に合理的配慮の提供に努める。(3-5の再掲) □(13-4) 上記情報提供に関する手段や内容等について、協議会において、好事例を共有するなど、継続的に検討する。
	14. 心のバリアフリー	□(14-1) すべての人が安心して利用できるよう、また、バリアフリー設備の機能を十分発揮させるため、係員・乗務員等の施設・設備の操作方法や接遇方法の習得に努め、施設・設備の使用・操作や接遇等の必要な人的対応を適切に実施する。 □(14-2) 職員への研修・教育においては、当事者参加のうえで実施することが望ましい。 □(14-3) 移動等円滑化整備に関する利用者理解と協力の促進に取り組む。
	15. その他	□(15-1) デジタルサイネージを設置する場合、発色による視覚障がい者誘導用ブロックの視認性の悪化や通行者への過剰な刺激とならないよう、輝度・彩度・切り替わり速度・音量等に配慮する。

5-4-3 地区における整備等の内容

■鉄道施設の整備等の内容

南森町駅(OsakaMetro 谷町線)

◇：一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

	項目	整備等の内容 (□：全駅共通、◇：一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	1.視覚障 がい者誘 導用ブロ ック	□車両の乗降口から公共通路まで の移動動線上に敷設	整備済み	—	維持更新
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇 降方向を知らせる設備の設置	一部整備済み 4箇所のうち3箇 所が完了。 残り1基 更新に併 せて順次整備	—	○
		□エスカレーターの行き先及び昇 降方向を知らせる設備の設置	未整備 更新に併せて順次 整備	後期	●
		□トイレの出入口付近において、男 女別等を知らせる案内装置の設 置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム上にある出入口に通ずる 階段位置を知らせる案内装置の 設置	未整備 階段位置を知らせる 音案内装置の設置	前期	●
	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや 周辺施設等への案内設備の設 置	整備済み	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	整備済み 改札内外に天吊、壁 付型等の案内標示 を設置済み。大阪市 交通バリアフリー基 本構想推進協議会 での議論を踏まえ、 引き続き、検討を行 う。	—	—

●：特定事業、○：関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	3.案内・誘 導	□移動等円滑化のための主要な 設備(EV、傾斜路、便所、乗車 券等販売所、待合室、案内所、 休憩所)の付近への案内用図 記号(ピクトグラム)の設置	整備済み	—	維持更新
		□異常時に改札付近等における情 報の提供	整備済み サービス情報表示器 整備済み	—	維持更新
		◇移動等円滑化のための主要な 設備の配置を音、点字等により 示す案内板等を設置し、当該設 備の設置を音声等により知らせ る案内設備の設置[対象:無人 駅、無人改札(時間帯無人含 む)]	対象外 無人改札なし 触知案内板につい ては、設置を検討	—	—
		◇多機能式インターホンを設置し、 当該設備の設置を文字及び音 声等により知らせる案内設備の 設置[対象:無人駅、無人改札 (時間帯無人含む)]	対象外	—	—
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み 構造の検討	一部整備済み 東中階券売機室整 備済み。西中階券売 機室未整備 駅改 修時に実施を検討	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	4.切符の 購入	□精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討	整備済み 障がい者向けに下記のような仕様を実現している。各種投入口、取出口、ハードボタンなどに点字を併記している。金銭投入口はバリアフリー整備ガイドラインに基づき110 cm以下の高さとしている。金銭投入口を硬貨複数枚同時一括投入を可能としている。車椅子使用者用に70 cmの蹴込みを設けている。呼出や取り消しといったハードウェアボタンを車椅子使用者が使いやすいよう接客面下部にも設けている。	—	維持更新
		□障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討	整備済み 大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う	—	—
	5.拡幅改札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済み	—	維持更新
	6.エレベーター	□ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	整備済み	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保	整備済み	—	維持更新
		◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象:大規模駅]	—	—	—
		□大型化等の検討	大規模改良時に検討する	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	整備済み	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるように配慮する	整備済み	—	維持更新
	8.ホームにおける列車の案内	□列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	整備済み	—	維持更新
		□プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	整備済み	—	維持更新
	9.車両とホームとの隙間・段差	□隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	整備済み ホーム床面の嵩上げ・櫛状ゴムの設置により、段差・隙間を縮小済み	—	維持更新
		□構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置	対象外	対象外	—
		□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	整備済み	—	維持更新
	10.ホームにおける安全対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設	整備済み	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済み	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済み	—	維持更新
		□バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	未整備 大型ベッドを設置できるよう、大規模改良時に検討する	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	11.トイレ	◇バリアフリートイレの機能の分散 化の検討	整備済み 一般トイレに簡易型 オストメイト設置済 み。大阪市交通バリ アフリー基本構想推 進協議会での議論 を踏まえ、引き続き 検討を行う。	—	—
	12.休憩設 備	□休憩設備を1以上設置	整備済み	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クール ダウンスペースの設置の検討	未整備 大規模改良時に検 討する	—	○
そ の 他	13.情報提 供	□ウェブアクセシビリティを確保し たウェブサイト等による情報提供	ホームページでは、音 声読み上げ、文字の 大小、ふりがなの要 否が選択可能	—	継続実施
		□異常時における障がいの特性に 応じた情報提供の手法の検討	サービス情報表示 器、旅客案内表示器 の設置。改札内に筆 談パッド、コミュニケ ーションボードの設置。	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュ ニケーション手法の活用や必要 とする支援の提供	・筆談パッドやコミュ ニケーションボードの 設置 ・駅社員のサービス 介助士資格取得	—	継続実施
	14.心のバ リアフリ ー	□一般利用者に高齢者、障がい者 等への配慮を促す等、心のバリ アフリーに関する広報・啓発活 動の実施	エレベーターや優先席の適 切な利用等について、車内放 送や画像掲出等の実施		●(教育啓 発※)
		□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進の ためのマニュアル作成や、研修 等の実施		●(教育啓 発※)
			職員の接遇向上や理解促進の ための研修等への参加		●(教育啓 発※)
			職員の接遇向上のための資格 (サービス介助士)取得推進		●(教育啓 発※)
		□地域や関係団体との連携による 多様な障がいの特性や必要な	当事者参加による職員の接遇 向上や理解促進のための研修 や意見交換会等の開催		●(教育啓 発※)

●:特定事業、○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
その他	14.心のバリアフリー	配慮について理解するための取組の実施	当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画		●(教育啓発※)

●:特定事業

南森町駅(OsakaMetro 堺筋線)

◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	1.視覚障がい者誘導用ブロック	□車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	整備済み	—	維持更新
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置	未整備 更新に併せて順次整備	—	○
		□エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	対象外	—	—
		□トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置	未整備 階段位置を知らせる音案内装置の設置	前期	●
	3.案内・誘導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置	整備済み	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	整備済み 改札内外に天吊、壁付型等の案内標示を設置済み。大阪府交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う。	—	—
		□移動等円滑化のための主要な設備(EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所)の付近への案内用図記号(ピクトグラム)の設置	整備済み	—	維持更新

●:特定事業、○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	3.案内・誘 導	□異常時に改札付近等における情 報の提供	整備済み サービス情報表示器 整備済み	—	維持更新
		◇移動等円滑化のための主要な設 備の配置を音、点字等により示す 案内板等を設置し、当該設備の設 置を音声等により知らせる案内設 備の設置[対象:無人駅、無人改 札(時間帯無人含む)]	対象外 無人改札なし 触知案内板につい ては、設置を検討	—	—
		◇多機能式インターホンを設置し、当 該設備の設置を文字及び音声等 により知らせる案内設備の設置 [対象:無人駅、無人改札(時間帯 無人含む)]	対象外	—	—
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み 構造の検討	未整備 駅改修時に実施を 検討	—	○
		□精算機の構造や仕様を、障がいの ある方が使用できるものとするよ う検討	整備済み 障がい者向けに下 記のような仕様を実 現している。各種投 入口、取出口、ハード ボタンなどに点字を 併記している。金銭 投入口はバリアフリ ー整備ガイドライン に基づき110cm以 下の高さとしている。 金銭投入口を硬貨 複数枚同時一括投 入を可能としてい る。車椅子使用者用 に70cmの蹴込み を設けている。呼出 や取り消しといった ハードウェアボタンを 車椅子使用者が使 いやすいよう接客面 下部にも設けてい る。	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	4.切符の 購入	□障がいの特性に応じた操作性を 確保し、遠隔対応型等、双方向の コミュニケーションが可能な仕様 の券売機等の設置を検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
	5.拡幅改 札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済み	—	維持更新
	6.エレベーター	□ホームから公共用通路まで1以上 の経路の確保	整備済み	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保	整備済み	—	維持更新
		◇ホームから公共用通路まで2以上 の経路の検討[対象:大規模駅]	—	—	—
		□大型化等の検討	大規模改良時に検 討する	—	○
	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表 示	整備済み	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるよう に配慮する	整備済み	—	維持更新
	8.ホームに おける列 車の案 内	□列車の行先・接近・出発に関する 情報を文字及び音案内で提供	整備済み	—	維持更新
		□プラットフォーム床面等における、車 両内の車椅子スペースに通じる 乗降口の位置の表示	整備済み	—	維持更新
	9.車両とホ ームとの 隙間・段 差	□隙間・段差を縮小するためのホーム 構造や車両構造の改良・整備 に向けた検討	整備済みホーム床面 の嵩上げ・櫛状ゴム の設置により、段差・ 隙間を縮小済み	—	維持更新
		□構造上の理由によりプラットフォーム の縁端と鉄道車両の旅客用乗降 口の床面の縁端との間隔が大き い場合において、旅客に対しこれ を警告するための設備等の設置	対象外	—	—
		□渡り板を配備し、適切な乗降介助 の実施	整備済み	—	維持更新
	10.ホーム におけ る安全 対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の 設置	整備済み	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	10.ホーム におけ る安全 対策	□ホーム縁端付近に連続した線路 側とホーム内側を区別する警告ブ ロックを敷設	整備済み	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端に 転落防止柵を設置	整備済み	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリートイレ(車椅子対応トイ レを含む)の設置	整備済み	—	維持更新
		□バリアフリートイレへの大型ベッド の設置の検討	未整備 大型ベッドを設置で きるよう、大規模改 良時に検討する	—	○
		◇バリアフリートイレの機能の分散化 の検討	整備済み 一般トイレに簡易型 オストメイト設置済 み。大阪市交通バリ アフリー基本構想推 進協議会での議論 を踏まえ、引き続き 検討を行う。	—	—
	12.休憩設 備	□休憩設備を1以上設置	整備済み	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クール ダウンスペースの設置の検討	未整備 大規模改良時に検 討する	—	○
そ の 他	13.情報提 供	□ウェブアクセシビリティを確保した ウェブサイト等による情報提供	ホームページでは、 音声読み上げ、文字 の大小、ふりがなの 要否が選択可能	—	継続実施
		□異常時における障がいの特性に 応じた情報提供の手法の検討	サービス情報表示 器、旅客案内表示 器の設置。改札内に 筆談パッド、コミュ ニケーションボードの設 置。	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュニ ケーション手法の活用や必要とす る支援の提供	筆談パッドやコミュ ニケーションボードの 設置。駅社員のサー ビス介助士資格取 得。	—	継続実施

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
その他	14.心のバリアフリー	□一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施		●(教育啓発※)
		□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施		●(教育啓発※)
			職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加		●(教育啓発※)
			職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得推進		●(教育啓発※)
		□地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催		●(教育啓発※)
			当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画		●(教育啓発※)

●:特定事業

大阪天満宮駅(JR 西日本)

◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	1.視覚障がい者誘導用ブロック	□車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	整備済み	—	維持更新
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置	未整備 更新に合わせて対応を検討	—	○
		□エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	未整備 更新に合わせて対応を検討	—	○
		□トイレの出入口付近において、男女別等を知らせる案内装置の設置	整備済み 点字のパネル整備済	—	維持更新
		□ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置	未整備 更新に合わせて対応を検討	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや周辺施設等への案内設備の設置	整備済み	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	整備済み 大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う	—	—
		□移動等円滑化のための主要な設備(EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所)の付近への案内用図記号(ピクトグラム)の設置	整備済み	—	維持更新
		□異常時に改札付近等における情報の提供	整備済み モニター等を整備済	—	維持更新
		◇移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	—	—	—
		◇多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象:無人駅、無人改札(時間帯無人含む)]	—	—	—
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み構造の検討	未整備 大規模改良時に検討	—	○
		□精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討	未整備 大規模改良時に検討	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	4.切符の 購入	□障がいの特性に応じた操作性を 確保し、遠隔対応型等、双方向 のコミュニケーションが可能な仕 様の券売機等の設置を検討	整備済み みどりの券売機プ ラスにて対応 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
	5.拡幅改 札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済み	—	維持更新
	6.エレベ ーター	□ホームから公共用通路まで1以 上の経路の確保	整備済み	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保	整備済み	—	維持更新
		◇ホームから公共用通路まで2以 上の経路の検討[対象:大規模 駅]	—	—	—
		□大型化等の検討	大規模改良時に検 討	—	○
	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で 表示	整備済み	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるよ うに配慮する	整備済み	—	維持更新
	8.ホームに おける列 車の案 内	□列車の行先・接近・出発に関す る情報を文字及び音案内で提 供	整備済み 発車標及び自動放 送を整備済み	—	維持更新
		□プラットホーム床面等における、 車両内の車椅子スペースに通じ る乗降口の位置の表示	未整備 車両に表示	—	—
	9.車両とホ ームとの 隙間・段 差	□隙間・段差を縮小するためのホ ーム構造や車両構造の改良・整 備に向けた検討	未整備 継続検討	—	○
		□構造上の理由によりプラットホ ームの縁端と鉄道車両の旅客用 乗降口の床面の縁端との間隔 が大きい場合において、旅客に 対しこれを警告するための設備 等の設置	対象外 隙間が小さいため 警告設備は設けて いない	—	—

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	9.車両とホームとの 隙間・段差	□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	整備済み	—	維持更新
	10.ホームにおける安全 対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	整備済み 1番線、2番線に整備済み	—	維持更新
		□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設	整備済み	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済み	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリースイートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済み	—	維持更新
		□バリアフリースイートイレへの大型ベッドの設置の検討	未整備 大規模改良時に検討	—	○
		◇バリアフリースイートの機能の分散化の検討	整備済み 大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き検討を行う	—	—
	12.休憩設備	□休憩設備を1以上設置	整備済み	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	未整備 大規模改良時に検討	—	○
その他	13.情報提供	□ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	継続検討	—	○
		□異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	自動放送、ディスプレイによる表示で情報提供	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	翻訳機能や筆談機能のあるタブレットを駅係員が所持	—	継続実施
	14.心のバリアフリー	□一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施		●(教育啓発※)

●:特定事業、○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
そ の 他	14.心のバ リアフリ ー	□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進 のためのマニュアル作成や、研 修等の実施		●(教育啓 発※)
			職員の接遇向上のための資格 (サービス介助士)取得推進		●(教育啓 発※)
		□地域や関係団体との連携による 多様な障がいの特性や必要な 配慮について理解するための取 組の実施	当事者参加による職員の接遇 向上や理解促進のための研修 や意見交換会当の開催(※ 2)		○(教育啓 発※)

●:特定事業、○:関連事業

天満橋駅(OsakaMetro 谷町線)

◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	1.視覚障 がい者誘 導用ブロ ック	□車両の乗降口から公共通路まで の移動動線上に敷設	整備済み	—	維持更新
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇 降方向を知らせる設備の設置	一部整備済み 3箇所のうち2箇所が完了。残り1基 更新に併せて順次 整備	—	○
		□エスカレーターの行き先及び昇 降方向を知らせる設備の設置	一部整備済み 4箇所のうち2箇所が完了。残り2基 更新に併せて順次 整備	—	○
		□トイレの出入口付近において、男 女別等を知らせる案内装置の設 置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム上にある出入口に通ずる 階段位置を知らせる案内装置の 設置	未整備 階段位置を知らせる 音案内装置の設置	前期	●
	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや 周辺施設等への案内設備の設 置	整備済み	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	整備済み 改札内外に天吊、壁 付型等の案内標示 を設置済み。大阪市 交通バリアフリー基 本構想推進協議会 での議論を踏まえ、 引き続き、検討を行 う	—	—
		□移動等円滑化のための主要な 設備(EV、傾斜路、便所、乗車 券等販売所、待合室、案内所、 休憩所)の付近への案内用図 記号(ピクトグラム)の設置	整備済み	—	維持更新

●:特定事業、○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	3.案内・誘 導	□異常時に改札付近等における情 報の提供	整備済み サービス情報表示器 整備済み	—	維持更新
		◇移動等円滑化のための主要な 設備の配置を音、点字等により 示す案内板等を設置し、当該設 備の設置を音声等により知らせ る案内設備の設置[対象:無人 駅、無人改札(時間帯無人含 む)]	対象外 無人改札なし 触知案内板につい ては、設置を検討	—	—
		◇多機能式インターホンを設置し、 当該設備の設置を文字及び音 声等により知らせる案内設備の 設置[対象:無人駅、無人改札 (時間帯無人含む)]	対象外	—	—
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み 構造の検討	整備済み	—	維持更新
		□精算機の構造や仕様を、障がい のある方が使用できるものとし るよう検討	整備済み 障がい者向けに下 記のような仕様を実 現している。各種投 入口、取出口、ハード ボタンなどに点字を 併記している。金銭 投入口はバリアフリ ー整備ガイドライン に基づき110 cm以 下の高さとしている。 金銭投入口を硬貨 複数枚同時一括投 入を可能としてい る。車椅子使用者用 に70 cmの蹴込み を設けている。呼出 や取り消しといった ハードウェアボタンを 車椅子使用者が使 いやすいよう接客面 下部にも設けてい る。	—	維持更新

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	4.切符の 購入	□障がいの特性に応じた操作性を 確保し、遠隔対応型等、双方向 のコミュニケーションが可能な仕 様の券売機等の設置を検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
	5.拡幅改 札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済み	—	維持更新
	6.エレベーター	□ホームから公共用通路まで1以 上の経路の確保	整備済み	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保	整備済み	—	維持更新
		◇ホームから公共用通路まで2以 上の経路の検討[対象:大規模 駅]	—	—	—
		□大型化等の検討	大規模改良時に検 討する	—	○
	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で 表示	整備済み	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるよ うに配慮する	整備済み	—	維持更新
	8.ホームに おける列 車の案 内	□列車の行先・接近・出発に関す る情報を文字及び音案内で提 供	整備済み	—	維持更新
		□プラットフォーム床面等における、 車両内の車椅子スペースに通じ る乗降口の位置の表示	整備済み	—	維持更新
	9.車両とホ ームとの 隙間・段 差	□隙間・段差を縮小するためのホ ーム構造や車両構造の改良・整 備に向けた検討	整備済み ホーム床面の嵩上 げ・櫛状ゴムの設置 により、段差・隙間を 縮小済み	—	維持更新
		□構造上の理由によりプラットホーム の縁端と鉄道車両の旅客用 乗降口の床面の縁端との間隔 が大きい場合において、旅客に 対しこれを警告するための設備 等の設置	対象外	—	—

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	9.車両とホームとの 隙間・段差	□渡り板を配備し、適切な乗降介 助の実施	整備済み	—	維持更新
	10.ホーム におけ る安全 対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵 の設置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム縁端付近に連続した線路 側とホーム内側を区別する警告 ブロックを敷設	整備済み	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端 に転落防止柵を設置	整備済み	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリースイートイレ(車椅子対応ト イレを含む)の設置	整備済み	—	維持更新
		□バリアフリースイートイレへの大型ベッド の設置の検討	一部整備済み 北改札内トイレ:大 型ベッドを設置でき るよう、大規模改良 時に検討する。南改 札内トイレ:整備済 み	—	○
		◇バリアフリースイートの機能の分散 化の検討	整備済み 一般トイレに簡易型 オストメイト設置済 み。大阪市交通バリ アフリー基本構想推 進協議会での議論 を踏まえ、引き続き 検討を行う	—	—
	12.休憩設 備	□休憩設備を1以上設置	整備済み	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クール ダウンスペースの設置の検討	未整備 大規模改良時に検 討する	—	○
そ の 他	13.情報提 供	□ウェブアクセシビリティを確保し たウェブサイト等による情報提供	ホームページでは、 音声読み上げ、文字 の大小、ふりがなの 要否が選択可能	—	継続実施

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
その他	13.情報提供	□異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	サービス情報表示器、旅客案内表示器の設置。改札内に筆談パッド、コミュニケーションボードの設置	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	筆談パッドやコミュニケーションボードの設置。駅社員のサービス介助士資格取得。	—	継続実施
	14.心のバリアフリー	□一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施		●(教育啓発※)
		□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施		●(教育啓発※)
			職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加		●(教育啓発※)
			職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得推進		●(教育啓発※)
		□地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催		●(教育啓発※)
			当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画		●(教育啓発※)

●:特定事業

天満橋駅(京阪)

◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	1.視覚障 がい者誘 導用ブロ ック	□車両の乗降口から公共通路まで の移動動線上に敷設	整備済み 今後施設改修時に JIS 適合したものに 順次交換する	—	維持更新
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇 降方向を知らせる設備の設置	整備済み	—	維持更新
		□エスカレーターの行き先及び昇 降方向を知らせる設備の設置	未整備 エスカレーター更新 時に設置(令和12 年度)	前期	●
		□トイレの出入口付近において、男 女別等を知らせる案内装置の設 置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム上にある出入口に通ずる 階段位置を知らせる案内装置の 設置	整備済み	—	維持更新
	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや 周辺施設等への案内設備の設 置	整備済み	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
		□移動等円滑化のための主要な 設備(EV、傾斜路、便所、乗車 券等販売所、待合室、案内所、 休憩所)の付近への案内用図 記号(ピクトグラム)の設置	整備済み	—	維持更新
		□異常時に改札付近等における情 報の提供	整備済み 改札口の案内ディス プレイを整備済	—	維持更新

●:特定事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	3.案内・誘 導	◇移動等円滑化のための主要な 設備の配置を音、点字等により 示す案内板等を設置し、当該設 備の設置を音声等により知らせ る案内設備の設置[対象:無人 駅、無人改札(時間帯無人含 む)]	整備済み	—	維持更新
		◇多機能式インターホンを設置し、 当該設備の設置を文字及び音 声等により知らせる案内設備の 設置[対象:無人駅、無人改札 (時間帯無人含む)]	一部整備済み 多機能式インターフ ォンは設置済み但し 音声案内未対応。 引き続き検討を行う	—	○
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み 構造の検討	整備済み	—	維持更新
		□精算機の構造や仕様を、障がい のある方が使用できるものとし るよう検討	整備済み 数字ボタンを押して いただくことにより音 声案内に切り替わ り、不足金額を音声 でご案内している。 車椅子使用者用に 蹴込みを設けている	—	維持更新
		□障がいの特性に応じた操作性を 確保し、遠隔対応型等、双方向 のコミュニケーションが可能な仕 様の券売機等の設置を検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
	5.拡幅改 札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済み	—	維持更新
	6.エレベ ーター	□ホームから公共用通路まで1以 上の経路の確保	整備済み	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保	整備済み	—	維持更新
		◇ホームから公共用通路まで2以 上の経路の検討[対象:大規模 駅]	—	—	—
		□大型化等の検討	一部整備済み 継続検討	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	整備済み	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるように配慮する	整備済み	—	維持更新
	8.ホームにおける列車の案内	□列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	整備済み	—	維持更新
		□プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	整備済み 乗車位置シートには車椅子サインを掲載している	—	維持更新
	9.車両とホームとの隙間・段差	□隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	未整備 継続検討	—	○
		□構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置	対象外 隙間が小さいため警告設備は設けていない	—	—
		□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	整備済み	—	維持更新
	10.ホームにおける安全対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	未整備 継続検討	—	○
		□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設	整備済み	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済み	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済み	—	維持更新
		□バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	整備済み 東バリアフリートイレに整備済み	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	11.トイレ	◇バリアフリートイレの機能の分散 化の検討	整備済み 東トイレ バリアフリートイレに 加えて、男女別トイレ 内に、乳幼児や簡易 型オストメイト設備を 整備済み。 西トイレ バリアフリートイレに 加えて、男女別トイレ 内に、乳幼児設備を 整備済み。 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏ま え、引き続き検討を行 う	—	—
	12.休憩設 備	□休憩設備を1以上設置	整備済み	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クール ダウンスペースの設置の検討	未整備 継続検討	—	○
そ の 他	13.情報提 供	□ウェブアクセシビリティを確保し たウェブサイト等による情報提供	継続検討	—	○
		□異常時における障がいの特性に 応じた情報提供の手法の検討	駅および車内での 緊急放送、改札口の 案内ディスプレイお よび一部車両のディ スプレイで緊急時の 情報を視覚的に提 供	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュ ニケーション手法の活用や必要 とする支援の提供	「スマホでインターホ ン」では、利用者の スマートフォンで駅 係員と音声通話で きるほか、ビデオ通 話や文字によるチャ ット形式の対話も可 能 またけいはんインフォ ステーションで、障が いの特性に応じた対 応を実施	—	継続実施

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
そ の 他	14.心のバ リアフリ ー	□一般利用者に高齢者、障がい者 等への配慮を促す等、心のバリ アフリーに関する広報・啓発活 動の実施	エレベーターや優先席の適切 な利用等について、車内放送 や画像掲出等の実施		●(教育啓 発※)
			優先席の適切な利用等につい て、車内巡視の実施		●(教育啓 発※)
		□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進 のためのマニュアル作成や、研 修等の実施		●(教育啓 発※)
			職員の接遇向上や理解促進 のための研修等への参加		●(教育啓 発※)
		□地域や関係団体との連携による 多様な障がいの特性や必要な 配慮について理解するための取 組の実施	当事者参加による職員の接遇 向上や理解促進のための研修 や意見交換会等の開催		○(教育啓 発※)
			当事者団体との連携による 「声かけ・サポート」運動への 参画		●(教育啓 発※)

●:特定事業、○:関連事業

北浜駅(OsakaMetro 堺筋線)

◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	1.視覚障 がい者誘 導用ブロ ック	□車両の乗降口から公共通路まで の移動動線上に敷設	整備済み	—	維持更新
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇 降方向を知らせる設備の設置	未整備 更新に併せて順次 整備	—	○
		□エスカレーターの行き先及び昇 降方向を知らせる設備の設置	一部整備済み 5箇所のうち3箇所が完了。残り2基 更新に併せて順次 整備	—	○
		□トイレの出入口付近において、男 女別等を知らせる案内装置の設 置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム上にある出入口に通ずる 階段位置を知らせる案内装置の 設置	未整備 階段位置を知らせる 音案内装置の設置	前期	●
	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや 周辺施設等への案内設備の設 置	整備済み	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	整備済み 改札内外に天吊、壁 付型等の案内標示 を設置済み。 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
		□移動等円滑化のための主要な 設備(EV、傾斜路、便所、乗車 券等販売所、待合室、案内所、 休憩所)の付近への案内用図 記号(ピクトグラム)の設置	整備済み	—	維持更新

●:特定事業、○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	3.案内・誘 導	□異常時に改札付近等における情 報の提供	整備済み サービス情報表示器 整備済み	—	維持更新
		◇移動等円滑化のための主要な 設備の配置を音、点字等により 示す案内板等を設置し、当該設 備の設置を音声等により知らせ る案内設備の設置[対象:無人 駅、無人改札(時間帯無人含 む)]	整備済み 令和5年度 南改 札 音声案内付きイ ンターホン設置済み 触知案内板につい ては、設置を検討	—	維持更新
		◇多機能式インターホンを設置し、 当該設備の設置を文字及び音 声等により知らせる案内設備の 設置[対象:無人駅、無人改札 (時間帯無人含む)]	整備済み 令和5年度 南改札 省人化。案内インタ ーホン設置済み	—	維持更新
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み 構造の検討	整備予定	後期	●
		□精算機の構造や仕様を、障がい のある方が使用できるものとし るよう検討	整備済み 障がい者向けに下 記のような仕様を実 現している。各種投 入口、取出口、ハード ボタンなどに点字を 併記している。金銭 投入口はバリアフリ ー整備ガイドライン に基づき110 cm以 下の高さとしている。 金銭投入口を硬貨 複数枚同時一括投 入を可能としてい る。車椅子使用者用 に70 cmの蹴込み を設けている。呼出 や取り消しといった ハードウェアボタンを 車椅子使用者が使 いやすいよう接客面 下部にも設けている	—	維持更新

●:特定事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	4.切符の 購入	□障がいの特性に応じた操作性を 確保し、遠隔対応型等、双方向 のコミュニケーションが可能な仕 様の券売機等の設置を検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
	5.拡幅改 札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済み	—	維持更新
	6.エレベ ーター	□ホームから公共用通路まで1以 上の経路の確保	整備済み	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保	整備済み	—	維持更新
		◇ホームから公共用通路まで2以 上の経路の検討[対象:大規模 駅]	—	—	—
		□大型化等の検討	大規模改良時に検 討する	—	○
	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で 表示	整備済み	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるよ うに配慮する	整備済み	—	維持更新
	8.ホームに おける列 車の案 内	□列車の行先・接近・出発に関す る情報を文字及び音案内で提 供	整備済み	—	維持更新
		□プラットフォーム床面等における、 車両内の車椅子スペースに通じ る乗降口の位置の表示	整備済み	—	維持更新
	9.車両とホ ームとの 隙間・段 差	□隙間・段差を縮小するためのホ ーム構造や車両構造の改良・整 備に向けた検討	整備済み ホーム床面の嵩上 げ・櫛状ゴムの設置 により、段差・隙間を 縮小済み	—	維持更新
		□構造上の理由によりプラットホーム の縁端と鉄道車両の旅客用 乗降口の床面の縁端との間隔 が大きい場合において、旅客に 対しこれを警告するための設備 等の設置	対象外	—	—

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	9.車両とホームとの 隙間・段差	□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	整備済み	—	維持更新
	10.ホーム における安全 対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設	整備済み	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済み	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリースイートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済み	—	維持更新
		□バリアフリースイートイレへの大型ベッドの設置の検討	大型ベッドを設置できるよう、大規模改良時に検討する	—	○
		◇バリアフリースイートの機能の分散化の検討	整備済み 一般トイレに簡易型オストメイト設置済み。 大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き検討を行う	—	—
	12.休憩設備	□休憩設備を1以上設置	整備済み	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	未整備 大規模改良時に検討する	—	○
その他	13.情報提供	□ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	ホームページでは、音声読み上げ、文字の大小、ふりがなの要否が選択可能	—	継続実施
		□異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	・サービス情報表示器、旅客案内表示器の設置 ・改札内に筆談パッド、コミュニケーションボードの設置	—	継続実施

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
そ の 他	13.情報提 供	□障がい等の特性に応じたコミュニ ケーション手法の活用や必要 とする支援の提供	・筆談パッドやコミュ ニケーションボードの 設置 ・駅社員のサービス 介助士資格取得	—	継続実施
	14.心のバ リアフリ ー	□一般利用者に高齢者、障がい者 等への配慮を促す等、心のバ リアフリーに関する広報・啓発活 動の実施	エレベーターや優先席の適 切な利用等について、車内放 送や画像掲出等の実施		●(教育啓 発※)
		□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進の ためのマニュアル作成や、研修 等の実施		●(教育啓 発※)
			職員の接遇向上や理解促進の ための研修等への参加		●(教育啓 発※)
			職員の接遇向上のための資格 (サービス介助士)取得推進		●(教育啓 発※)
		□地域や関係団体との連携による 多様な障がいの特性や必要な 配慮について理解するための取 組の実施	当事者参加による職員の接遇 向上や理解促進のための研修 や意見交換会等の開催		●(教育啓 発※)
			当事者団体との連携による「声 かけ・サポート」運動への参画		●(教育啓 発※)

●:特定事業

北浜駅(京阪)

◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	1.視覚障 がい者誘 導用ブロ ック	□車両の乗降口から公共通路まで の移動動線上に敷設	整備済み 今後施設改修時に JIS 適合したものに 順次交換する	—	維持更新
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇 降方向を知らせる設備の設置	整備済み	—	維持更新
		□エスカレーターの行き先及び昇 降方向を知らせる設備の設置	未整備 エスカレーター更新 時に設置(令和12 年度)	前期	●
		□トイレの出入口付近において、男 女別等を知らせる案内装置の設 置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム上にある出入口に通ずる 階段位置を知らせる案内装置の 設置	整備済み	—	維持更新
	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや 周辺施設等への案内設備の設 置	整備済み	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
		□移動等円滑化のための主要な 設備(EV、傾斜路、便所、乗車 券等販売所、待合室、案内所、 休憩所)の付近への案内用図 記号(ピクトグラム)の設置	整備済み	—	維持更新
		□異常時に改札付近等における情 報の提供	整備済み 改札口の案内ディス プレイを整備済	—	維持更新

●:特定事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	3.案内・誘 導	◇移動等円滑化のための主要な 設備の配置を音、点字等により 示す案内板等を設置し、当該設 備の設置を音声等により知らせ る案内設備の設置[対象:無人 駅、無人改札(時間帯無人含 む)]	整備済み	—	維持更新
		◇多機能式インターホンを設置し、 当該設備の設置を文字及び音 声等により知らせる案内設備の 設置[対象:無人駅、無人改札 (時間帯無人含む)]	一部整備済み 多機能式インターフ ォンは設置済み但し 音声案内未対応。 引き続き検討を行う	—	○
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み 構造の検討	整備済み	—	維持更新
		□精算機の構造や仕様を、障がい のある方が使用できるものとし るよう検討	整備済み 数字ボタンを押して いただくことにより音 声案内に切り替わ り、不足金額を音声 でご案内している。 車椅子使用者用に 蹴込みを設けている	—	維持更新
		□障がいの特性に応じた操作性を 確保し、遠隔対応型等、双方向 のコミュニケーションが可能な仕 様の券売機等の設置を検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
	5.拡幅改 札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済み	—	維持更新
	6.エレベ ーター	□ホームから公共用通路まで1以 上の経路の確保	整備済み	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保	整備済み	—	維持更新
		◇ホームから公共用通路まで2以 上の経路の検討[対象:大規模 駅]	—	—	—
		□大型化等の検討	継続検討	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	整備済み	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるように配慮する	整備済み	—	維持更新
	8.ホームにおける列車の案内	□列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	整備済み	—	維持更新
		□プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	整備済み	—	維持更新
	9.車両とホームとの隙間・段差	□隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	未整備 継続検討	—	○
		□構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置	整備済み ホーム端部に注意喚起シートを設置	—	維持更新
		□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	整備済み	—	維持更新
	10.ホームにおける安全対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	未整備 継続検討	—	○
		□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設	整備済み	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済み	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリースイートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済み	—	維持更新
		□バリアフリースイートイレへの大型ベッドの設置の検討	整備済み	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	11.トイレ	◇バリアフリートイレの機能の分散 化の検討	整備済み バリアフリートイレに 加えて、男女別トイレ 内に、乳幼児設備を 整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き検討 を行う	—	—
	12.休憩設 備	□休憩設備を1以上設置	整備済み	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クール ダウンスペースの設置の検討	未整備 継続検討	—	○
そ の 他	13.情報提 供	□ウェブアクセシビリティを確保し たウェブサイト等による情報提供	継続検討	—	○
		□異常時における障がいの特性に 応じた情報提供の手法の検討	駅および車内での 緊急放送、改札口の 案内ディスプレイお よび一部車両のディ スプレイで緊急時の 情報を視覚的に提 供	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュ ニケーション手法の活用や必要 とする支援の提供	「スマホでインターホ ン」では、利用者の スマートフォンで駅 係員と音声通話で きるほか、ビデオ通 話や文字によるチャ ット形式の対話も可 能 またけいはんインフォ ステーションで、障が いの特性に応じた対 応を実施	—	継続実施
	14.心のバ リアフリ ー	□一般利用者に高齢者、障がい者 等への配慮を促す等、心のバリ アフリーに関する広報・啓発活 動の実施	エレベーターや優先席の適切 な利用等について、車内放送 や画像掲出等の実施		●(教育啓 発※)
			優先席の適切な利用等につい て、車内巡視の実施		●(教育啓 発※)

●:特定事業、○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
その他	14.心の場 リアフリ ー	□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施		●(教育啓発※)
			職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加		●(教育啓発※)
			職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加		●(教育啓発※)
		□地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催		○(教育啓発※)
			当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画		●(教育啓発※)

●:特定事業、○:関連事業

淀屋橋(OsakaMetro 御堂筋線)

◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	1.視覚障 がい者誘 導用ブロ ック	□車両の乗降口から公共通路まで の移動動線上に敷設	整備済み	—	維持更新
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇 降方向を知らせる設備の設置	整備済み	—	維持更新
		□エスカレーターの行き先及び昇 降方向を知らせる設備の設置	一部整備済み 2箇所のうち1箇所 が完了。残り1基 更新に併せて順次 整備	—	○
		□トイレの出入口付近において、男 女別等を知らせる案内装置の設 置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム上にある出入口に通ずる 階段位置を知らせる案内装置の 設置	整備済み	—	維持更新
	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性のある 案内誘導設備及び乗り換えや 周辺施設等への案内設備の設 置	整備済み	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線への 乗継ぎ経路等へのわかりやす い案内設備の設置の検討	一部整備済み 改札内外に天吊、壁 付型等の案内標示 を設置済み。大阪市 交通バリアフリー基 本構想推進協議会 での議論を踏まえ、 引き続き、検討を行 う	—	—
			Osaka Metro 淀 屋橋駅と淀屋橋ゲ ートタワー間の案内 サインの改善等わか りやすい案内誘導の 検討	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	3.案内・誘 導	□移動等円滑化のための主要な 設備(EV、傾斜路、便所、乗車 券等販売所、待合室、案内所、 休憩所)の付近への案内用図 記号(ピクトグラム)の設置	整備済み	—	維持更新
		□異常時に改札付近等における情 報の提供	整備済み サービス情報表示器 整備済み	—	維持更新
		◇移動等円滑化のための主要な 設備の配置を音、点字等により 示す案内板等を設置し、当該設 備の設置を音声等により知らせ る案内設備の設置[対象:無人 駅、無人改札(時間帯無人含 む)]	整備済み 令和5年度 中北 改札 音声案内付き インターホン設置済 み 触知案内板につい ては、設置を検討	—	維持更新
		◇多機能式インターホンを設置し、 当該設備の設置を文字及び音 声等により知らせる案内設備の 設置[対象:無人駅、無人改札 (時間帯無人含む)]	整備済み 令和5年度 中北改 札 省人化。案内イ ンターホン設置済み	—	維持更新
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み 構造の検討	整備済み	—	維持更新

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	4.切符の 購入	□精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討	整備済み 障がい者向けに下記のような仕様を実現している。各種投入口、取出口、ハードボタンなどに点字を併記している。金銭投入口はバリアフリー整備ガイドラインに基づき110 cm以下の高さとしている。金銭投入口を硬貨複数枚同時一括投入を可能としている。車椅子使用者用に70 cmの蹴込みを設けている。呼出や取り消しといったハードウェアボタンを車椅子使用者が使いやすいよう接客面下部にも設けている	—	維持更新
	4.切符の 購入	□障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討	整備済み 大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会での議論を踏まえ、引き続き、検討を行う	—	—
	5.拡幅改 札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済み	—	維持更新
	6.エレベーター	□ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	整備済み	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保	整備済み	—	維持更新
		◇ホームから公共用通路まで2以上の経路の検討[対象:大規模駅]	整備済み 地上～北中階～ホーム階。地上～中中階～ホーム階	—	維持更新
		□大型化等の検討	大規模改良時に検討する	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	整備済み	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるように配慮する	整備済み	—	維持更新
	8.ホームにおける列車の案内	□列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	整備済み	—	維持更新
		□プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	整備済み	—	維持更新
	9.車両とホームとの隙間・段差	□隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	整備済み ホーム床面の嵩上げ・櫛状ゴムの設置により、段差・隙間を縮小済み	—	維持更新
		□構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置	対象外	—	—
	9.車両とホームとの隙間・段差	□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	整備済み	—	維持更新
	10.ホームにおける安全対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設	整備済み	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済み	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリースイートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済み	—	維持更新
		□バリアフリースイートイレへの大型ベッドの設置の検討	整備済み	—	維持更新

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	11.トイレ	◇バリアフリースイートの機能の分散 化の検討	整備済み 一般トイレに簡易型 オストメイト設置済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き検討 を行う	—	—
	12.休憩設 備	□休憩設備を1以上設置	整備済み	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クール ダウンスペースの設置の検討	整備済み 授乳室設置済み	—	維持更新
そ の 他	13.情報提 供	□ウェブアクセシビリティを確保し たウェブサイト等による情報提供	ホームページでは、 音声読み上げ、文字 の大小、ふりがなの 要否が選択可能	—	継続実施
		□異常時における障がいの特性に 応じた情報提供の手法の検討	・サービス情報表示 器、旅客案内表示 器の設置 ・改札内に筆談パッ ド、コミュニケーション ボードの設置	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュ ニケーション手法の活用や必要 とする支援の提供	・筆談パッドやコミュ ニケーションボードの 設置 ・駅社員のサービス 介助士資格取得	—	継続実施
	14.心のバ リアフリ ー	□一般利用者に高齢者、障がい者 等への配慮を促す等、心のバ リアフリーに関する広報・啓発活 動の実施	エレベーターや優先席の適 切な利用等について、車内放 送や画像掲出等の実施		●(教育啓 発※)
		□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進の ためのマニュアル作成や、研修 等の実施		●(教育啓 発※)
			職員の接遇向上や理解促進の ための研修等への参加		●(教育啓 発※)
			職員の接遇向上のための資格 (サービス介助士)取得推進		●(教育啓 発※)

●:特定事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
その他	14.心のバリアフリー	□地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催		●(教育啓発※)
			当事者団体との連携による「声かけ・サポート」運動への参画		●(教育啓発※)

●:特定事業

淀屋橋駅(京阪)

◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	1.視覚障 がい者誘 導用ブロ ック	□車両の乗降口から公共通路まで の移動動線上に敷設	整備済み 今後施設改修時に JIS 適合したものに 順次交換する	—	維持更新
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇 降方向を知らせる設備の設置	整備済み	—	維持更新
		□エスカレーターの行き先及び昇 降方向を知らせる設備の設置	未整備 エスカレーター更新 時に設置(令和12 年度)	前期	●
		□トイレの出入口付近において、男 女別等を知らせる案内装置の設 置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム上にある出入口に通ずる 階段位置を知らせる案内装置の 設置	整備済み	—	維持更新
	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性のある 案内誘導設備及び乗り換えや 周辺施設等への案内設備の設 置	整備済み	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線へ の乗継ぎ経路等へのわかりやす い案内設備の設置の検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
		□移動等円滑化のための主要な 設備(EV、傾斜路、便所、乗車 券等販売所、待合室、案内所、 休憩所)の付近への案内用図 記号(ピクトグラム)の設置	整備済み	—	維持更新
		□異常時に改札付近等における情 報の提供	整備済み 改札口の案内ディス プレイを整備済	—	維持更新

●:特定事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	3.案内・誘 導	◇移動等円滑化のための主要な 設備の配置を音、点字等により 示す案内板等を設置し、当該設 備の設置を音声等により知らせ る案内設備の設置[対象:無人 駅、無人改札(時間帯無人含 む)]	整備済み	—	維持更新
		◇多機能式インターホンを設置し、 当該設備の設置を文字及び音 声等により知らせる案内設備の 設置[対象:無人駅、無人改札 (時間帯無人含む)]	一部整備済み 多機能式インターフ ォンは設置済み但し 音声案内未対応。 引き続き検討を行う	—	○
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み 構造の検討	整備済み	—	維持更新
		□精算機の構造や仕様を、障がい のある方が使用できるものとし るよう検討	整備済み 数字ボタンを押して いただくことにより音 声案内に切り替わ り、不足金額を音声 でご案内している。 車椅子使用者用に 蹴込みを設けている	—	維持更新
		□障がいの特性に応じた操作性を 確保し、遠隔対応型等、双方向 のコミュニケーションが可能な仕 様の券売機等の設置を検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
	5.拡幅改 札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済み	—	維持更新
	6.エレベ ーター	□ホームから公共用通路まで1以 上の経路の確保	整備済み	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保	整備済み	—	維持更新
		◇ホームから公共用通路まで2以 上の経路の検討[対象:大規模 駅]	—	—	—
		□大型化等の検討	継続検討	—	○

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅舎	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	整備済み	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるように配慮する	整備済み	—	維持更新
	8.ホームにおける列車の案内	□列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	整備済み	—	維持更新
		□プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	整備済み	—	維持更新
	9.車両とホームとの隙間・段差	□隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	未整備 継続検討	—	○
		□構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置	整備済み ホーム端部に注意喚起シートを設置	—	維持更新
		□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	整備済み	—	維持更新
	10.ホームにおける安全対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	未整備 継続検討	—	○
		□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設	整備済み	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済み	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリースイートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済み	—	維持更新
		□バリアフリースイートイレへの大型ベッドの設置の検討	整備済み	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	11.トイレ	◇バリアフリートイレの機能の分散 化の検討	整備済み バリアフリートイレに 加えて、男女別トイレ 内に、乳幼児設備を 整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き検討 を行う	—	—
	12.休憩設 備	□休憩設備を1以上設置	整備済み	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クール ダウンスペースの設置の検討	未整備 継続検討	—	○
そ の 他	13.情報提 供	□ウェブアクセシビリティを確保し たウェブサイト等による情報提供	継続検討	—	○
		□異常時における障がいの特性に 応じた情報提供の手法の検討	駅および車内での 緊急放送、改札口の 案内ディスプレイお よび一部車両のディ スプレイで緊急時の 情報を視覚的に提 供	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュ ニケーション手法の活用や必要 とする支援の提供	「スマホでインターホ ン」では、利用者の スマートフォンで駅 係員と音声通話で きるほか、ビデオ通 話や文字によるチャ ット形式の対話も可 能 またけいはんインフォ ステーションで、障が いの特性に応じた対 応を実施	—	継続実施
	14.心のバ リアフリ ー	□一般利用者に高齢者、障がい者 等への配慮を促す等、心のバ リアフリーに関する広報・啓発活 動の実施	エレベーターや優先席の適切 な利用等について、車内放送 や画像掲出等の実施		●(教育啓 発※)
			優先席の適切な利用等につい て、車内巡視の実施		●(教育啓 発※)

●:特定事業、○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
そ の 他	14.心のバ リアフリ ー	□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進 のためのマニュアル作成や、研 修等の実施		●(教育啓 発※)
			職員の接遇向上や理解促進 のための研修等への参加		●(教育啓 発※)
			職員の接遇向上や理解促進 のための研修等への参加		●(教育啓 発※)
		□地域や関係団体との連携による 多様な障がいの特性や必要な 配慮について理解するための取 組の実施	当事者参加による職員の接遇 向上や理解促進のための研修 や意見交換会等の開催		○(教育啓 発※)
			当事者団体との連携による 「声かけ・サポート」運動への 参画		●(教育啓 発※)

●:特定事業、○:関連事業

なにわ橋駅(京阪)

◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	1.視覚障 がい者誘 導用ブロ ック	□車両の乗降口から公共通路まで の移動動線上に敷設	整備済み	—	維持更新
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇 降方向を知らせる設備の設置	整備済み	—	維持更新
		□エスカレーターの行き先及び昇 降方向を知らせる設備の設置	整備済み	—	維持更新
		□トイレの出入口付近において、男 女別等を知らせる案内装置の設 置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム上にある出入口に通ずる 階段位置を知らせる案内装置の 設置	整備済み	—	維持更新
	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや 周辺施設等への案内設備の設 置	整備済み	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
		□移動等円滑化のための主要な 設備(EV、傾斜路、便所、乗車 券等販売所、待合室、案内所、 休憩所)の付近への案内用図 記号(ピクトグラム)の設置	整備済み	—	維持更新
		□異常時に改札付近等における情 報の提供	整備済み 改札口の案内ディス プレイを整備済	—	維持更新

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	3.案内・誘 導	◇移動等円滑化のための主要な 設備の配置を音、点字等により 示す案内板等を設置し、当該設 備の設置を音声等により知らせ る案内設備の設置[対象:無人 駅、無人改札(時間帯無人含 む)]	整備済み	—	維持更新
		◇多機能式インターホンを設置し、 当該設備の設置を文字及び音 声等により知らせる案内設備の 設置[対象:無人駅、無人改札 (時間帯無人含む)]	一部整備済み 多機能式インターフ ォンは設置済み但し 音声案内未対応。 引き続き検討を行う	—	○
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み 構造の検討	整備済み	—	維持更新
		□精算機の構造や仕様を、障がい のある方が使用できるものとし るよう検討	整備済み 数字ボタンを押して いただくことにより音 声案内に切り替わ り、不足金額を音声 でご案内している。 車椅子使用者用に 蹴込みを設けている	—	維持更新
		□障がいの特性に応じた操作性を 確保し、遠隔対応型等、双方向 のコミュニケーションが可能な仕 様の券売機等の設置を検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
	5.拡幅改 札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済み	—	維持更新
	6.エレベ ーター	□ホームから公共用通路まで1以 上の経路の確保	整備済み	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保	整備済み	—	維持更新
		◇ホームから公共用通路まで2以 上の経路の検討[対象:大規模 駅]	—	—	—
		□大型化等の検討	整備済み	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	整備済み	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるように配慮する	整備済み	—	維持更新
	8.ホームにおける列車の案内	□列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	整備済み	—	維持更新
		□プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	整備済み 乗車位置シートには車椅子サインを掲載している	—	維持更新
	9.車両とホームとの隙間・段差	□隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	未整備 継続検討	—	○
		□構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置	対象外 隙間が小さいため警告設備は設けていない	—	—
		□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	整備済み	—	維持更新
	10.ホームにおける安全対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	未整備 継続検討	—	○
		□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設	整備済み	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済み	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリートイレ(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済み	—	維持更新
		□バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	整備済み	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	11.トイレ	◇バリアフリートイレの機能の分散 化の検討	整備済み バリアフリートイレを 2箇所設置。また、男 女別トイレ内に乳幼 児設備を整備済み。 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き検討 を行う	—	—
	12.休憩設 備	□休憩設備を1以上設置	整備済み	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クール ダウンスペースの設置の検討	未整備 継続検討	—	○
そ の 他	13.情報提 供	□ウェブアクセシビリティを確保し たウェブサイト等による情報提供	継続検討	—	○
		□異常時における障がいの特性に 応じた情報提供の手法の検討	駅および車内での 緊急放送、改札口の 案内ディスプレイお よび一部車両のディ スプレイで緊急時の 情報を視覚的に提 供	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュ ニケーション手法の活用や必要 とする支援の提供	「スマホでインターホ ン」では、利用者の スマートフォンで駅 係員と音声通話で きるほか、ビデオ通 話や文字によるチャ ット形式の対話も可 能	—	継続実施
	14.心のバ リアフリ ー	□一般利用者に高齢者、障がい者 等への配慮を促す等、心のバリ アフリーに関する広報・啓発活 動の実施	エレベーターや優先席の適切 な利用等について、車内放送 や画像掲出等の実施		●(教育啓 発※)
			優先席の適切な利用等につい て、車内巡視の実施		●(教育啓 発※)
		□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進 のためのマニュアル作成や、研 修等の実施		●(教育啓 発※)
			職員の接遇向上や理解促進 のための研修等への参加		●(教育啓 発※)

●:特定事業、○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
そ の 他	14.心のバ リアフリ ー	□地域や関係団体との連携による 多様な障がいの特性や必要な 配慮について理解するための取 組の実施	当事者参加による職員の接遇 向上や理解促進のための研修 や意見交換会等の開催		○(教育啓 発※)
			当事者団体との連携による 「声かけ・サポート」運動への 参画		●(教育啓 発※)

●:特定事業、○:関連事業

大江橋駅(京阪)

◇:一部駅とは、駅ごとに整備の必要性を含めて整備・検討を行うもの

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	1.視覚障 がい者誘 導用ブロ ック	□車両の乗降口から公共通路まで の移動動線上に敷設	整備済み	—	維持更新
	2.音案内	□エレベーターの到着する籠の昇 降方向を知らせる設備の設置	整備済み	—	維持更新
		□エスカレーターの行き先及び昇 降方向を知らせる設備の設置	整備済み	—	維持更新
		□トイレの出入口付近において、男 女別等を知らせる案内装置の設 置	整備済み	—	維持更新
		□ホーム上にある出入口に通ずる 階段位置を知らせる案内装置の 設置	整備済み	—	維持更新
	3.案内・誘 導	□駅舎内での一貫した連続性のある案内誘導設備及び乗り換えや 周辺施設等への案内設備の設 置	整備済み	—	維持更新
		□他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
		□移動等円滑化のための主要な 設備(EV、傾斜路、便所、乗車 券等販売所、待合室、案内所、 休憩所)の付近への案内用図 記号(ピクトグラム)の設置	整備済み	—	維持更新
		□異常時に改札付近等における情 報の提供	整備済み 改札口の案内ディス プレイを整備済	—	維持更新

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	3.案内・誘 導	◇移動等円滑化のための主要な 設備の配置を音、点字等により 示す案内板等を設置し、当該設 備の設置を音声等により知らせ る案内設備の設置[対象:無人 駅、無人改札(時間帯無人含 む)]	整備済み	—	維持更新
		◇多機能式インターホンを設置し、 当該設備の設置を文字及び音 声等により知らせる案内設備の 設置[対象:無人駅、無人改札 (時間帯無人含む)]	一部整備済み 多機能式インターフ ォンは設置済み但し 音声案内未対応。 引き続き検討を行う	—	○
	4.切符の 購入	□車椅子使用者に配慮した蹴込み 構造の検討	整備済み	—	維持更新
		□精算機の構造や仕様を、障がい のある方が使用できるものとし るよう検討	整備済み 数字ボタンを押して いただくことにより音 声案内に切り替わ り、不足金額を音声 でご案内している。 車椅子使用者用に 蹴込みを設けている	—	維持更新
		□障がいの特性に応じた操作性を 確保し、遠隔対応型等、双方向 のコミュニケーションが可能な仕 様の券売機等の設置を検討	整備済み 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き、検討 を行う	—	—
	5.拡幅改 札口の 設置	□拡幅改札口の設置	整備済み	—	維持更新
	6.エレベ ーター	□ホームから公共用通路まで1以 上の経路の確保	整備済み	—	維持更新
		□乗り換え経路の確保	整備済み	—	維持更新
		◇ホームから公共用通路まで2以 上の経路の検討[対象:大規模 駅]	—	—	—
		□大型化等の検討	整備済み	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	7.階段	□階段の手すりに、行先を点字で表示	整備済み	—	維持更新
		□踏面端部が容易に識別できるように配慮する	整備済み	—	維持更新
	8.ホームにおける列車の案内	□列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	整備済み	—	維持更新
		□プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	整備済み 乗車位置シートには車椅子サインを掲載している	—	維持更新
	9.車両とホームとの隙間・段差	□隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	未整備 継続検討	—	○
		□構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置	対象外 隙間が小さいため警告設備は設けていない	—	—
		□渡り板を配備し、適切な乗降介助の実施	整備済み	—	維持更新
	10.ホームにおける安全対策	◇ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	未整備 継続検討	—	○
		□ホーム縁端付近に連続した線路側とホーム内側を区別する警告ブロックを敷設	整備済み	—	維持更新
		□線路側外のプラットホーム両端に転落防止柵を設置	整備済み	—	維持更新
	11.トイレ	□バリアフリースイート(車椅子対応トイレを含む)の設置	整備済み	—	維持更新
		□バリアフリースイートへの大型ベッドの設置の検討	整備済み	—	維持更新

○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
駅 舎	11.トイレ	◇バリアフリートイレの機能の分散 化の検討	整備済み バリアフリートイレを 2箇所設置。また、男 女別トイレ内に乳幼 児設備を整備済み。 大阪市交通バリアフ リー基本構想推進協 議会での議論を踏 まえ、引き続き検討 を行う	—	—
	12.休憩設 備	□休憩設備を1以上設置	整備済み	—	維持更新
		◇授乳室等やカームダウン/クール ダウンスペースの設置の検討	未整備 継続検討	—	○
そ の 他	13.情報提 供	□ウェブアクセシビリティを確保し たウェブサイト等による情報提供	継続検討	—	○
		□異常時における障がいの特性に 応じた情報提供の手法の検討	駅および車内での 緊急放送、改札口の 案内ディスプレイお よび一部車両のディ スプレイで緊急時の 情報を視覚的に提 供	—	継続実施
		□障がい等の特性に応じたコミュ ニケーション手法の活用や必要 とする支援の提供	「スマホでインターホ ン」では、利用者の スマートフォンで駅 係員と音声通話で きるほか、ビデオ通 話や文字によるチャ ット形式の対話も可 能	—	継続実施
	14.心のバ リアフリ ー	□一般利用者に高齢者、障がい者 等への配慮を促す等、心のバリ アフリーに関する広報・啓発活 動の実施	エレベーターや優先席の適切 な利用等について、車内放送 や画像掲出等の実施		●(教育啓 発※)
			優先席の適切な利用等につい て、車内巡視の実施		●(教育啓 発※)
		□職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進 のためのマニュアル作成や、研 修等の実施		●(教育啓 発※)
			職員の接遇向上や理解促進 のための研修等への参加		●(教育啓 発※)

●:特定事業、○:関連事業

	項目	整備等の内容 (□:全駅共通、◇:一部駅)	整備状況と 主な整備内容	整備 時期	区分
その他	14.心のバ リアフリ ー	□地域や関係団体との連携による 多様な障がいの特性や必要な 配慮について理解するための取 組の実施	当事者参加による職員の接遇 向上や理解促進のための研修 や意見交換会等の開催		○(教育啓 発※)
			当事者団体との連携による 「声かけ・サポート」運動への 参画		●(教育啓 発※)

●:特定事業、○:関連事業

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置付ける

5-5 バス車両及びタクシー車両の整備等の方針・内容

5-5-1 はじめに

大阪市内で乗合バスを運行する事業者8社全体でみると、令和3(2021)年12月末時点で、乗合バス車両(基準適用除外認定車両等は除く)のうち、公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両として、ノンステップ及びワンステップバスの導入率は99%、そのうち、ノンステップバスの占める割合は、70%を超える状況となっています。また、残りの1%については一般路線を運行するリフト付きバス車両等となっています。各バス事業者においては、道路構造等の物理的条件で運行不可能な路線で使用する車両等を除き、車両更新時においてノンステップバスを導入されています。なお、大阪市内では主に大阪シティバス(株)が主な車両運行を担っており、同社の乗合バス車両(基準適用除外認定車両等は除く)(547両)のうち1両を除く全てがノンステップバスとなっています。

乗合の都市間路線バス(高速バス、空港アクセスバス等)については、一般には旅客の手荷物を収納する荷物室等が設けられた床の高いタイプの車両(ハイデッカー)が用いられていることから、床高さに係る基準(65cm以下)を満たせず、適用除外車両という位置づけになっています。

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」は令和3年4月に施行され、「乗合バス車両の2025年目標として、乗合バスのリフト付きバス等(適用除外車両)について、約25%に当たる約2,500台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限り移動円滑化を実施するとされています。また、1日当たりの平均的な利用者数が2,000人以上の航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設(指定空港)へのバス路線を運行する乗合バス車両における適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約50%について、バリアフリー化した車両を含む運行とする。」とされています。

平成18(2006)年に制定されたバリアフリー法において福祉タクシー車両が新たに適合義務の対象として含まれて以降、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を機会として、ユニバーサルデザインタクシー(以下、「UDタクシー」という。)の普及促進が各地で図られ、現行の国の基本方針においては、UDタクシーを含めた福祉タクシー車両の導入目標が掲げられています。

本市においては、令和元(2019)年からUDタクシー普及促進に向けた補助制度を開始しました。大阪・関西万博の開催を見据え、国や大阪府と連携して取り組みを進めた結果、令和7年9月時点で、市内の総タクシー台数の約27%がUDタクシーとなり、普及率25%の目標を達成しました。

5-5-2 整備等の方針

次のとおり整備等方針を定めます。

■バス車両及びタクシー車両の整備等の方針

(基本的な考え方)

・駅施設を中心としたバリアフリー化と合わせて、バス車両及びタクシー車両の移動等円滑化を推進することで、駅施設におけるバリアフリー整備の効果を広域の利用者に波及させることが可能となり、徒歩圏に限らず、より広域へと推進させることが期待される。本市においては、次のとおり、バス車両及び、タクシー車両の移動等円滑化を推進する。

(車両)

- ・市内路線バス車両については、高齢者や障がい者をはじめ、子どもや子育て中の方など誰もが円滑に乗降できるノンステップバスの導入を順次図るものとする。
- ・空港アクセスバス車両については、リフト付きバス又エレベーター付きバスとする等、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえて、バリアフリー化を図ることが望ましい。
- ・タクシー車両については、UD タクシー等、誰もが円滑に乗降できるタクシー車両の導入を計画的に図るものとする。
- ・また、心のバリアフリーの取組を事業者・利用者において進めることで、移動等円滑化の更なる向上を図る。なお、職員への研修・教育においては、当事者参加のうえで実施することが望ましい。

5-5-3 整備等の内容

■バス車両の整備等の内容

整備項目	整備・取組内容		整備 区分	関係者
市内路線 バス車両	ノンステップバスの導入		○	大阪シティバス、大 阪バス、近鉄バス、 南海バス、阪急バ ス、京阪バス、北港 観光バス、阪神バ ス
	障がい者対応型案内誘導設備等への案内用図記 号(ピクトグラム)の表示		○	
空 港 ア ク セ ス バ ス	リフト付きバス又はエレベーター付きバスの導入の 検討		○	大阪バス、関西空 港交通、近鉄バス、 日本交通、阪急観 光バス、阪神バス
心 の バ リ ア フ リ ー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介 助支援の実施		継続実 施	各バス事業者
	一般利用者に高齢者、 障がい者等への配慮を 促す等、心のバリアフリー に関する広報・啓発活動 の実施	エレベーターや優先席 の適切な利用等につ いて、車内放送や画像 掲出等の実施	●(教育 啓発※)	大阪シティバス
	職員への研修・教育の実 施	職員の接遇向上や理 解促進のためのマニ ュアル作成や、研修等 の実施	●(教育 啓発※)	
		職員の接遇向上や理 解促進のための研修 等への参加		
		職員の接遇向上のた めの資格(サービス介 助士)取得推進		
	地域や関係団体との連 携による多様な障がいの 特性や必要な配慮につ いて理解するための取組 の実施	当事者参加による職 員の接遇向上や理解 促進のための研修や 意見交換会等の開催	●(教育 啓発※)	

●:特定事業、○:関連事業

整備項目	整備・取組内容		整備区分	関係者
心のバリアフリー	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	座席譲りに関するステッカーの貼付や優先席付近へのヘルプマークの表示	●(教育啓発※)	阪急観光バス
		携帯電話マナーに関する車内アナウンスの実施やポスターの掲出、テロップ表示による安全啓発	●(教育啓発※)	
		マナー向上に関する案内放送の実施、情報案内ディスプレイ・LED案内表示装置によるマナー啓発	●(教育啓発※)	
	職員への研修・教育の実施	バリアフリーに関する対応マニュアルの策定・周知、職員の接遇向上や理解促進のための研修会の実施	●(教育啓発※)	
		ヘルプマークに関する周知徹底のための教育の実施	●(教育啓発※)	
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	バリアフリー関係セミナーへの参加	●(教育啓発※)	大阪バス
		手話及び聴覚障がいの理解促進に向けた研修会への参加	●(教育啓発※)	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	優先席の適切な利用等について車内放送や画像掲出等の実施	●(教育啓発※)	
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	●(教育啓発※)	

●:特定事業

整備項目	整備・取組内容		整備 区分	関係者
心のバリアフリー	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施	●（教育啓発※）	関西空港交通
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	●（教育啓発※）	
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加	●（教育啓発※）	
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	●（教育啓発※）	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送及び画像掲出の実施	○	近鉄バス
職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	○		
	職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加			
地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会当の開催	○		
学校教育における「総合的な学習の時間」等での取り組み	小学校における車椅子体験学習の実施	○		

●:特定事業、○:関連事業

整備項目	整備・取組内容		整備区分	関係者
心のバリアフリー	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送や画像掲出等の実施	●(教育啓発※)	日本交通
		同上	○	
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	○	
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加	○	阪神バス
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送及び画像掲出の実施	●(教育啓発※)	
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のための研修の実施	●(教育啓発※)	
		職員の接遇向上のための資格(サービス介助士)取得推進	○	
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取り組み	小学校における車椅子体験学習の実施	●(教育啓発※)	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	優先席の適切な利用等について、車内放送及びステッカー掲出の実施	●(教育啓発※)	南海バス
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	○	
		接遇向上のための車椅子乗車研修	●(教育啓発※)	

●:特定事業、○:関連事業

整備項目	整備・取組内容		整備 区分	関係者
心のバリアフリー	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	○	南海バス
	学校教育における「総合的な学習の時間」等での取り組み	小学校の「バスの乗り方教室」の実施協力	○	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	エレベーターや優先席の適切な利用等について、車内放送及び画像掲出の実施	●（教育啓発※）	阪急バス
	職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	●（教育啓発※）	
		職員の接遇向上や理解促進のための研修等への参加		
		職員の接遇向上のための資格（サービス介助士）取得推進		
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催	●（教育啓発※）	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	優先席を必要とされるお客様に座席を譲っていただく旨をバス車内の自動音声による啓発を引き続き実施する。	●（教育啓発※）	京阪バス
	職員への研修・教育の実施	全ての社員に対して、国土交通省が定める「交通事業者向け接遇研修プログラム」に準	●（教育啓発※）	

●:特定事業、○:関連事業

整備項目	整備・取組内容		整備区分	関係者
心のバリアフリー	職員への研修・教育の実施	拠した研修を実施する。		京阪バス
		主に現業の社員に対して、スロープ板および車椅子固定装置の取り扱いに関する研修を継続的に実施する。	●(教育啓発※)	
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	外部団体等が実施するバリアフリーに関する研修に参加する。	●(教育啓発※)	
	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	車内に優先席の適切な利用等について、車内放送及びポスター掲示の実施	●(教育啓発※)	北港観光バス
	運転手への研修・教育の実施	運転手の接遇向上や理解促進のための研修の実施	●(教育啓発※)	
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による運転手の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会のセミナー等に参加	●(教育啓発※)	

●:特定事業

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

■タクシー車両の整備等の内容

整備項目	整備・取組内容		整備区分	関係者
車両	ユニバーサルデザインタクシーの導入		○	各タクシー事業者
心のバリアフリー	利用者が円滑に乗降するための役務の提供や介助支援の実施		継続実施	各タクシー事業者
	職員への研修・教育の実施	職員及び運転者の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	●（教育啓発※）	大阪タクシー協会
		職員及び運行管理者等の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修会等への参加		
	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	当事者参加による職員や運行管理者等の接遇向上や理解促進のための研修や意見交換会等の開催及び参加	●（教育啓発※）	
	職員への研修・教育の実施	運転者の接遇向上や理解促進のための研修等の実施	●（教育啓発※）	大阪タクシーセンター

●：特定事業、○：関連事業

※：令和2（2020）年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

5-6 道路・交差点の整備等の方針・内容

5-6-1 はじめに

道路特定事業の整備について、段差の解消や勾配修正においては、基本構想策定時から即時取り組んできており、施工可能な箇所においては概ね完了していますが、沿道の高さが決まっているなどの理由により、解消できない箇所もあるため、今後も引き続き沿道開発等に合わせて取り組んでいきます。

また、別添2に示すとおり、視覚障がい者誘導用ブロックの整備進捗率については、令和3(2021)年3月末時点、25 地区全体で 89%となっています。未整備となっている区間においては、歩道がない又は歩道の有効幅員が不足しているため視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を行うことができないものや、将来の歩道拡幅計画に合わせて敷設を予定していたものなどとなっています。

令和4(2022)年度以降、引き続き視覚障がい者誘導用ブロックの整備を進めていき、25地区全体の整備率は令和6(2024)年度末で約 90%です。

■整備延長、整備率等

	全延長	整備済み延長	未整備延長	整備率
令和 3(2021)年 3 月末	95.42km	84.83km	10.59km	89%
令和7(2025)年 3 月末	97.81km	88.32km	9.49km	90%

5-6-2 整備等の方針

■道路・交差点の整備等の方針

整備項目		整備等の方針（□：全地区共通、◇：一部地区）
歩行空間の整備	歩道の新設	□(1-1)歩道を新設する場合には、沿道条件などを考慮した上で、幅員、勾配、段差などについてバリアフリー化された歩道を整備する。
	歩道の改良	□(1-2)歩道の段差解消、勾配の改善、拡幅等は、必要に応じて地元合意を得ながら、整備を進める。幅員については、車椅子使用者のすれ違いを考慮する。
	その他	□(1-3)車止めの設置にあたっては、必要最小限の設置にとどめる。 □(1-4)適切に排水処理し、滑りにくく歩きやすい歩行空間の整備を検討する。 □(1-5)歩道の設置が難しい場合は、地元の協力を得ながら、路側帯のカラー舗装化、自動車の進入抑制や速度抑制、必要な交通規制の検討、違法駐車を取り締まり、放置自転車の対策等により、安全かつ安心して通行できるような歩行空間を確保する。 □(1-6)横断歩道箇所等における車道との接続部の歩車道境界部の段差構造について、当事者も参加する検討の場を設置する。
案内・誘導施設の整備	視覚障がい者誘導用ブロック	□(2-1)視覚障がい者誘導用ブロックは、生活関連経路に敷設する。また、危険回避のために必要と判断される箇所についても敷設する。なお、管理境界部等において連続的に敷設されていない箇所については連続的な敷設について検討する。 □(2-2)音響信号機等が設置された交差点部では、押しボタンが操作できる位置まで誘導用ブロックの敷設を検討する。 □(2-3)生活関連施設に面する道路について、施設との境界部まで視覚障がい者誘導用ブロックの敷設を検討する。 □(2-4)視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色を基本とする。ただし、周辺の状況により都市景観等を考慮する必要がある場合には、輝度比を考慮した上で、黄色以外の認識しやすい色も可能とする。また、視覚障がい者誘導用ブロックと舗装面の模様との区別が付きにくいことがないように舗装のデザインを工夫する。 □(2-5)また、通路片側の視覚障がい者誘導用ブロックだけでは円滑な移動が困難となるような人通りの多い地下街や広幅員通路においては、人の流れに乗って移動できるよう、視覚障がい者誘導用ブロックを通路の両側に敷設することも検討する。 ◇(2-6)踏切道手前部に、点状ブロックによる注意喚起を行う。また、踏切道内においては、視覚障がい者が車道や線路に誤って進入することを防ぐとともに踏切の外にいと誤認することを回避するため、誘導表示の設置を検討する。

整備項目		整備等の方針（□：全地区共通、◇：一部地区）
案内・誘導施設の整備	その他の案内・誘導施設	□(2-7)バリアフリーの視点を踏まえた、公共交通機関への乗り換えや周辺地域・施設への案内等、一貫した連続性のある案内・誘導サインを整備する。 □(2-8)乗り換え経路や地下経路、歩道橋等における案内・誘導サインの整備にあたって、協議会において、好事例を共有する等、案内・誘導や事業者間の連携の方法について継続的に検討する。 □(2-9)旅客施設や官公庁施設、福祉施設、バリアフリー施設等についてピクトグラムなどを用いた利用者にわかりやすい情報を提供する。
上下移動施設（エレベーター等）の整備・運用	上下移動施設	◇(3-1)地区全体としてのエレベーターの運用時間の統一（最低レベルの統一）を図る。 ◇(3-2)歩行者ネットワークの状況を考慮し、地上ルートと地下ルートを補完するための上下移動が必要となる箇所、エレベーターなどの設置効果が大きい場合は、上下移動施設の設置を検討する。 ◇(3-3)エレベーターの設置が困難な場合には、エスカレーター等の設置を検討する。
	その他施策	◇(3-4)上下移動施設の整備が困難な場合は、他のバリアフリー・ルートの設定等の代替案を検討する。
交差点等の整備	歩道橋	◇(4-1)歩道橋のバリアフリー化（エレベーター、斜路の設置等）を図る。歩道橋のバリアフリー化が困難なものについては、個々の利用実態を踏まえ関係機関と協議を図る。 ◇(4-2)また、ネットワーク※の状況に応じて、代替案として歩道橋を通らないルートの案内を行う。
	横断歩道	□(4-3)横断歩道部に接続する歩道の縁端の段差は、2cmを標準とする。 □(4-4)横断歩道への横断支援施設（エスコートゾーンの設置など）の導入を検討する。 □(4-5)信号機については、機能の高度化（音響による視覚障がい者用信号）及び現示の改良や運用の見直し（歩車分離化・歩行者横断秒数の見直し）等を検討する。
交通結節施設（駅前広場）の整備		◇(5-1)駅前広場については、鉄道、その他交通機関と道路の連携を図りながら、バリアフリー整備を図る。 ◇(5-2)バス停では、ノンステップバスに対応した整備を図る。 ◇(5-3)また、ノンステップバスがバス停に正着できるよう実効的運用を図る方策についても整備と合わせて検討する。 ◇(5-4)駅前広場の路線図や時刻表等の案内表示は、車椅子使用者、弱視者、白内障等の利用者に配慮し、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式（表示方法とデザイン）、掲出位置（掲出

整備項目		整備等の方針(□:全地区共通、◇:一部地区)
交通結節施設(駅前広場)の整備		高さや平面上の位置など)を考慮したものとするよう努める。 ◇(5-5)バス停やタクシー乗場への上屋の設置や、バス停へのベンチの設置を検討する。 ◇(5-6)タクシー乗場は後部乗降の車両と側方乗降の車両への対応を考慮した構造とすることが望ましい。 ※(5-1~6)は交通結節施設(駅前広場)のある梅田地区、難波地区、天王寺・阿倍野地区、新大阪地区を対象とする。
関連施設の整備	休憩施設等	□(6-1)歩行者ネットワーク内の道路において、他の施設の整備状況も考慮してベンチ等の休憩施設の整備を検討する。 □(6-2)その他、歩行者ネットワークの利便性を高めるための方策を検討する。
その他		□(7-1)自転車ネットワークの構築により、歩行者と自転車の分離を図り、安全な歩行者空間を確保する。 □(7-2)バリアフリーの観点からの指導、民間の協力を得ながら、歩道整備にあたっての民間敷地を歩道の一部として活用する方法や、民間施設内のエレベーターの活用について検討する。 □(7-3)バリアフリーの観点も含め、路上駐車、放置自転車、違法看板対策を検討する。また、心のバリアフリーの観点から、歩道上障害物に対する啓発活動や交通マナー向上に対する啓発活動の促進に取り組む。 □(7-4)案内・誘導にあたっては、音声ガイド、ICTを活用した歩行者移動支援情報の提供を検討する。 □(7-5)高架道路下の反響音や商店街の騒音等が、音による誘導案内の障害にならないよう留意する。
※ネットワーク:「網状組織にする、網状につなぐ」という意味であり、本基本構想では、複数の道路を網状に結ぶことにより便利で代替性のある経路を確保する意味として使用しています。		

5-6-3 地区における整備等の内容

■道路・交差点の整備等の内容

(1) 道路

整備項目	整備等の内容 (□:全地区共通 ◇:一部地区)	路線名	区分	整備 時期	関係者
1. 歩道の整備改良 ※1	□歩道の有効幅員の確保(2.0m 以上確保)、段差解消の実施、舗装面の改善の実施、勾配の改善の実施	扇町公園南通線 裁判所東筋線 大阪高槻京都線 北区第 8240 号線 天満橋筋線 国道 1 号 恵美須南森町線 北区第 8246 号線 大阪和泉泉南線 鳥居筋線 天神橋天王寺線 石切大阪線 高麗橋線 馬場町線 赤川天王寺線 大手橋線 南北線 中之島川口線 中之島公園北側線 中之島線 土佐堀南岸線 国道 25 号 三休橋千日前線 木幡町本庄線 北区第 8208 号線 平野町京町堀線 天満市場線 北区 8228 号線	維持 更新	—	国土交通省 大阪市 (道路管理者)
	□歩道の有効幅員の確保(2.0m 以上確保)の検討	高麗橋線 伏見町線 北区第 8234 号線	○	—	大阪市 (道路管理者)

○:関連事業

整備項目	整備等の内容 (□:全地区共通 ◇:一部地区)	路線名	区分	整備 時期	関係者
2. 視覚障 がい者誘 導用ブロッ クの敷設 ※1	□視覚障がい者誘導 用ブロックの敷設	扇町公園南通線 大阪高槻京都線 北区第 8240 号線 天満橋筋線 国道1号 北区第 8246 号線 大阪和泉泉南線 鳥居筋線 天神橋天王寺線 石切大阪線 赤川天王寺線 大手橋線 南北線 中之島川口線 中之島公園北側線 土佐堀南岸線 国道 25 号 三休橋千日前線 北区第 8208 号線	維持 更新	—	国土交通省 大阪市 (道路管理者)
		裁判所東筋線 恵美須南森町線 中之島線 木幡町本庄線 平野町京町堀線 天満市場線 北区 8228 号線			大阪市 (道路管理者)
		馬場町線		後期	大阪市 (道路管理者)
	□視覚障がい者誘導 用ブロックの敷設の 検討	高麗橋線 伏見町線 北区第 8234 号線	○	—	大阪市 (道路管理者)
	□音響信号機等の押しボタンが操作できる位置まで の敷設の検討(全地区の共通の方針を検討)		○	—	大阪市 (道路管理者) 公安委員会

●:特定事業、○:関連事業

整備項目	整備等の内容 (□:全地区共通 ◇:一部地区)	路線名	区分	整備 時期	関係者
3. 歩行空間 の確保 ※1	□歩道の設置が困難な場合は、路側帯のカラー舗装化、自動車・自転車の進入抑制や速度抑制、必要な交通規制、違法駐車を取り締まり、放置自転車の対策等を検討	高麗橋線 伏見町線 北区第 8234 号線	○	—	大阪市 (道路管理者) 公安委員会
4. 歩行空間 の整備	□横断歩道箇所等における車道との接続部の歩車道境界部の段差構造について、当事者も参加する検討の場の設置(全地区の共通の方針を検討)		○	—	大阪市 (道路管理者) 国土交通省
5. その他の 施設	◇路線図、時刻表等の案内表示の見やすさの改善	天満橋バス乗降場	●	前期	大阪シティバス
	◇標識柱(バス接近時音声案内付)の設置	天満橋バス乗降場5番乗り場	●	前期	大阪シティバス
6. 地上と地下の連続性の確保	◇民間施設の既存エレベーターの活用推進による地上と地下の連続性の確保	・京 阪 北 浜 駅 及 び Osaka Metro 北浜駅と 大阪証券取引所ビル ・京阪淀屋橋駅と淀屋橋 ステーションワン ・Osaka Metro 淀屋橋 駅と淀屋橋ゲートタワー	維持 更新	—	鉄軌道事業者 (京阪、Osaka Metro) 施設管理者

●:特定事業、○:関連事業

※1:「1. 歩道の整備・改良」「2. 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設」が困難な路線(歩道の設置が困難な路線)は、「3. 歩行空間の確保」を実施する。

(2) 案内・誘導

整備項目	整備等の内容 (□:全地区共通、◇:一部地区)	区分	整備 時期	関係者
Ⅰ.案内・誘導施設の整備	□分岐点や交通結節点等の主要地点において、目的地または中継地となる旅客施設や官公庁施設、福祉施設等の位置について、道路標識(案内標識や歩行者案内標識)の整備	維持更新	—	国土交通省 大阪市 (道路管理者)
	◇京阪天満橋駅と天満橋バス乗降場間の案内サインの改善等わかりやすい案内誘導の検討	○	—	大阪シティバス

○:関連事業

(3) 歩道上障害物

整備項目	整備等の内容 (□:全地区共通、◇:一部地区)	区分	整備 時期	関係者
Ⅰ.放置自転車等歩道上障害物の撤去	□現行の「大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例」等の活用や鉄道駅周辺における放置自転車に関する全市的な取り組みの中で、特にバス停留所等や鉄道駅出口付近及びエレベーター付近の重点的放置自転車対策の実施	継続実施	—	大阪市 (道路管理者) 国土交通省
	□商品・看板等の歩道へのはみ出しに対する是正の指導・撤去の推進	継続実施	—	大阪市 (道路管理者) 国土交通省

(4) 乗り換え経路

整備項目	整備等の内容 (□:全地区共通、◇:一部地区)	区分	整備 時期	関係者
1. 視覚障がい者 誘導用ブロックの 敷設	◇乗り換え経路での視覚障がい者誘導用 ブロックの敷設	維持更新	—	大阪市 (道路管理者) 鉄軌道事業者 (JR 西日本、 Osaka Metro、 京阪)

(5) 交差点

整備項目	整備等の内容 (□:全地区共通 ◇:一部地区)	路線名	区分	整備 時期	関係者
1. 既設信号 の改良・改善	□地域要望等を踏まえた生活関連経路上での音響信号機等の設置(その他:歩車分離信号化、歩行者用信号秒数の確保、歩行者用信号灯器の設置・増設、高輝度道路標識等の設置、信号現示の改善)	扇町交差点 南森町交差点 東天満1交差点 渡辺橋南詰交差点 大江橋南詰交差点 水晶橋南詰交差点 淀屋橋北詰交差点 肥後橋交差点 淀屋橋交差点 北浜2交差点 北浜1交差点 石切大阪線と今橋線の交差点 天神橋交差点 石切大阪線と金甌小学校東横線の交差点 天満橋交差点 大手前交差点 府庁前交差点	維持更新	—	公安委員会
	◇地域要望等を踏まえた生活関連経路上での音響信号機等の設置を検討	淀屋橋交差点(東側・南北方向) 京阪東口交差点(南側・東西方向)	○	—	公安委員会
2. 横断歩道 部への横断支 援施設の開 発・導入	□視覚障がい者の横断を支援する施設(エスコートゾーン等)の導入	淀屋橋交差点(南側・東西方向)	●	前期	公安委員会

●:特定事業、○:関連事業

(6) 違法駐車対策等

整備項目	整備等の内容 (□:全地区共通、◇:一部地区)	区分	整備 時期	関係者
1. 違法駐車取締り強化	☐ 移動の円滑化を特に阻害する横断歩道上、バス停留所付近等の取締り強化 ☐ 歩道の有効幅員の確保が困難な路線の取締り強化	継続実施	-	公安委員会

(7) 心のバリアフリー

整備項目	整備等の内容 (□:全地区共通、◇:一部地区)	区分	整備 時期	関係者
1. 心のバリアフリー	☐ 放置自転車及び路上違反簡易広告物といった歩道上障害物に対する啓発活動の実施	●(教育啓発※)		大阪市
	☐ 車及び自転車の交通マナー向上に対する啓発活動の実施	○(教育啓発※)		公安委員会 大阪市

●:特定事業、○:関連事業

※:令和2(2020)年5月のバリアフリー法の改正に伴い追加された「教育啓発特定事業」として位置づける。

5-7 建築物・都市公園の整備方針及び整備内容

本市においては、ハートビル法及び交通バリアフリー法制定以前の平成5（1993）年に、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」を制定し、駐車場、公園や建築物等の本市施設について、高齢者、障がい者をはじめすべての市民が安全かつ快適に利用することができるよう整備を行うとともに、民間施設の誘導を行ってきました。

また、法律や条例が制定されてからは、これら法令の基準へ適合させることと併せて、上記要綱を適宜改正（直近改正 令和3（2021）年）し、バリアフリー化の推進に取り組んでいます。

■建築物・都市公園の整備方針

建築物の建替え時や、都市公園の大規模改修時等において、法令等に基づき可能な限りバリアフリー化を進めていく。

なお、建築物については道路から建物までの導入部、都市公園については道路からの敷地導入部等について、一貫したバリアフリー化を図ることが望ましい。

6. 心のバリアフリーの推進

6-1 教育啓発事業の位置づけ

策定時の基本構想においては、ソフト面の取組として、施設利用支援の取組をはじめ、バリアフリーへの関心の喚起や理解の深化、まちづくりへの参加に係る取組を記載し、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化を図るため、ハード面のバリアフリー化整備にあわせ、大阪市、鉄軌道事業者、道路管理者、交通管理者等による取組が継続的に実施されています。

国においては、真の共生社会の実現に向け、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト対策を強化するため、令和2(2020)年5月にバリアフリー法が改正され、基本構想に基づき市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業として教育啓発特定事業が創設されました。

法改正の趣旨を踏まえ、市民や関係者が、高齢者、障がい者や SOGIESC の多様性等を理解し、高齢者、障がい者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、移動等の円滑化を積極的に支援するよう、ソフト面の取組を強化する必要があります。

「心のバリアフリー」

・様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

<「心のバリアフリー」を体現するためのポイント>

- ① 障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- ② 障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成29(2017)年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）」より）

6-2 教育啓発事業の取組方針

■教育啓発（心のバリアフリー）の取組方針

（基本的な考え方）

- ・ 設備のハード面でのバリアをなくしていくこととあわせて、すべての人が、社会的障壁の除去を含む心のバリアフリーの考え方を理解し、実際の行動に結びつけることができるよう、効果的な広報・啓発活動、教育活動に行政・事業者・市民が連携・協働して取り組み、すべての人が快適で安全に移動することができるまちづくりをめざす。
- ・ 施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者や障がい者等の多様なニーズ・特性及びSOGIESC の多様性(※)を理解した上で、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう、継続的な教育訓練を実施する。なお、職員への研修・教育においては、当事者参加のうえで実施することが望ましい。
- ・ また、利用者が必要とする情報を事前に把握することができるよう、行政・事業者・市民の連携・協働によるバリアフリーマップの作成等、情報の収集や整理、提供に努める。

※参考資料Ⅰ：基本構想における対象者及び特性

6-3 教育啓発事業の取組内容

取組区分は次のとおりです。

取組区分	内容	備考
特定事業 ●	取組内容と時期を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	不定期に実施するもの、実施に向けた検討等が必要な事業	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

※教育啓発特定事業は、基本的には基本構想の計画期間内に継続的に実施するものであり、実施したことをもって評価することを想定しています。また、重点整備地区外で行うものや、重点整備地区の住民以外の人も対象に実施するものがあります。

■教育啓発事業の取組内容

(概要:対象区域は大阪市内)

内容	取組区分	関係者	備考
一般利用者に高齢者、障がい者やSOGIESCの多様性への理解を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	●又は○	道路管理者 交通管理者 鉄軌道事業者 バス事業者	5-4 5-5 5-6 を参照
職員への研修・教育の実施	●又は○	大阪市	下記を参照
		鉄軌道事業者 バス事業者 大阪タクシー協会 タクシーセンター	5-4 5-5 を参照
基本構想に基づく取り組みの市民への周知・情報提供	●	大阪市	下記を参照
地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮、多様なSOGIESCについて理解するための取組の実施	●又は○	鉄軌道事業者 バス事業者 大阪タクシー協会	
学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組	●又は○	大阪市 バス事業者	下記を参照

●:特定事業、○:関連事業

(大阪市の取組:対象区域は大阪市内)

取組内容		取組区分
一般利用者に高齢者、障がい者やSOGIESCの多様性への理解を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	中学生・高校生を対象とした「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集	●
職員への研修・教育の実施	職員の接遇向上や理解促進のためのマニュアル作成や、研修等の実施	●
基本構想に基づく取り組みの市民への周知・情報提供	大阪市交通バリアフリー基本構想をはじめとする大阪市の交通バリアフリーの取組状況についてホームページで情報発信	●
	大阪市出前講座「すべての人が安全かつ快適に移動できるバリアフリーのまちづくり」の実施	
	交通バリアフリーマップの作成	●
地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮、多様なSOGIESCについて理解するための取組の実施	「あいサポート運動」の実施	●
学校教育における「総合的な学習の時間」等での取り組み	小学校等における車椅子体験学習の実施	●
	小学校等におけるアイマスク歩行体験学習の実施	
	小学校等における障がい者との交流・共同学習会の実施	
	小中学校等における高齢者との交流及び高齢者疑似体験学習の実施	

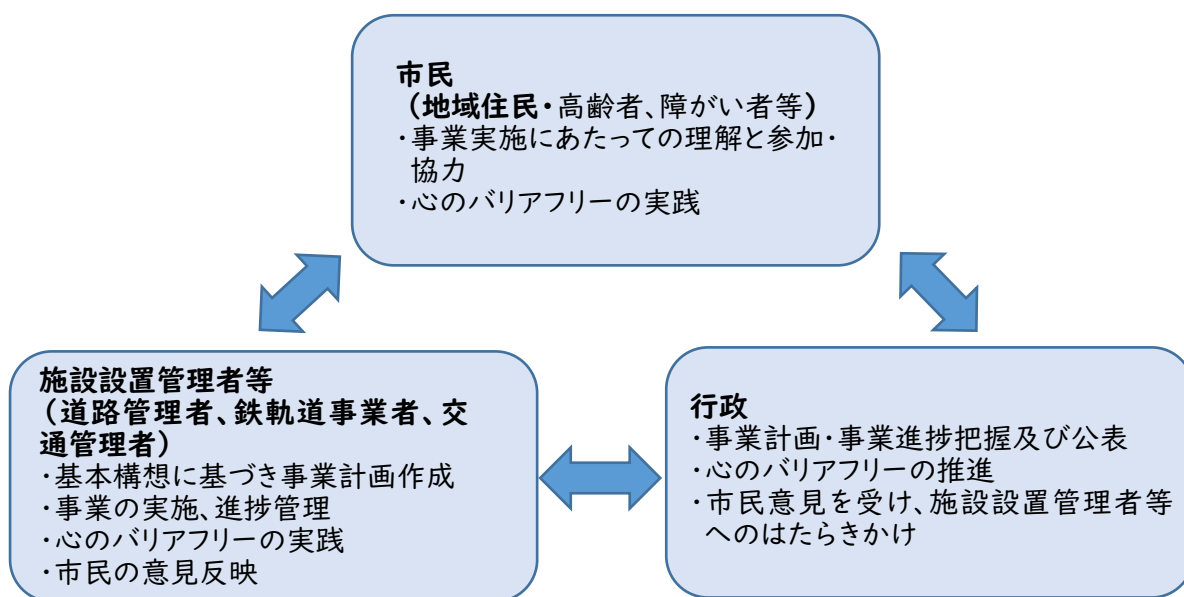
●:特定事業

7. 基本構想の推進及び継続的な改善

基本構想の推進及び継続的な改善に向けて、次により進捗管理・事後評価を行います。

① 行政、施設設置管理者等、市民の連携、協力による推進

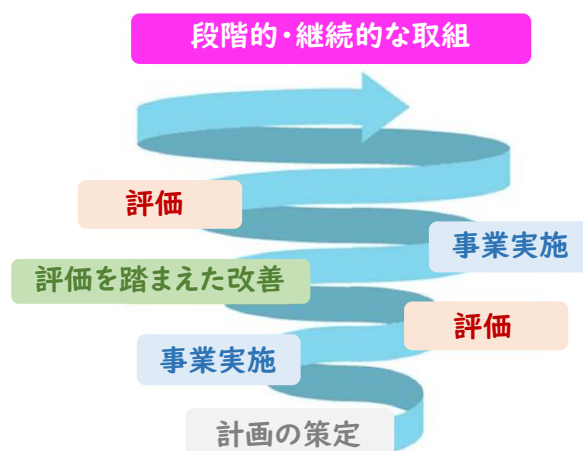
バリアフリー化の推進は、法の主旨に基づき、行政、施設設置管理者等、市民が連携、協力し、それぞれの役割を担うことで実現します。



② 継続的な改善

基本構想策定後も、状況の変化等に柔軟に対応していけるよう、継続的に事業の進捗管理及び評価を実施し、必要に応じて基本構想の見直しを行うことで、段階的・継続的なバリアフリー化の取組を行うことが重要です。

計画の策定(Plan)、事業実施(Do)、評価(Check)、評価を踏まえた改善(Action)といったPDCAサイクルにより、状況に応じて維持・改善していく「段階的・継続的な取組(スパイラルアップ)」を実践していきます。



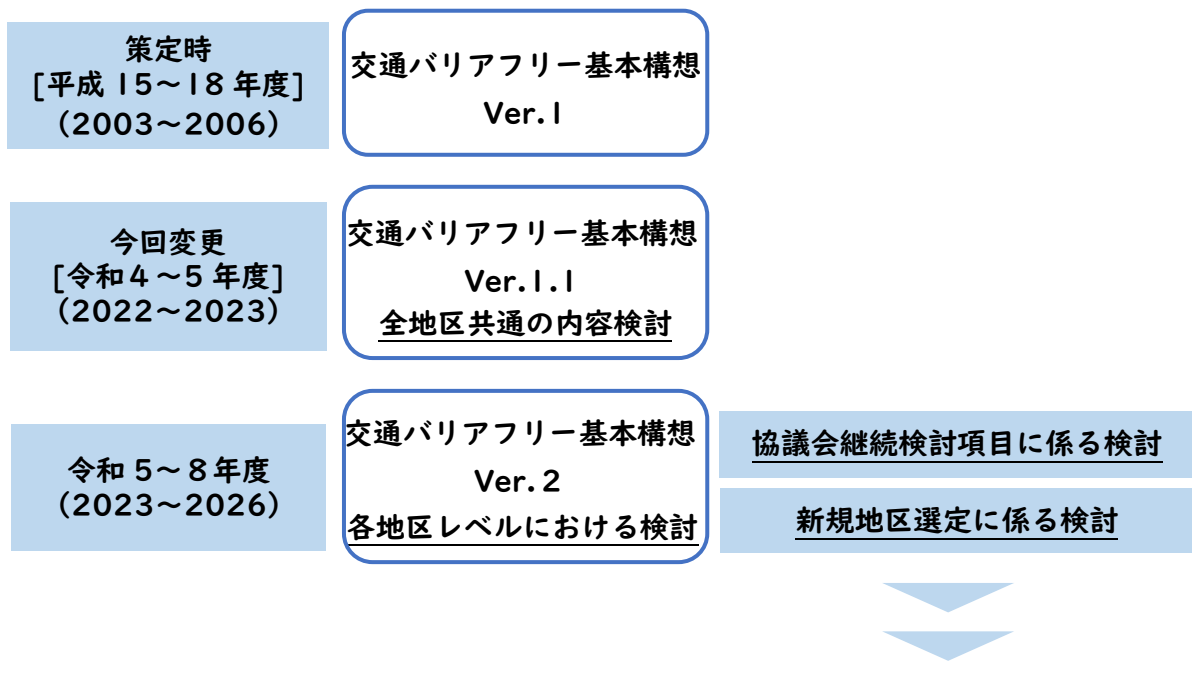
③ 基本構想の推進体制

①、②を実施する中心的な組織として、令和 4（2022）年に設置した「大阪市交通バリアフリー基本構想推進協議会」を継続して設置します。

協議会では、基本構想に定める特定事業やその他の事業の実施状況の把握、情報提供、必要な課題の共有等を行い、高齢者・障がい者等の利用者と施設設置管理者等の関係者が連携して基本構想を推進するとともに、効果的な見直しにつなげます。

なお、協議会では、バリアフリー法の趣旨を踏まえた、概ね5年ごとの調査・分析・評価時に加え、ターミナル駅を含む地区など地区の課題に応じた定期的な進捗確認や課題の共有等を行います。

（参考）今回の基本構想変更のイメージ



参考資料Ⅰ：基本構想における対象者及び特性

■対象者

・高齢者 ・肢体不自由者 （車椅子使用者） ・肢体不自由者 （車椅子使用者以外） ・内部障害者 ・視覚障害者	・聴覚・言語障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・高次脳機能障害者	・妊産婦 ・乳幼児連れ ・外国人 ・LGBTQ+ ・その他
--	--	---

出典：道路の移動等円滑化に関するガイドライン（国土交通省道路局、R4.6）

出典：交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン

■主な特性(より具体的なニーズ)

高齢者	・階段、段差の移動が困難 ・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難 ・視覚・聴覚能力の低下により情報認知やコミュニケーションが困難 など
肢体不自由者 (車椅子使用者)	- 車椅子の使用により ・階段、段差の昇降が不可能 ・移動及び車内で一定以上のスペースを必要とする ・座位が低いと高いところの表示が見にくい ・上肢障害がある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難 ・脳性まひなどにより言語障害を伴う場合がある など
肢体不自由者 (車椅子使用者以外)	杖、義足・義手、人工関節などを使用している場合 ・階段、段差や坂道の移動が困難 ・長い距離の連続歩行や長い時間の立位が困難 ・上肢障害がある場合、手腕による巧緻な操作・作業が困難 ・片まひがある場合、トイレの戸が右開きか左開きかで使いにくいことがある など
内部障害者	・外見からは気づきにくい ・急な体調の変化により移動が困難 ・疲労しやすく長時間の歩行や立っていることが困難 ・オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)によりトイレに専用設備が必要 ・障害によって、酸素ボンベ等の携行が必要 など
視覚障害者	- 全盲以外に、弱視(ロービジョン)者や色覚異常により見え方が多様であることから ・視覚による情報認知が不可能あるいは困難 ・空間把握、目的場所までの経路確認が困難 ・案内表示の文字情報の把握や色の判別が困難 ・白杖を使用しない場合など外見からは気づきにくいことがある など
聴覚・言語障害者	- 全聾の場合、難聴の場合があり聞こえ方の差が大きいため ・音声による情報認知やコミュニケーションが不可能あるいは困難 ・音声・音響等による注意喚起がわからないあるいは困難 ・発話が難しく言語に障害がある場合があり伝えることが難しい ・外見からは気づきにくい など
知的障害者	- 初めての場所や状況の変化に対応することが難しいため ・道に迷ったり、次の行動を取ることが難しい場合がある ・感情のコントロールが困難でコミュニケーションが難しい場合がある ・情報量が多いと理解しきれず混乱する場合がある ・周囲の言動に敏感になり混乱する場合がある ・読み書きが困難である場合がある ・視覚過敏や聴覚過敏である場合がある など
精神障害者	- 状況の変化に対応することが難しいため ・新しいことに対して緊張や不安を感じる ・混雑や密閉された状況に極度の緊張や不安を感じる ・周囲の言動に敏感になり混乱する場合がある ・ストレスに弱く、疲れやすく、頭痛、幻聴、幻覚が現れることがある ・服薬のため頻繁に水を飲んだりすることからトイレに頻繁に行くことがある ・外見からは気づきにくい ・視覚過敏や聴覚過敏である場合がある など

発達障害者	・注意欠陥多動性障害(AD/HD)等によりじっとしてられない、走り回るなどの衝動性、多動性行動が出る場合がある ・広汎性発達障害等により特定の事柄に強い興味や関心、こだわりを持つ場合がある ・反復的な行動を取る場合がある ・学習障害(LD)等により読み書きが困難である場合がある ・他人との対人関係の構築が困難 ・視覚過敏や聴覚過敏である場合がある など
高次脳機能障害者	・半側空間無視や注意障害がある場合、歩道等を移動する際に転落や人・ものにぶつかる危険がある ・注意障害などにより、必要な情報を見つけるのが難しいことがある ・失語や失認などにより、案内や表示を見ても内容が理解できないことがある ・記憶障害や地誌的障害などにより、道順や経路、目印が覚えられないことがあるなど
妊産婦	妊娠していることにより ・歩行が不安定(特に下り階段では足下が見えにくい) ・長時間の立位が困難 ・不意に気分が悪くなったり疲れやすいことがある ・初期などにおいては外見からは気づきにくい ・産後も体調不良が生じる場合がある など
乳幼児連れ	ベビーカーの使用や乳幼児を抱きかかえ、幼児の手をひいていることにより ・階段、段差などの昇降が困難(特にベビーカー、荷物、幼児を抱えながらの階段利用は困難である) ・長時間の立位が困難(子どもを抱きかかえている場合など) ・子どもが不意な行動をとり危険が生じる場合がある ・オムツ交換や授乳できる場所が必要 など
外国人	日本語が理解できない場合は ・日本語による情報取得、コミュニケーションが不可能あるいは困難 など
LGBTQ+	レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時に割り当てられた性別と、性自認が一致していない人)、クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、または決めない人)等、性的マイノリティ(性的少数者)のこと。 性別表示のないトイレは、一部のトランスジェンダーや男女どちらのトイレも使いにくいと感じている人や、異性介助の人々にとって使いやすい。また、例えば他国では同性同士が結婚することや子どもを持つことは、もはや珍しいことではなくなっている。そうした人々が疎外感や不利益を感じることをのないよう、家族・カップルなどの在り方が多様化していることを前提とした対応が必要である。
その他	一方で、どのような見た目であるかや行動障害の有無に関わらず、全ての人が排除されない安全なトイレ環境が求められています。 ・一時的なけがの場合(松葉杖やギブスを使用している場合など含む) ・難病、一時的な病気の場合 ・重い荷物、大きな荷物を持っている場合 ・初めての場所を訪れる場合(不案内) など

出典:道路の移動等円滑化に関するガイドライン(国土交通省道路局、R4.6)

出典:交通アクセスに関するユニバーサルデザインガイドライン

参考資料2：策定時の基本構想に基づく特定事業等の実施状況に係る評価 (地区別)詳細

本市では、平成12年に施行された交通バリアフリー法に基づき、平成15年4月から平成18年4月にかけて、「南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区」を含む市内の主要な駅を中心に25地区において「大阪市交通バリアフリー基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、駅舎や駅周辺の主要な施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してきました。

これまで、基本構想により各事業者に対してバリアフリー化整備が義務付けられた特定事業（公共交通（駅舎、鉄道車両）、道路、交通安全（交差点））について、進捗状況を毎年把握し、公表してきたところですが、このたび、特定事業を中心に南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区基本構想に掲げられたバリアフリー化整備の実施等について、調査、分析及び評価を行いました。

なお、段階評価は進捗率に応じ、以下の5段階としました。

段階評価	進捗率（2003年基準（※））
A：整備済み	100%
B：概ね整備済み	90%以上 100%未満
C：整備が比較的進んでいる	70%以上 90%未満
D：整備が比較的進んでいない	50%以上 70%未満
E：整備が進んでいない	50%未満

（※）本評価は、基本構想策定時の整備基準に基づく事業の実施状況を示しています。

評価の時点は、令和3年3月末時点の事業の進捗状況です。

○ 特定事業

Ⅰ 駅舎

（Ⅰ）南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区における整備内容及び進捗状況〔対象：9駅^{※1}〕

〔上段：整備駅数 中段：整備駅の割合 下段：評価〕

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
1	視覚障がい者誘導用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	3 駅 33% E	8 駅 89% C	9 駅 100% A
2	音案内	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討 ^{※2}	0 駅 0% —	0 駅 0% —	2 駅 22% —

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
3	案内・誘導	駅舎内での一貫した連続性のある案内・誘導及び乗り換えや周辺施設等への案内に努める	3 駅 33% E	4 駅 44% E	9 駅 100% A
		異常時に改札付近等で掲示を行う	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
4	券売機	車椅子使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める※2	0 駅 0% —	4 駅 44% —	5 駅 56% —
5	改札口	拡幅改札口の設置	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
6	エレベーター	ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	6 駅 67% D	8 駅 89% C	9 駅 100% A
		乗り換え経路の確保	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
7	階段	階段の手すりに、行先を点字で表示	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
		踏面端部が容易に識別できるように配慮する	4 駅 44% E	7 駅 78% C	9 駅 100% A
8	ホームにおける列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
9	車両とホームとの隙間・段差	ホーム構造や車両構造について検討を行う※2	0 駅 0% —	0 駅 0% —	0 駅 0% —
		渡り板を配備	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A
10	ホームにおける安全対策	ホーム縁端付近に連続して警告ブロックを敷設	9 駅 100% A	9 駅 100% A	9 駅 100% A

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
10	ホームにおける 安全対策	線路側とホーム内側の区別が出来る工夫をする	3 駅 33% E	8 駅 89% C	9 駅 100% A
		線路側外のプラットホーム両端に警告ブロックを敷設	5 駅 56% D	9 駅 100% A	9 駅 100% A
11	トイレ	車椅子対応トイレの設置	7 駅 78% C	7 駅 78% C	9 駅 100% A
		今後設置するトイレの多機能化	3 駅 33% E	4 駅 44% E	9 駅 100% A

※1 特定事業計画の進捗状況の報告駅別で集計。なお、各駅の整備状況（令和3年3月末時点）は別添1のとおり。

※2 整備内容が「検討」となっているため、整備駅数、整備駅の割合は参考値。

(2) 評価

対象となる9駅において整備済み（評価 A）となっているものは、目標年である平成 23（2011）年 3 月末時点で8事業だったものが、令和3（2021）年3月末時点では15事業となっています。

その結果、全駅において、エレベーター等の設置により段差を解消し、拡幅改札口が設置された経路（バリアフリールート）が少なくとも1経路は確保されるとともに、鉄軌道駅間の乗り換え経路についても、バリアフリールートが1経路以上確保されています。また、階段手すりの行先の点字表示、階段踏面端部の識別への配慮、ホームにおける列車案内や渡り板の配備、ホーム端部における連続した警告ブロックの敷設、車椅子対応トイレ（バリアフリートイレ）についても、全駅において整備済み（評価 A）となっています。

このように、基本構想を作成した時点では検討事項となっていた事業について整備が完了していない駅舎があるものの、基本構想を作成した当時（平成16（2004）年4月時点）に比べると、大幅にバリアフリー化されており、高齢者、障がい者等の鉄軌道による移動にあたり必要とされる整備が一定の水準まで進んでいる状況にあることから、高齢者、障がい者等の移動等に係る身体の負担の軽減が図られています。

[一部の駅舎において整備が完了していないもの]

「音案内」

視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討

「券売機」

車椅子使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める

[基本構想作成時に検討事項となっていたもの]

「音案内」

駅舎の大規模な改良時などに整備が行われる予定となっています。

「車両とホームの隙間・段差」

可動式ホーム柵の整備時などに整備が行われているものの、ホームの嵩上げなど大規模な改良工事などが必要となる、複数の形式の車両が走行することや曲線ホームであることなどから、車両の乗降高さや車両とホームの隙間が一定ではないため新たな技術開発が必要となるなど引き続き検討が必要です。

(3) 今後の課題

基本構想を作成した当時では検討事項となっていた事業については、施設の大規模な改良を行う時期や今後の技術開発の動向等を勘案しながら、長期的な視点で引き続き整備を促進していく必要があります。

加えて、高齢者、障がい者等の移動にあたり、駅舎は重要な施設となることから、令和2（2020）年12月の国の移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正において、大規模な鉄軌道駅における当該駅の状況等を踏まえた可能な限りのバリアフリールートの複数化や鉄軌道駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの可動式ホーム柵等の整備の加速化など、新たな目標が定められたことなどを踏まえ、各駅舎の状況等も勘案しつつ、更なるバリアフリー化に向け、新たな整備内容について検討を行っていく必要があります。

2 鉄道車両

(1) 整備内容

	整備項目	整備内容
1	車椅子スペースの確保	新造車両は、1 列車に 1 箇所以上設置。既存車両は、可能な限り設置に努める。
2	行先等の案内表示装置	新造車両は、車外から行先、種別が、車内から行先、種別、次停車駅名がわかる表示装置を設置。
3	車両間の転落防止装置	新造車両は、設置。既存車両は、可能な限り設置に努める。

(2) 進捗状況

令和3(2021)年3月末時点では、各鉄軌道事業者^{※1}における鉄道車両の整備状況は以下のとおりとなっています。

なお、編成数・車両数については、大阪市内を運行している車両のみを集計することが難しいため、原則として、事業に供している鉄道車両を対象に集計しています。

	整備項目	7 社合計 ^{※2}		
		整備数	整備率	評価
1	車椅子スペースの確保	1,617 編成	82%	C
2	行先等の案内表示装置	7,402 両	78%	C
3	車両間の転落防止装置	9,514 両	100%	A

※1 JR 東海についても、特定事業の対象となっているが、対象となる鉄道車両が新幹線であり、全て整備済であることから、省略している。

※2 大阪市内を運行している車両のみで算出している。

(3) 評価

特定事業として定められている鉄道車両の新造時における整備については、全ての整備項目について、各鉄軌道事業者において行われています。また、既存の鉄道車両についても、各鉄軌道事業者において大規模改修の時期などを捉えて整備が行われています。

車両間の転落防止装置については、ホームからの転落事故を防止するための設備であることから、各鉄軌道事業者において重点的に整備され、大阪市内を運行している全区間における全車両について、各鉄軌道事業者とも整備済み（評価A）となっています。

車椅子スペースの確保及び行先等の案内表示装置は整備済みとはなっていませんが、整備が比較的進んでいます（評価C）。

このように、高齢者、障がい者等が鉄軌道を利用するにあたって必要となる整備が進捗しており、鉄軌道による移動における一定の安全性及び利便性が確保されてきています。ただし、各鉄軌道事業者においては、財務状況や事業に供している車両数、運行する鉄道車両や路線の状況などが大きく異なることから、整備項目の進捗状況に差が生じている状況にあります。

(4) 今後の課題

車椅子スペースの確保、行先等の案内表示装置については、新たな鉄道車両の導入や鉄道車両の大規模な改修時期を捉え、引き続き、整備を促進していく必要があります。

鉄軌道は、高齢者、障がい者等にとって、主要な移動手段となることから、駅舎の更なるバリアフリー化とともに、鉄道車両についても、国の公共交通移動等円滑化基準などを踏まえつつ、新たな整備内容について検討を行っていく必要があります。

3 道路

(1) 整備内容

歩道の段差解消・勾配修正・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設など

(2) 南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区における進捗状況^{※1}

[上段:整備延長^{※1} 中段:整備率 下段:評価]

地区名	主要な経路 の延長	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
南森町・大阪天満宮 ^{※2}	13.14km	0.80km 6% E	8.31km 63% D	12.20km 93% B
天満橋 ^{※2}				
北浜 ^{※2}				
淀屋橋 ^{※2}				

※1 視覚障がい者誘導用ブロックの設置延長

※2 主要な経路が複数の地区にわたっているため、合計値を記入

(3) 評価

南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区は、令和3(2021)年3月末時点でB評価であり整備済みとはなっていないが、整備延長は向上し、道路のバリアフリー化整備が着実に進められており、高齢者や障がい者等の歩行環境の改善が図られています。

現在、主要な経路のうち未整備となっている区間には、馬場町線のように都市計画道路(東野田河堀口線)の事業予定と合わせて整備を予定しているものなどがあります。

(4) 今後の課題

南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区の主要な経路についてバリアフリー化が図られるよう、引き続き整備を行っていく必要があります。現在、主要な経路のうち歩道がないなどにより視覚障がい者誘導用ブロックが敷設できない区間があり、そのような区間においては、新たに歩道の整備等が必要となります。歩道の整備等に当たっては、地域の合意形成を図ったうえで検討を進める必要があることから、長期的な視点で引き続き整備方法等を検討していく必要があります。

また、重点整備地区内において高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する施設(生活関連施設)の廃止や移転、新駅建設や新たな建築など地区の状況が変化していることを踏まえ、バリアフリー化を図る必要がある経路(生活関連経路)の削除や変更、追加について検討する必要があります。

4 交差点

(1) 実施する道路の区間

基本構想における「主要な経路」（地下街及び上空デッキ等の地上道路以外の経路は除く。）

(2) 整備内容

- ・主要な経路上にある必要な交差点における、既設信号機への音響信号機（視覚障がい者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置等）の整備
- ・高齢者や身体障がい者等が通常の横断に要する歩行者用信号秒数の確保
- ・反射材等を用いた高輝度道路標識、道路標示の設置
- ・移動円滑化を阻害する違法駐車等を防止するための事業を重点的に推進
- ・必要な既設信号機への歩行者用信号灯器の設置・増設

(3) 進捗状況

継続的に実施する違法駐車等を防止するための事業を除き、平成 23（2011）年3月末までに全ての整備が完了しています。

なお、違法駐車行為の防止に係る事業については、警察官の取締り活動に加え、駐車監視員による放置車両の確認事務を行うなど、継続的に行っています。

(4) 評価

計画どおり整備されたことにより、交差点のバリアフリー化が図られ、基本構想を作成した当時（平成 15（2003）年4月時点）に比べ、高齢者、障がい者等が道路を横断するにあたっての安全性が確保されています。

(5) 今後の課題

バリアフリー化を図る必要がある経路（生活関連経路）が変更、追加された場合には、当該経路における交差点の状況を踏まえ、新たな既設信号機への音響信号機（視覚障がい者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置等）の整備などについて検討を行う必要があります。

○ その他の事業等の進捗状況

基本構想では、地区の特性などを踏まえ、特定事業以外についても、その他の事業としてバリアフリー化に係る整備内容が定められており、主なものとして、ノンステップバスの導入、鉄軌道駅間の乗り換え経路等の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などがあります。

それらの整備状況は、以下のとおりとなっており、概ねバリアフリー化が図られてきています。

Ⅰ ノンステップバスの導入

大阪市内における乗合バスの運行は、主に大阪シティバス(株)が担っており、令和3(2021)年12月末時点で、同社の乗合バス車両(基準適用除外認定車両等を除く)(547両)のうち1両を除く全てがノンステップバスとなっています。大阪シティバス(株)以外の7事業者では、所有する乗合バス車両(基準適用除外認定車両を除く)のうちノンステップバスの占める割合に幅があるものの、7事業者全体では約63%となっています。

大阪市内で乗合バスを運行する事業者全体でみると、乗合バス車両(基準適用除外認定車両等は除く)のうちノンステップバスの占める割合は、7割を超える状況となっています。

なお、ノンステップバス以外のバスについても、基準適用除外認定車両等を除き全て国が定める公共交通移動等円滑化基準に適合したワンステップバスとなっています。

2 鉄軌道駅間の乗換経路等の視覚障がい者誘導用ブロックの敷設

南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区の主要な乗り換え経路には、視覚障がい者誘導用ブロックが敷設されています。

3 官公庁施設などの案内・誘導

鉄軌道駅出入口から案内対象施設までの経路を適切に誘導するため、当該施設が設定している誘導経路を基本として、他の官公庁及び各鉄軌道事業者が設置している地図等との連携に配慮し、鉄軌道駅地上出入口に歩行者案内標識及び分岐点に案内標識が整備されています。

○ ソフト面の取組

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化を図るためには、ハード面のバリアフリー化整備のみならず、市民や関係者の理解や協力、その理解等を得るため啓発活動などソフト面の取組が重要です。大阪市、鉄軌道事業者、道路管理者、交通管理者等では、以下の取組が継続的に実施されています。

今後も、市民や関係者が、高齢者、障がい者等の特性を理解し、高齢者、障がい者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、移動等の円滑化を積極的に支援するよう、ソフト面の取組を充実していく必要があります。

Ⅰ 鉄軌道事業者による取組

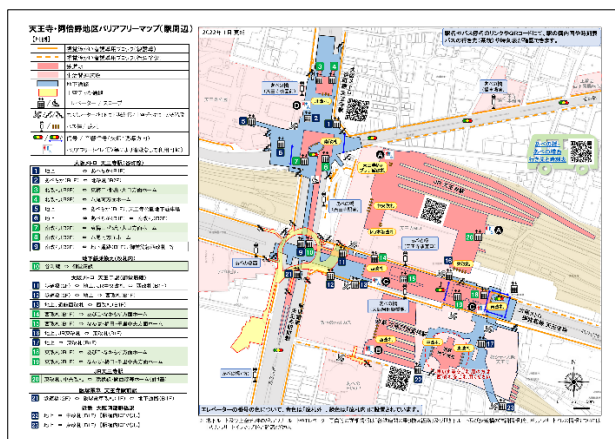
- ・充実した案内誘導サービスの提供
- ・ホームページにおけるバリアフリー施設の状況などの情報提供
- ・職員に対する職員研修の実施、対応マニュアルの整備 など

2 道路管理者、交通管理者等による取組

- ・放置自転車対策
- ・違反広告物対策
- ・「迷惑駐車防止に関する条例」に基づく駐車マナーの向上 など

3 その他啓発などの取組

- ・エレベーター、トイレ等バリアフリー施設の状況のわかりやすい情報提供



〔バリアフリーマップ〕



〔ハートフル Web〕

- ・「あいサポート運動」※1の実施
- ・市民を対象とした各種学習会の開催
- ・学校教育における「総合的な学習の時間」等での取組
- ・中学生・高校生を対象とした「わがまちのやさしさ発見」レポート※2の募集 など

※1 多様な障がいの特性や障がいのある人への必要な配慮などを理解して、困っている様子を見かけたら、一声かけるなどちょっとした手助けや配慮をすることで、誰もが住みやすい地域社会（共生社会）を目指す運動

※2 まちの建物や公共交通機関などを自ら調査・発見し、そのやさしさをまとめたレポート

○ 今後の検討課題

駅舎に関して整備内容として掲げられた事項（検討事項となっているものを除く。）について、概ね整備が行われるとともに、鉄道車両に関する整備内容についても、新造時や大規模な改修の時期などを捉えて整備が行われています。

道路に関して主要な経路のうち歩道がないなどにより視覚障がい者誘導用ブロックが敷設できない区間があり、そのような区間においては、新たに歩道の整備等が必要となります。歩道の整備等に当たっては、地域の合意形成を図ったうえで検討を進める必要があることから、長期的な視点で引き続き整備方法等を検討していく必要があります。

また、基本構想の作成時から土地利用等に変化が見られる箇所もあることから、その状況を踏まえた見直しの検討を行っていく必要があります。さらに、バリアフリー施策を総合的に展開するため、平成 18 年に「交通バリアフリー法」から「ハートビル法」と統合された「バリアフリー法」となるとともに、その後も、高齢者、障がい者等の移動等に対する社会的要求水準の高まりや、高齢化の更なる進展など社会的状況の変化に応じて、適宜、法令等の改正がなされ、令和 2 年の法改正が最新となっています。それらの状況を踏まえ、現在の基本構想では定められていない新たな整備内容について、ハード面の取組のみならず、ソフト面の取組も含め、検討を行っていく必要があります。

なお、新たな整備内容の検討にあたっては、地区内でも駅舎や周辺施設の状況等がそれぞれ異なり、また、地域課題が残る箇所もあることから、駅舎や周辺施設ごとでバリアフリー化の状況等について評価を行いながら進めていく必要があります。加えて、高齢者、障がい者等の当事者をはじめとする関係者の意見を聴取するとともに、地区の状況等も勘案しつつ、検討を行っていく必要があります。

(別添1)

○ 南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区における駅舎の整備内容及び進捗状況[対象:9駅※1]

(令和3(2021)年3月末時点)

	整備項目	整備内容	大阪天満宮(JR西日本)	天満橋(京阪)	淀屋橋(京阪)	北浜(京阪)	南森町(Osaka Metro)	南森町(Osaka Metro)	天満橋(Osaka Metro)	淀屋橋(Osaka Metro)	北浜(Osaka Metro)
1	視覚障がい者誘導用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	音案内	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討		○	○	○	○	○	○	○	○
3	案内・誘導	駅舎内での一貫した連続性のある案内・誘導及び乗り換えや周辺施設等への案内に努める	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		異常時に改札付近等で掲示を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	券売機	車椅子使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める		○	○	○	○		○		
5	改札口	拡幅改札口の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	エレベーター	ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		乗り換え経路の確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	階段	階段の手すりに、行先を点字で表示	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		踏面端部が容易に識別できるように配慮する	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	ホームにおける列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	車両とホームとの隙間・段差	ホーム構造や車両構造について検討を行う									
		渡り板を配備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	ホームにおける安全対策	ホーム縁端付近に連続して警告ブロックを敷設	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		線路側とホーム内側の区別が出来る工夫をする	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	整備項目	整備内容	大阪天満宮（ＪＲ西日本）	天満橋（京阪）	淀屋橋（京阪）	北浜（京阪）	南森町（Osaka Metro）	南森町（Osaka Metro）	天満橋（Osaka Metro）	淀屋橋（Osaka Metro）	北浜（Osaka Metro）
		線路側外のプラットフォーム両端に警告ブロックを敷設	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Ⅱ	トイレ	車椅子対応トイレの設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		今後設置するトイレの多機能化	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※Ⅰ 特定事業計画の進捗状況の報告駅別で集計。

(別添2)

○ 南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区における主要な経路の整備状況
(令和3(2021)年3月末時点)

地区		路線名	延長(km)	整備延長(km)	整備率
南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区	1	扇町公園南通線	0.43	0.43	100%
	2	裁判所東筋線	0.69	0.69	100%
	3	大阪高槻京都線	0.53	0.53	100%
	4	北区第 8240 号線	0.44	0.44	100%
	5	天満橋筋線	0.44	0.44	100%
	6	国道 1 号	1.03	1.03	100%
	7	恵美須南森町線	1.43	1.09	76.2%
	8	北区第 8246 号線	0.07	0.07	100%
	9	大阪和泉泉南線	1.21	1.09	90.1%
	10	鳥居筋線	0.27	0.27	100%
	11	天神橋天王寺線	0.44	0.44	100%
	12	石切大阪線	1.84	1.84	100%
	13	高麗橋線	0.22	0.22	100%
	14	馬場町線	0.25	0.00	0.0%
	15	赤川天王寺線	0.28	0.28	100%
	16	大手橋線	0.28	0.28	100%
	17	南北線	0.22	0.22	100%
	18	中之島川口線	0.44	0.44	100%
	19	中之島公園北側線	0.34	0.34	100%
	20	中之島線	1.00	0.80	80.0%
	21	土佐堀南岸線	0.39	0.39	100%
	22	国道 25 号	0.80	0.80	100%
	23	三休橋千日前線	0.10	0.00	0.0%
南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区合計			13.14	12.13	92.3%

参考資料 3:道路の特定事業の整備等の内容及び整備区間等について

生活関連経路の路線名

1 扇町公園南通線

2 裁判所東筋線

3 大阪高槻京都線

4 北区第8240号線

5 天満橋筋線

6 国道1号

7 恵美須南森町線

8 北区第8246号線

9 大阪和泉泉南線

10 鳥居筋線

11 天神橋天王寺線

12 石切大阪線

13 高麗橋線

14 馬場町線

15 赤川天王寺線

16 大手橋線

17 南北線

18 中之島川口線

19 中之島公園北側線

20 中之島線

21 土佐堀南岸線

22 国道25号

23 三休橋千日前線

24 木幡町本庄線

25 北区第8208号線

26 伏見町線

27 平野町京町堀線

28 天満市場線

29 北区第8228号線

30 北区第8234号線

凡 例

重点整備地区

生活関連経路

民間施設を活用した
地上と地下の結節箇所 (EV)

JR

私鉄 (地上)

私鉄 (地下)

生活関連施設 (施設別)

旅客施設

官公庁等施設

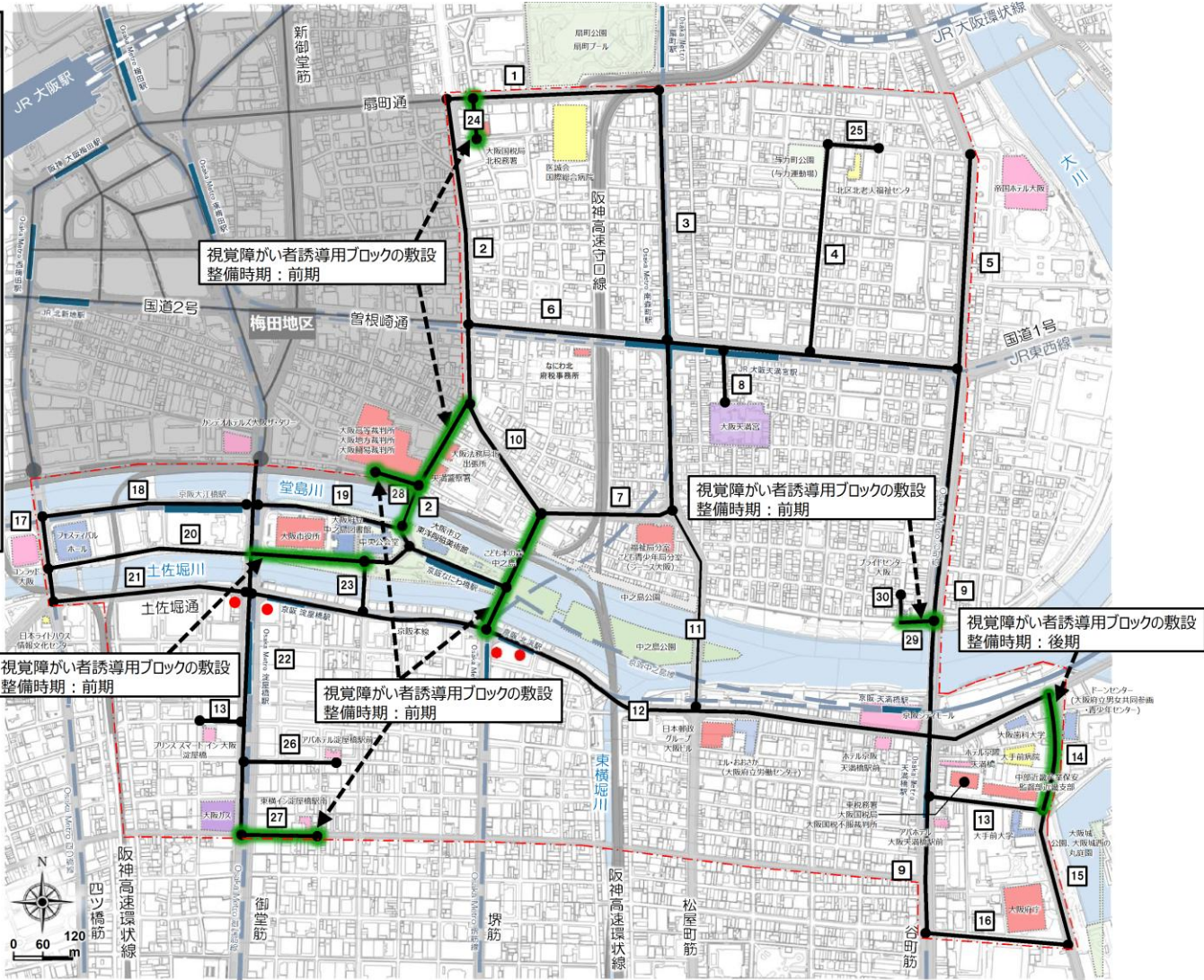
教育・文化施設

医療・福祉施設

公園・運動施設

商業・宿泊施設

その他の施設



付属資料 1：南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区交通バリアフリー基本構想変更の検討の経緯

南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区基本構想変更に係る当事者等の意見聴取については、現地確認も含めたワークショップ形式で実施しました。

第11回市推進協議会
[令和7年(2025年)1月21日実施]

第1回ワークショップ(机上)：令和7年(2025年)8月4日実施

- 基本構想の変更原案について
- 第2回ワークショップ(現地確認等)の実施計画について

第2回ワークショップ(現地確認等)：令和7年(2025年)8月27日実施

【追加開催】

第2回ワークショップ【追加ルート】(現地確認)：令和7年(2025年)9月1日実施

- 現地確認等によるバリアフリー整備に係る実施状況と課題の確認
- 現地確認等のまとめ

第3回ワークショップ(机上)：令和7年(2025年)11月26日実施

- バリアフリー化方針
- 変更原案の検討

第13回市推進協議会
[令和8年(2026年)1月28日実施]

パブリックコメント実施
[令和8年(2026年)2月～3月(実施予定)]

変更手続き 令和8年(2026年)4月予定

付属資料 2: 南森町・大阪天満宮地区、天満橋地区、北浜地区、淀屋橋地区ワークショップの開催概要

南森町～淀屋橋地区のワークショップは、現地確認を含め計 3 回実施した。

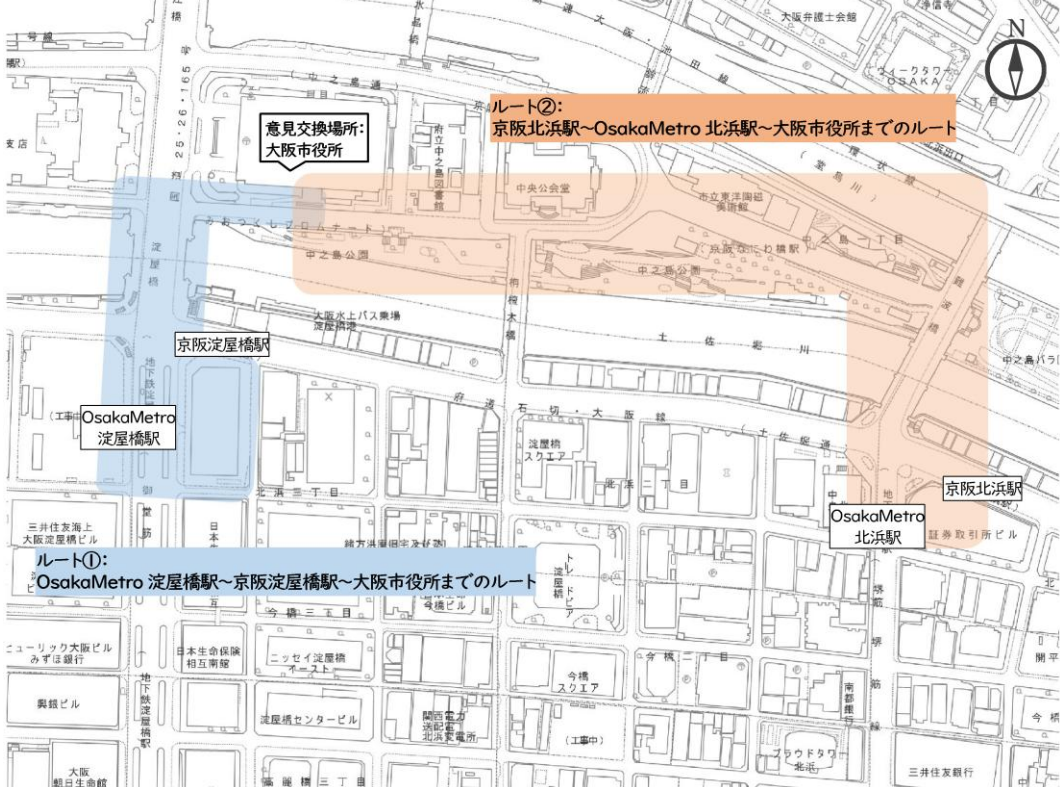
(1) 第 1 回ワークショップの開催概要

日程	令和 7 年 8 月 4 日(月)9 時 30 分～11 時 30 分
場所	大阪市役所第6共通会議室
参加者	当事者:13 名 事業者:8 名
議題	(1) 基本構想の変更原案について (2) 第 2 回ワークショップ(現地確認等)の実施計画について

■当日の様子



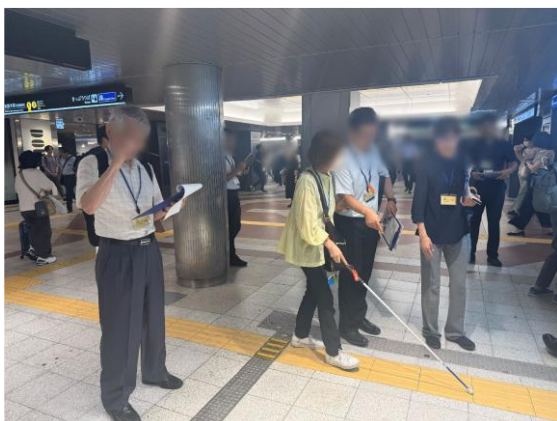
(2)-1 第2回ワークショップの開催概要(現地確認)

日程	令和7年8月27日(水)9時30分～12時00分
現地確認ルート	①OsakaMetro 淀屋橋駅～京阪淀屋橋駅～大阪市役所までのルート:23名 ②京阪北浜駅～OsakaMetro 北浜駅～大阪市役所までのルート:18名  意見交換場所: 大阪市役所 ルート①: OsakaMetro 淀屋橋駅～京阪淀屋橋駅～大阪市役所までのルート ルート②: 京阪北浜駅～OsakaMetro 北浜駅～大阪市役所までのルート
意見交換場所	大阪市役所 屋上階 PI 会議室
議題	(1) 現地確認等によるバリアフリー整備に係る実施状況と課題の確認 (2) 現地確認等のまとめ

(メンバー構成)

肢体障がい	視覚障がい	聴覚障がい	知的・発達・精神	高齢	LGB TQ+	その他(地域・有識者等)	事業者	事務局	合計
4	2	2	1	0	2	3	9	18	41

■現地確認の様子



(2)-2 第2回ワークショップの開催概要(現地確認)【追加ルート】

日程	令和7年9月1日(月)9時30分～10時40分
現地確認ルート	③OsakaMetro 天満橋駅～天満橋交差点～京阪天満橋駅までのルート:27名

(メンバー構成)

肢体障がい	視覚障がい	聴覚障がい	知的・発達・精神	高齢	LGB TQ+	その他(地域・有識者等)	事業者	事務局	合計
4	2	1	0	0	1	2	6	11	27

■現地確認の様子



(3) 第3回ワークショップの開催概要

日程	令和7年11月26日(水)15時00分～17時00分
場所	大阪市役所 屋上階 PI 会議室
参加者	当事者:9名 事業者:9名
議題	(1) 第1回、第2回ワークショップ等における主な意見と対応状況 (2) 基本構想変更原案について (3) その他

■当日の様子



付属資料 3:ワークショップにおける意見と対応表

ご意見一覧

ルート① - I OsakaMetro淀屋橋駅

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
⑩誘導ブロック	誘導ブロックが連続的に敷設されていない箇所がある	1	・駅長室まで誘導ブロックを繋げてほしい ・改札の両端に誘導ブロックがあり、出る方向か入る方向かが分からなくなるため、改善してほしい ・駅長室前の点字ブロックと改札前の点字ブロックの違いが分からない		Osaka Metro	・ご不便をおかけいたしますが、駅長室へご用のある方は接客室にて駅務員へお声がけください。 ・改札外からは入る方向で、改札内からは出る方向となっております。 ・接客室入り口にあります自動扉の注意喚起用点字ブロックとなっております。
		2	救護室の入口まで誘導ブロックをつなげてほしい		Osaka Metro	ご不便をおかけいたしますが、救護室へご用のある方は接客室にて駅務員へお声がけください。
		3	誘導ブロックの敷設経路が遠回りであるため、経路が短くなるよう整備してほしい		Osaka Metro	いろいろな方面となる出入口に誘導するため、遠回りに見えるような場所もありますが、短く見える経路となる場所もあるためご理解をお願いいたします。具体的な設置場所や内容を頂ければ検討いたします。
		4	・定期券を販売している券売機まで誘導ブロックが繋がっていないが不要なのか ・割引対象者も購入できる券売機であれば、誘導ブロックを敷設する必要があるのではないか		Osaka Metro	弊社では点字運賃表に誘導する敷設経路としていますので、ご理解をお願いいたします。
	誘導ブロックがはがれている	5	チェックシートにチェックあり		Osaka Metro	早急に改善いたします。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
⑨誘導ブロック	誘導ブロックの色が見えにくい	6	チェックシートにチェックあり	※再度、事務局にて現場調査を実施したが、指摘箇所不明	Osaka Metro	具体的な位置が分かれば早急に改善いたします。
	その他	7	案内表示板と誘導ブロックの位置がずれているため合わせてほしい	 	Osaka Metro	案内板と点字ブロックを見比べながら移動される方は少ないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。
⑩案内表示	乗り換え駅、EV、トイレなどの案内サインがない	8	駅長室内に救護室があることが外からは分からないため、案内表示をつけてほしい		Osaka Metro	救護室についてはホームページにてご案内しておりますが、案内標示については今後検討していきます。
	見えやすい高さに案内サインが掲載されていない	9	京阪のように床面の案内表示を連続して設置してほしい		Osaka Metro	具体的な設置場所や内容を頂ければ今後、検討していきます。
		10	改札を出てすぐの場所に案内表示をつけてほしい		Osaka Metro	駅改札付近の混雑を考慮して少し離れた場所に設置済でありますので、ご理解をお願いいたします。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
◎案内表示	案内サインが視認しにくい	11	床面の案内表示がはがれているため直してほしい。		Osaka Metro	早急に改善いたします。
		12	SOSの下に案内表示があり気づきにくい、分かりやすい位置に設置してほしい	※再度、事務局にて現場調査を実施したが、指摘箇所不明	Osaka Metro	具体的な設置場所や内容を頂ければ今後、検討していきます。
	案内サインの文字やピクトグラムの大きさが小さく見えにくい	13	全体的に案内サインの文字やピクトグラムの大きさが小さいため、大きく表示してほしい	—	Osaka Metro	弊社規定であります案内情報統一マニュアルに基づいておりますが、より分かりやすい駅の案内について今後検討いたします。
◎券売機	タッチパネルが小さく見にくい	14	タッチパネルが小さく見にくい、大きくしてほしい		Osaka Metro	より使いやすい券売機の仕様について今後検討いたします。
	タッチパネルの上部まで手が届かない	15	車いすからではタッチパネルの上部まで手が届かないため、タッチパネルの角度や高さを見直してほしい		Osaka Metro	全てのお客さまがより使いやすい券売機の高さや角度について今後検討いたします。
	操作方法の説明がない	16	操作が分かりやすいよう案内を充実させてほしい		Osaka Metro	より使いやすい券売機について今後検討いたします。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
◎券売機	文字が小さく、フォントが見にくい	17	英文字が小さいため、大きくしてほしい		Osaka Metro	移動等円滑化整備ガイドラインでは、「表示画面・操作画面の文字はできる限り大きな表示とすることが望ましい」とされており、ガイドラインに沿った整備としていますが、より使いやすい券売機について今後検討いたします。
	文字が小さく、フォントが見にくい	18	路線図の文字が小さいため、大きくしてほしい		Osaka Metro	弊社規定であります案内情報統一マニュアルに基づいておりますが、より使いやすい案内板について今後検討いたします。
	画面が暗い、もしくは光って見にくい	19	画面が見えにくいと角度が変えられるようにしてほしい 視認角度が狭くないかどうか、平均身長から離れた人から見る角度についても検討してほしい		Osaka Metro	全てのお客さまがより使いやすい券売機の高さや角度について今後検討いたします。
	インターホンのボタンが押しにくい	20	呼び出しボタンの場所が分かりにくい、京阪のようにプラスチックカバーをつけて分かりやすくしてほしい ルート①京阪淀屋橋駅の番号13と意見が相反		Osaka Metro	より使いやすい呼び出しボタンの位置について今後検討いたします。
		21	指先が不自由な人が押す際に焦点がぶれる為、呼び出しボタンをもう少し大きくしてほしい		Osaka Metro	より使いやすい呼び出しボタンの大きさについて今後検討いたします。
	インターホンにモニターがない	22	駅係員へのお問い合わせインターホン(券面確認台)はあるが、オペレーターからの案内が音声案内のみとなるため、聴覚障がいには困る そのため、モニターを設置し映像でも案内がわかるようにしてほしい		Osaka Metro	券売機若しくは遠隔インターホンの呼び出しボタンを押していただきますと、(聴覚障がい者であることを確認でき次第)、駅務員が対応いたしますこととしておりますが、より使いやすい券売機について今後検討いたします。

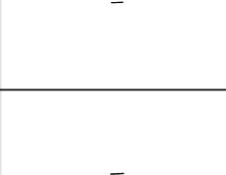
調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
◎券売機	お金の投入口が広がっていない	23	お金の投入口が狭いため、投入口への受け皿があるとお金を入れやすいと思うため改善してほしい		Osaka Metro	移動等円滑化整備ガイドラインに沿った整備していますが、より使いやすい券売機の仕様について今後検討いたします。
	音声案内が設置されていない	24	券売機へ誘導する音声案内が設置されていないため、設置してほしい	—	Osaka Metro	音声案内を含む券売機への誘導方法について今後検討いたします。
	操作する際に無理な体勢になる	25	蹴込みが浅く車いすが入れないため、蹴込みを深くしてほしい。		Osaka Metro	券売機の構造上の問題により蹴込みを深くすることは困難ですが、より使いやすい券売機について今後検討いたします。
◎救護室	音や光に配慮された安静にできるスペース(区画)がない	26	救護室内にカーテンレールはあるが仕切りのカーテンがないため、設置してほしい。		Osaka Metro	カーテンを早急に設置いたします。
	その他	27	救護室までの通路が狭いため、広くしてほしい。		Osaka Metro	駅空間の制約の中で狭い通路となりご迷惑をお掛け致しますが、大規模改修時に検討いたします。
		28	救護室内に簡易トイレ等の必要な備品を備えてほしい。	—	Osaka Metro	救護室においてお困りごとがございましたら、駅務員へお声がけいただけますようお願いいたします。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
⑩救護室	その他	29	救護室のドアを閉めた状態でも緊急時にすぐに駅員を呼べるよう、救護室内に呼び出しボタン(ナースコールのようなもの)をつけてほしい。		Osaka Metro	駅長室に隣接しておりますため、緊急時の場合は駅務員へお声がけ頂くようにしておりますが、今後、呼び出しボタンの設置について検討していきます。
		30	ホームのベンチのように一時的に軽く休憩できるスペースや授乳ボックス等を整備してほしい。	—	Osaka Metro	駅空間の制約の中でスペース確保できておらず、ご迷惑をお掛け致しますが大規模改修時に検討いたします。
		31	駅長室内の車椅子のタイヤの空気圧が低く、すぐに使用できないため、いつでもすぐに使用できるようタイヤに空気を入れる、かつ定期的に点検をしてほしい。	—	Osaka Metro	早急に改善いたします。
その他(音案内)		32	OsakaMetro淀屋橋駅から移動する際、出口(①大阪市役所方面)と京阪淀屋橋駅方向の分岐点に音案内をつけてほしい。		Osaka Metro	より分かりやすい音案内の設置について今後検討いたします。

ルート①-Ⅱ 京阪淀屋橋駅

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
⑨誘導ブロック	誘導ブロックが連続的に敷設されていない箇所がある	1	トイレの案内板からトイレの入口まで誘導ブロックを繋げてほしい		京阪	移動等円滑化整備ガイドラインを参考に整備しており、ガイドラインの見直し等があれば検討したいと考えています。
⑩案内表示	見えやすい高さに案内サインが掲載されていない	2	構内図や乗り換え経路等を示している案内表示板の位置が高いため、もう少し下げしてほしい		京阪	今後の参考とさせていただきます。
	案内サインが視認しにくい	3	案内板のバリアフリールートの点線が見にくいため、もっと目立たせてほしい。		京阪	今後の参考とさせていただきます。
	案内サインの文字やピクトグラムの大きさが小さく見えにくい	4	案内表示板の字が小さいため、もう少し大きくしてほしい		京阪	今後の参考とさせていただきます。
	その他	5	案内表示板に点字をつけてほしい		京阪	今後の参考とさせていただきます。
		6	点字案内板に音声案内をつけてほしい		京阪	京阪淀屋橋駅の触知案内板(音声案内付き)を設置済みです。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
◎案内表示	その他	7	入口専用、出口専用の改札があり分りにくいため、案内を充実させてほしい	—	京阪	今後の参考とさせていただきます。
◎券売機	タッチパネルが小さく見にくい	8	タッチパネルが小さく見にくい、大きくしてほしい		京阪	設備の仕様に関する事項のため対応可否について関係者と調整が必要です。
	タッチパネルの上部まで手が届かない	9	車いすからでは、タッチパネルの上部まで手が届かないため、タッチパネルの角度や高さを見直してほしい		京阪	券売機の高さについては、移動等円滑化整備ガイドラインを参考に整備しているが、車いす使用者が容易に券売機に接近できるようにガイドラインの見直し等機会を捉え検討したいと考えています。
	操作方法の説明がない	10	・券売機についている呼び出しボタンと、駅係員へのお問い合わせについている呼び出しボタンの用途の違いが分りにくいため、どこに繋がるかなどを表記してほしい ・駅係員へのお問い合わせ機器も含めて、操作がしやすいよう説明を充実させてほしい		京阪	どちらのボタンを押していただいても、駅係員事務所のインターホンに直通いたします。係員がすぐに対応いたしますので、ご安心にご利用ください。なお、表記については、今後の参考とさせていただきます。
	文字が小さく、フォントが見にくい	11	英文字が小さいため、大きくしてほしい		京阪	設備の仕様に関する事項のため対応可否について関係者と調整が必要です。
	インターホンのボタンが押しにくい	12	指先が不自由な人が押す際に焦点がぶれる為、呼び出しボタンをもう少し大きくしてほしい		京阪	設備の仕様に関する事項のため対応可否について関係者と調整が必要です。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
◎券売機	インターホンのボタンが押しにくい	13	呼び出しボタンにクリアカバーがついていて押しにくいので、クリアカバーを取ってほしい ルート①OsakaMetro淀屋橋駅の番号20と意見が相反		京阪	カバーは誤操作防止のために取り付けており、現状のままで操作をお願いしたいと考えています。
	インターホンにモニターがない	14	呼び出しボタンはついているが、音声対応のみなので、モニターを設置し映像でも案内がわかるようにしてほしい		京阪	設備の仕様に関する事項のため対応可否について関係者と調整が必要です。
	お金の投入口が広がっていない	15	お金の投入口が狭いため、投入口への受け皿があるとお金を入れやすいと思うため改善してほしい		京阪	設備の仕様に関する事項のため対応可否について関係者と調整が必要です。
	操作する際に無理な体勢になる	16	蹴込みが浅く車いすが入りにくいため、蹴込みを深くしてほしい		京阪	構造的な問題のため大規模改修時に検討します。
	その他	17	自動定期券発行機で割引の対象者も定期券を発行できるかどうか説明(点字)をつけてほしい	—	京阪	点字については、設備の仕様に関する事項のため対応可否について関係者と調整が必要です。
◎トイレ	出入口付近に、男女等を知らせる音声案内がない	18	トイレの設置位置を知らせる音声案内を設置してほしい	—	京阪	現場調査の上、対応を検討いたします。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
⑩トイレ	バリアフリートイレに大型ベッドが設置されていない	19	チェックシートにチェックあり		京阪	ユニバーサルシート整備済みです。
	ボタンやトイレットペーパーに手が届きにくい	20	緊急ボタンが下方にあり気づきにくいので、上方にも設置してほしい		京阪	上方にも緊急ボタン整備済みです。
	入口の開閉ボタンやレバーが操作しにくい	21	水洗ボタンを足下にもつけてほしい、もしくは自動で流れるようにしてほしい		京阪	移動等円滑化整備ガイドラインを参考に整備しており、ガイドラインの見直し等があれば検討したいと考えています。 【ガイドライン】 ・便器洗浄ボタンは、便器に腰掛けたまの状態で、便器の回りで車いすから便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。
		22	ドアが重く開閉しにくいので、軽くしてほしい		京阪	大阪市(地下街連絡協議会幹事会)の指導により、ドアの仕様が特定防火設備となったため重くなっています。 貴重なご意見であり、社内で検討します。
	介護スペースや移乗のためのスペースが不十分	23	もう少し多機能トイレ内のスペースを広くしてほしい		京阪	現状では、駅の構造上、トイレ内のスペースを広くすることは難しいが、移動等円滑化整備ガイドラインを参考に整備しており、ガイドラインの見直し等があれば検討したいと考えています。
	「男性用」「女性用」の区画を通る必要があり、異性介助の場合や性的マイノリティが使いにくい	24	チェックシートにチェックあり		京阪	多機能トイレは男性用・女性用とは別に整備済みです。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
◎トイレ	その他	25	緊急ランプが仕切りによって見えない場合があるため、位置を改善してほしい		京阪	呼出しボタンが押された際は、駅務室に連絡が入り、係員が確認するため不都合は特にありません。
		26	便器の位置がわかるように便器の前に誘導ブロックをつけてほしい		京阪	トイレの配置は、トイレ前に設置する触知案内図にて案内しています。
		27	バリアフリートイレが一つしかないため複数設置してほしい	—	京阪	移動等円滑化整備ガイドラインに則って1箇所を整備しているが、それ以上は、スペース的に困難です。
		28	トイレが空いているかどうか分かるような表示をつけてほしい		京阪	移動等円滑化整備ガイドラインに規程されておらず、今のところ対応する予定はありません。
その他(音声案内)		29	全体的に音声ガイドが不足しているため、もっと充実させてほしい	—	京阪	大規模改修時に検討します。
その他(休憩施設)		30	地下通路(改札外)において、一時的に休憩できる椅子等を設置してほしい	—	京阪	利用者の誘導動線等を鑑み設置するスペースがありません。

ルート①-Ⅲ 淀屋橋駅ワンBI階

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
④誘導ブロック	誘導ブロックが連続的に敷設されていない箇所がある	1	淀屋橋駅ワンBI階の入口で誘導ブロックが途切れているため繋げてほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
		2	EVで地上に上がってから交差点まで誘導ブロックを繋げてほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
	誘導ブロックの色が見えにくい	3	淀屋橋駅ワンBI階に敷設されている誘導ブロックがステンレス(銀色)で見えにくいいため、床面との差異をつけてほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
⑤案内表示	乗り換え駅、EV、トイレなどの案内サインがない	4	ビル名がわかるような表示をつけてほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
		5	EVで地上に上がった場所に、出口位置を表示してほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
	案内サインが視認しにくい	6	EVサインが小さく見えにくいので大きくしてほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
◎エレベーター	15人乗り以上ではない(11人乗り以下である)	7	15人乗り以上のEVを設置してほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
	操作盤のボタンが押しにくい	8	車椅子用のボタンをつけてほしい		京阪	2台ある内、向かって左側のEVは車いす対応となっています。
	外部から内部が見える構造となっていない	9	外部から内部が見える構造としてほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
	改札口からエレベーターまでの案内がわかりにくい	10	改札口からEVまでの案内を分かりやすくしてほしい	—	Osaka Metro	より分かりやすい駅の案内誘導について今後検討いたします。
					京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
	運用時間が掲載されていない	11	運用時間を掲載してほしい		京阪	始発から終電まで稼働しているので運用時間の掲載は特に必要ないと認識しています。
		追加	”運用時間を掲載してほしい”という意見に対して、“始発から終電まで稼働しているので運用時間の掲載は必要ない”という回答であるが、始発から終電まで稼働しているかがわからないので、その時間を書いてほしい。	—	京阪	貴重なご意見であり、関係者と調整した上で今後検討します。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
◎エレベーター	停止階の案内(鉄道への連絡)などの表示がない	12	鉄道の接続階の表示をつけてほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
	その他	13	停止階の音声案内をつけてほしい。		京阪	2台ある内、向かって左側のEVは音声案内対応としています。
その他(休憩施設等)		14	授乳室や、カームダウンブース、ベンチなどを設置してほしい。		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。

ルート① -IV 地上(ステーションワン展望用EV~大阪市役所(国道25号、中之島線))

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
⑥歩道	通行の支障となる街路樹や看板、電柱、自転車などの障害物がある	1	誘導ブロック周辺にコーンがあり障害となっているため撤去してほしい		大阪市(道路管理者)	撤去対応済みです。
	凸凹している	2	淀屋橋駅からみおつくしプロムナード、みおつくしプロムナードが凸凹しているため改善してほしい		大阪市(道路管理者)	具体的な場所を教えていただければ、現地確認の上、必要に応じて対応します。
	車道と歩道の段差が大きい	3	淀屋橋交差点の段差が大きいため改善してほしい		大阪市(道路管理者)	現地確認の上、必要に応じて対応します。
	歩行環境は安全ではない(自転車の車道走行が厳守されていない)	4	歩道(淀屋橋交差点北~市役所)を自転車が行き交っているため、自転車の車道走行を徹底するように働きかけてほしい	—	公安委員会	当該区間の歩道については、「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可」の交通規制が実施されていますが、普通自転車等が歩道を通行する場合は、 ・普通自転車等通行指定部分がない場合は、歩道の中央から車道寄りの部分(道路標示により普通自転車等が通行すべき部分として指定された部分がある場合は、その部分)を徐行して進行しなければならない。 ・歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければならない。 などと道路交通法で定められており、引き続き、自転車利用者に対する広報啓発活動を行ってまいります。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
◎誘導ブロック	誘導ブロックが連続的に敷設されていない箇所がある	5	誘導ブロックを音響信号のボタンの目の前までつなげてほしい		大阪市(道路管理者)	現地確認の上、必要に応じて対応します。
	誘導ブロックの色が見えにくい	6	みおつくしプロムナードの誘導ブロックの色が見えにくい、地面の色と差をつけてほしい		大阪市(道路管理者)	当該道路はS60頃に整備された際に景観に配慮して舗装や誘導ブロックの色を決定しており、誘導ブロックの両脇に暗めの平板を配置することで、一定の輝度比を確保していたと思慮されます。 一方で、設置当時から経年変化している可能性もありますので、改めて輝度比等を確認し、必要に応じて対応してまいります。
◎交差点(音響信号)	音響信号の音声方向によって区別が付きにくい	7	視覚に障害がある場合、まっすぐ歩くのが難しいため、音声+エスコートゾーンが整備されていることが望ましい		公安委員会	淀屋橋交差点の視覚障害者用付加装置が設置されている交差点南詰の東西の横断歩道については、令和9年度にエスコートゾーンを設置する予定です。
		8	淀屋橋交差点の東側の南北方向にも音響信号を設置してほしい	—	公安委員会	地下通路(Osaka Metro淀屋橋駅1番出口を経由)を使用するの南北の横断が可能ですが、現場の状況等を踏まえつつ、設置の必要性について検討してまいります。
	その他	9	信号機の色があと何秒で変わるのかを、点灯表示してほしい		公安委員会	「経過時間表示付き歩行者用交通信号灯器」の設置については、現場の状況等を踏まえつつ、設置の必要性について検討してまいります。
◎案内表示	乗り換え駅、EV、トイレなどの案内サインがない	10	地下鉄へ向かうEVの案内表示が淀屋橋三井ビルディング(淀屋橋odona)のままとなっているため、最寄りの施設(淀屋橋ステーションワン)に更新してほしい		Osaka Metro	淀屋橋ステーションワンにおいては、地下～地上～上層階までのEVとなり、ご利用の際にお待ちいただく時間が長いなどのご不便をおかけするため現状のままでご理解をお願いいたします。なお、1月上旬に淀屋橋ゲートタワー側に地下～地上専用EVが設置されますので分かりやすい案内誘導を検討いたします。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
◎案内表示	乗り換え駅、EV、トイレなどの案内サインがない	11	淀屋橋ステーションワンにEVが設置されていることが分からないため、地上に案内表示をつけてほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
		12	全体的に地上からOsakaMetro、京阪への出入口位置が分かりにくい ため、地上に案内表示(ピクトグラム等)をつけてほしい。	—	Osaka Metro	ビル出入口の地上部には、案内板を設置しておりますが、より分かりやすい案内標示を今後検討いたします。
					京阪	関係者と調整が必要です。
	見えやすい高さに案内サインが掲載されていない	13	地上に淀屋橋ステーションワンの案内板があるが、小さいこともあり見つけにくい もう少し大きい案内板にして、見えやすい高さに掲出してほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
	案内サインが視認しにくい					
	案内サインの文字やピクトグラムの大きさが小さく見えにくい	14	地上にある淀屋橋ステーションワンの案内板について、文字の大きさやピクトグラムを大きくしてほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
	その他	15	地上にある淀屋橋ステーションワンの案内板が英字メインとなっているため、カタカナ表記等も併記してほしい		京阪	関係者と調整した上で今後検討します。

調査対象	評価項目	番号	ご意見(どうしてほしいか)	写真	事業者	事業者回答
◎案内表示	その他	16	淀屋橋駅ワンフンのEVの稼働時間を地上部でもわかるように表示してほしい	—	京阪	関係者と調整した上で今後検討します。
その他(音声内)		17	OsakaMetro淀屋橋駅1番出口(地上)の音声案内が故障していたため直してほしい	—	Osaka Metro	音声案内装置が故障していたため、早急に改善いたします。